

秋田県文化財保存活用大綱

秋田の宝を未来につなぐ



令和3年3月
秋田県教育委員会

表紙写真

- | | | |
|----|---------|--------------|
| 左上 | 鳥海山 | (由利本荘市、にかほ市) |
| 左下 | きりたんぽ鍋 | (秋田県北部) |
| 右上 | 男鹿のナマハゲ | (男鹿市) |
| 右下 | 大湯環状列石 | (鹿角市) |

はじめに

秋田県には、白神山地に代表される豊かな自然環境、ナマハゲや竿燈などの祭り行事や民俗芸能、発酵食をはじめとする特色ある食文化、縄文遺跡群など、多彩な文化財が受け継がれています。各地域に残る文化財は、人々の心の拠り所であり、未来につなぐべき「秋田の宝」です。

こうした「秋田の宝」を次の世代に受け渡すためには、適切な保存に加え、価値や魅力をふまえた総合的かつ計画的な活用に向けた取組を進めが必要です。そこで、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にするために、「秋田県文化財保存活用大綱」を策定しました。

本大綱では、保存と活用が相乗効果を生み出しながら文化財を継承していく姿を将来像としています。具体的な方針として、文化財の修理や管理、分かりやすい内容による情報発信に加え、地域の文化財の掘り起こしなどを進めます。また、民俗芸能や祭り行事の後継者育成など、学校と地域とが一体となったふるさと教育を充実させます。

今後、各市町村、文化財所有者、地域住民、観光や地域振興などに携わっている皆様など、関係者が本大綱における方針等を共有し、適切な保存・活用を進めていただければ幸いです。

最後に、本大綱策定に係る検討を進める上で御尽力いただいた秋田県文化財保存活用大綱策定委員会の委員をはじめ、御意見や御協力をいただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩幸

目 次

■ 序章

1 大綱策定の背景と目的	1
2 大綱の位置付け	3

■ 第1章 秋田県の状況

1 秋田県の概要	
(1) 自然的・地理的環境	4
(2) 歴史的特色	6
(3) 人口の動き	9
(4) 観光の現状	9
2 秋田県内の文化財の概要	
(1) 文化財の体系	10
(2) 文化財の保護制度	10
(3) 各地域の文化財	10
3 文化財の保存・活用の現状と課題	
(1) 文化財の種別ごとの現状と課題	15
(2) 保存・活用の課題の整理	19

■ 第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 目指す将来像	22
2 保存・活用の基本的な方針	
(1) 地域の文化財の把握	22
(2) 担い手の育成	23
(3) 文化財の特性に応じた対策	24
(4) 情報発信	24
(5) 学校教育との連携	25
(6) 活用に向けた専門人材との連携	26
(7) 観光資源としての磨き上げ	26
(8) 地域づくりへの活用	26

■ 第3章 文化財の保存・活用に向けた県の取組の方向性

1 文化財の保存を主とした取組	
(1) 文化財の調査	27
(2) 文化財の指定等	27
(3) 文化財の修理・整備への支援	27
(4) 多彩な伝統行事の保存	27

2	観光振興やまちづくり分野における取組	
(1)	地域の力を結集した「総合的な誘客力」の強化	28
(2)	文化の発信力強化と文化による地域の元気創出	28
(3)	「関係人口」を生かした活力ある地域づくり	28
3	県所有文化財について	
(1)	有形文化財（建造物）	29
(2)	有形文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財、登録記念物	30
 ■ 第4章 市町村への支援の方針		
1	保存・活用の取組への支援	31
2	文化財保存活用地域計画作成への支援	
(1)	基本情報の収集・整理	31
(2)	作成協議会の設置	31
(3)	地域計画の作成	32
3	歴史的建造物等の活用にあたっての建築基準法の適用除外等について	32
 ■ 第5章 防災・災害発生時の対応		
1	文化財の防災	
(1)	文化財の種別ごとの対応	33
(2)	文化財リストの整備	34
(3)	文化財防災ネットワークの構築	34
(4)	防災訓練の実施	34
2	災害発生時の対応	
(1)	初期対応	35
(2)	文化財のレスキュー活動	35
 ■ 第6章 文化財の保存・活用の推進体制		
1	秋田県の体制	
(1)	文化財保護主管課	36
(2)	関係課室及び機関	36
2	秋田県文化財保護審議会	37
3	秋田県内の関係団体等	37
4	市町村との連携	37
5	今後の体制整備の方針	
(1)	関係機関等との連携	38
(2)	地域社会との連携	38
(3)	文化財担当部局の体制強化	38

■ 資料編

1 秋田県文化財保存活用大綱策定までの経過	41
2 秋田県文化財保存活用大綱に係る諸計画	42
3 文化財の種類と保護の体系	43
4 国、県による文化財調査一覧	44
5 秋田県内の国・県指定文化財位置図～建造物	45
6 秋田県内の国・県指定文化財位置図～無形民俗文化財	46
7 秋田県内の国・県指定文化財位置図～史跡	47
8 秋田県内の国・県指定文化財位置図～名勝・天然記念物	48
9 秋田県内の国・県指定文化財等件数一覧	49
10 秋田県内の国・県指定等文化財一覧	50

■ 序章

1 大綱策定の背景と目的

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の財産である。文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務であるが、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となっている。一方で、全国的に文化財の観光資源化など活用ニーズが増大しており、地域の文化財を新たな資源として、まちづくりに活用しようという機運も高まっている。こうした中、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことを趣旨として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）が改正され、平成31年4月に施行された。これにより、都道府県は、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱である「文化財保存活用大綱」を定めることができるようになり、市町村はそれに基づいて、「文化財保存活用地域計画」を作成できることとなった。

本県は、世界自然遺産の白神山地をはじめとする雄大な山々、十和田湖や田沢湖などの美しい湖、変化に富む地形の男鹿半島、良質な温泉など、豊かな自然環境に恵まれている。また、世界的に人気の高い秋田犬、角館や増田などの歴史的な町並み、世界遺産登録を目指す縄文遺跡群に加え、ユネスコ無形文化遺産に登録されたナマハゲや山・鉢・屋台行事の他、竿燈などの祭り行事や民俗芸能、発酵食をはじめとする特色ある食文化など、多彩な文化資源を有している。こうした地域住民が愛着をもっている自然と文化資源を「秋田の宝」として、適切な保存を進めていく。

〔 秋田の宝 〕

豊かな自然

白神山地、十和田湖、田沢湖
男鹿半島、象潟、鳥海山 等

多彩な伝統行事

ナマハゲ、山・鉢・屋台行事、竿燈 等
各地の民俗芸能や祭り行事

特色ある食文化

きりたんぽ鍋、稲庭うどん
発酵食、いぶりがっこ 等

地域の文化財

縄文遺跡群、角館武家屋敷
増田の蔵、秋田犬、マタギ 等

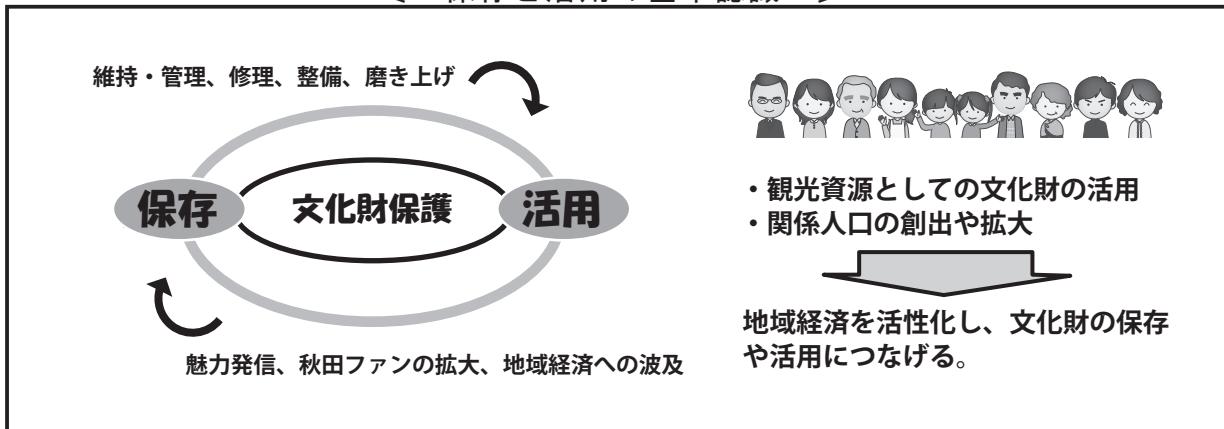
一方で、文化財等の保存・継承には、一部に危機的な状況が見られる。本県では、過疎化が急速に進み、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）も日本で最も高い。平成29年(2017)に100万人を割り込んだ総人口は、令和27年(2045)には、約60万人、高齢化率は50%を超えると推計(*)され、文化財を維持管理していくための担い手不足は今まで以上に進むと考えられる。さらに、資金的な課題も大きくなってきており、個別に文化財を保護してきた方法による文化財の継承が難しくなっている。

* 国立社会保障・人口問題研究所「日本地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」による。

文化財の継承には、保存の措置とともにその大切さを伝えることが不可欠であり、その理解を促すことが必要となる。そこで、適切な保存や従来の手法での活用等に加え、価値や魅力をふまえた総合的かつ計画的な文化財の保存・活用を進めることで、観光や地域振興等に活かし、地域一体となって、保存と活用の相乗効果を生み出していく視点が必要である。

本大綱は、これらのこととを基本認識として、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の本県文化財保護行政の共通基盤とするものとして策定する。

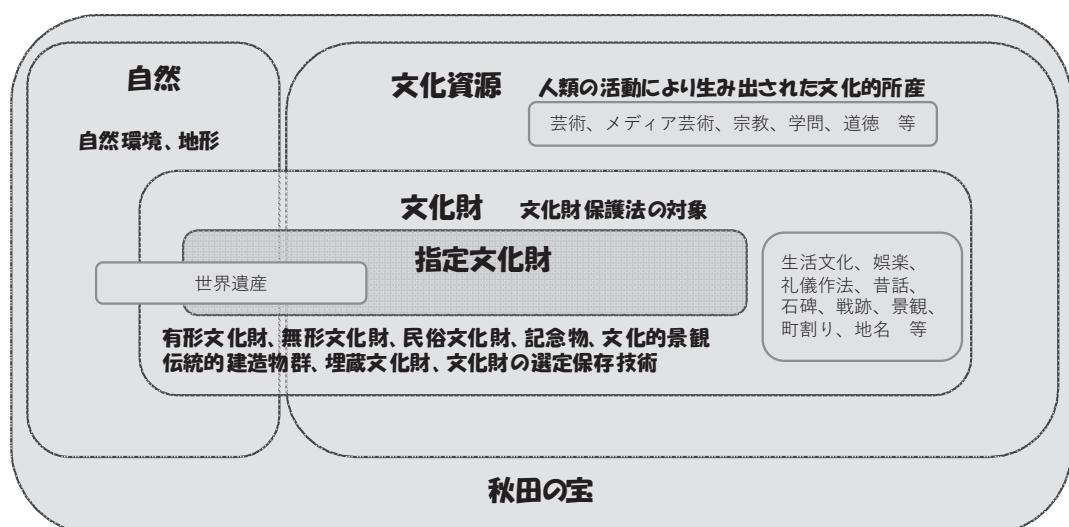
[保存と活用の基本認識]



本大綱で対象とする文化財は、文化財保護法第2条に規定される文化財とするが、地域社会で大切に扱われてきた自然や文化資源は、国や地方公共団体により指定等された文化財だけとは限らないため、未指定文化財やこれまで文化財として扱われる事が少なかった生活文化や娯楽などについても対象とすることとする。

また、無形民俗文化財は、人々の生活と密接に結びついており、ゆるやかに変容しつつ継承されていくのが一般的である。継承とは次の世代に引き継ぐということであるため、本大綱では、保存という行為に含むこととする。

[大綱における対象文化財の概念図]



2 大綱の位置付け

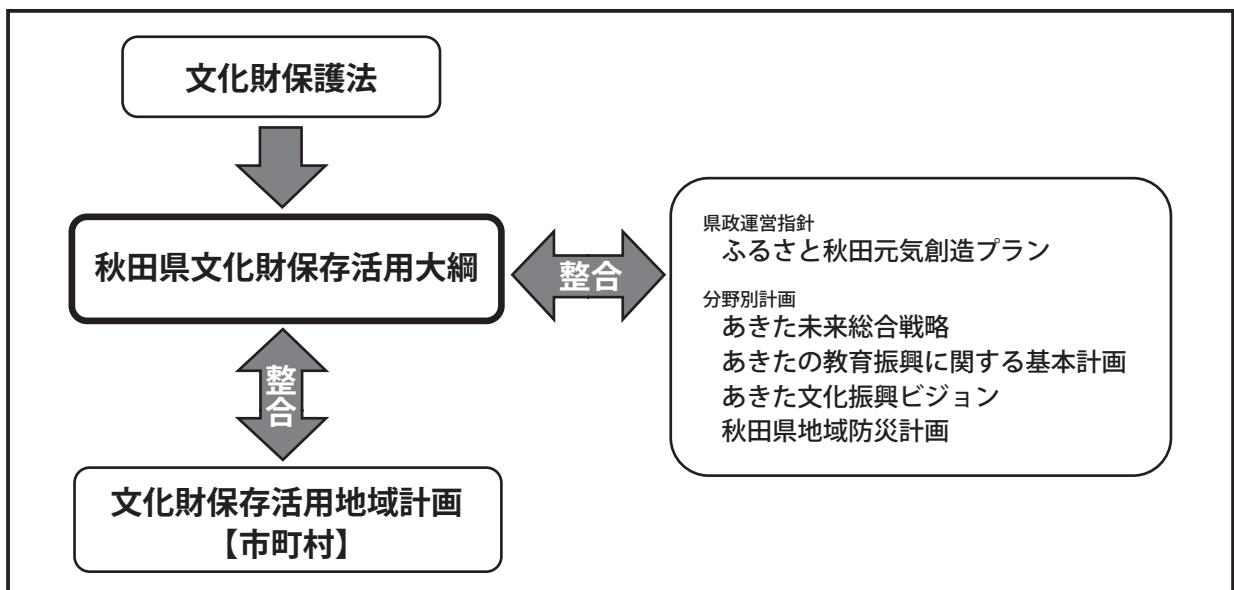
本大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づくもので、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の本県文化財保護政策の共通基盤となるものである。そのため、本県の県政運営指針である第3期ふるさと秋田元気創造プラン（平成30年3月策定）（以下「3期プラン」という。）との整合性を図りながら、文化財分野を切り口にした本県の行動指針として位置付ける。加えて、第2期あきた未来総合戦略（令和2年3月策定）、第3期あきたの教育振興に関する基本計画（令和2年3月策定）、第2期あきた文化振興ビジョン（平成31年3月策定）、秋田県地域防災計画（令和2年6月修正）との整合性を図る。

また、各市町村で作成することができる「文化財保存活用地域計画」は、大綱の方針を勘案しつつ、域内の文化財の保存・活用を進める具体的な行動計画であり、大綱と整合性が取れた内容であることが求められる。

さらに、平成27年（2015）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」の、主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものである。

なお、本大綱は3期プランの改訂にあわせ、見直しを図るものとする。

〔 大綱の位置付け 〕



〔 持続可能な開発目標（S D G s）のゴール 〕

4 質の高い教育をみんなに
(4.7 「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」)

8 働きがいも経済成長も
(8.8 「地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業」)

11 住み続けられるまちづくりを
(11.4 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力」)

※ () 内はターゲットの一部抜粋

■ 第1章 秋田県の状況

1 秋田県の概要

(1) 自然的・地理的環境

① 位置・地形

本県は、北緯38度52分から40度30分、東経139度41分から140度52分の間の本州北部に位置し、県境部にはいずれも険しい山々が連なっている。西は日本海に面し、沿岸部の中央には男鹿半島が突出し、その南北には長大な海浜がゆるやかな海岸線を形成している。

面積は約11,600km²で全国第6位の広さであり、内陸部を貫く米代川、雄物川、子吉川などの河川が、各地に水の恵みを与えるとともに、重要な交通路としての役割を果たしてきた。二重式カルデラ湖である十和田湖、全国一の水深を誇る田沢湖は、本県を代表する観光地である。

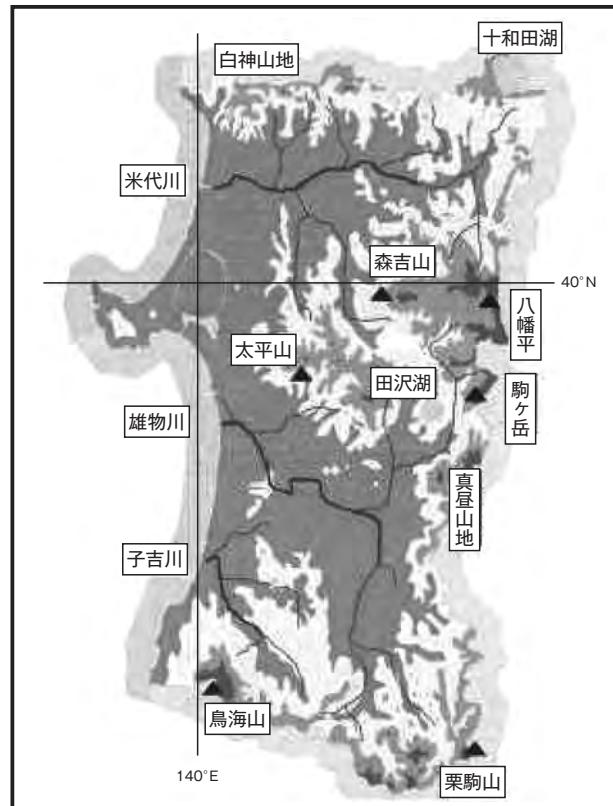
また、かつて全国第2位の広さを誇る湖であった八郎潟は、国営八郎潟干拓事業により山や川がない全域が平坦な地形となっている。沿岸南部の象潟は、松尾芭蕉の句に詠まれるなど、景勝地として知られていたが、1804年の大地震によって隆起し、現在は当時の面影を水田の中に残している。

沿岸北部で青森県にまたがる白神山地は、広大な原生的ブナ林を擁し、日本で初めて世界自然遺産に登録された。沿岸南部の山形県境に位置し独立峰である鳥海山は、古くから信仰の対象とされ、本県を象徴する存在となっている。

内陸部では、県境部を南北に連なる奥羽山脈、県中央部を南北に連なる出羽丘陵が並び、南北に流れる雄物川沿いに広大な平地が形成されている。

② 気候

典型的な日本海側の気候であり、冬季の降水日数が多く日照時間が極端に少ない。降雪量は、内陸部ほど多くなるが、沿岸部でも白神山地や鳥海山周辺は多い。本県は、日本有数の豪雪地帯であり、雪に閉ざされる期間が長かった地



秋田県の地形



十和田湖および奥入瀬渓流
(国指定特別名勝及び天然記念物・小坂町)

域では、カマクラ行事や発酵食など特色ある文化が発達した。

気温も沿岸部と内陸部で顕著な違いがみられる。沿岸部は、対馬暖流の影響を受けており南部では冬季でも比較的温暖である。内陸部では奥羽山脈沿いほど気温が低く、季節により寒暖の差が大きい。

③ 動植物

白神山地をはじめ青森県境の矢立峠や内陸部の森吉山周辺は、ブナやスギなどの天然林を中心とした原生的な自然が広がり、動植物の宝庫となっている。鳥海山周辺では、ブナを中心とする森林や湿原が広がる豊かな環境を形成し、原生的で貴重な植生が残されている。また、男鹿半島は比較的温暖な気候であり、暖地性植物の生育も見ることができる。草原が広がる寒風山一帯や、半島に隣接する八郎潟干拓地は貴重な昆虫類、鳥類の生息・飛来地となっている。

動物では、良好な生息環境を背景に国指定特別天然記念物「カモシカ」が県内全域で安定頭数を維持している。国指定天然記念物「秋田犬」は、マタギの獵犬をルーツとする日本犬である。また、全国的に美味で知られる比内地鶏は、県北部で飼育されてきた国指定天然記念物「比内鶏」と海外品種の一代雑種である。



カモシカ

(国指定特別天然記念物)

④ 地質

本県の地質は、青森及び岩手の県境付近に分布する古生代の粘板岩類と太平山を中心とする中生代白亜紀の花崗岩類を基盤として、新第三紀層及び第四紀層などの地層が広く分布している。

新第三紀層の火山岩類は内陸部に広く分布し、こうした火山岩類により形成された鉱床は、江戸時代以降の本県経済を支えてきた。院内銀山（湯沢市）、阿仁鉱山（北秋田市）、尾去沢鉱山（鹿角市）、小坂鉱山（小坂町）はその代表例である。また、堆積岩類は、出羽丘陵以西の日本海側に厚く、石油や天然ガスを産出している。

第四紀層としては、多数の火山が随所に地熱地帯を形成しており、本県のエネルギー源となっている。県指定天然記念物「川原毛の酸性変質帶（湯沢市）」は、川原毛地獄と呼ばれ、吹き出す硫黄酸化物により特異な景観が形成されている。



川原毛の酸性変質帶（県指定天然記念物・湯沢市）

(2) 歴史的特色

① 旧石器時代

定住をせず狩猟を中心に移動しながら暮らしていたと考えられている。これまで本県で確認されている遺跡はいずれも約3万5千年～1万5千年前の後期旧石器時代に属する。



大湯環状列石

(国指定特別史跡・鹿角市)

② 繩文時代

土器や弓矢の使用とともに定住化が始まり、集落の数が増え、大型の竪穴建物跡を持つ拠点的な集落が発達する。後期（約4千年～3千年前）になると、寒冷化に伴い大規模な拠点集落は減少し、環状列石が出現する。

「大湯環状列石（鹿角市）」は、2つの環状列石の外側に掘立柱建物跡が巡り、遺跡内からは土偶や土版など祭祀に関する道具が多く出土している。「伊勢堂岱遺跡（北秋田市）」でも4つの環状列石が見つかっており、最大のものは直径約45メートルに及ぶ。



伊勢堂岱遺跡

(国指定史跡・北秋田市)

③ 弥生時代から飛鳥時代

本県では遺跡数が激減する。弥生・古墳文化の影響を受けていたと考えられ、稻作をうかがわせる遺物が出土した遺跡があるものの、前方後円墳は見つかっていない。

飛鳥地方を中心に、中央の政治機構や地方の支配体制が整備されていく頃、本県は未だその支配領域の外側であった。『日本書紀』齊明天皇4年(658)の阿倍比羅夫北征の記事からは、現在の秋田・能代周辺に狩猟を主な生業とする「蝦夷」と呼ばれた在地集団がいたことがうかがえる。

④ 奈良時代から平安時代

和銅元年(708)、越後国の北方に出羽郡が設置され、和銅5年(712)には出羽国が成立する。天平5年(733)、庄内から秋田に出羽柵が移され、その後秋田城と呼ばれるようになり、多賀城とともに東北地方の政治・軍事の中心として平安時代の中頃までその役割を果たした。秋田城と同様の機能を持っていたと

考えられるのが、801年頃に成立した城柵である払田柵跡であり、10世紀後半頃まで継続した行政・軍事の拠点だったことが分かっている。

10世紀後半になると、県内でも経塚が出現し銅鏡などの出土が増えることから、当時最新の仏教文化を中心から受容している有力者の存在がうかがえる。本県唯一の国宝である「線刻千手観音等鏡像（大仙市）」は、この時代の作とされる。

⑤ 中世

12世紀末に奥州全域を全面的に支配下に組み入れた源頼朝は、雄勝郡を小野寺氏、比内郡を浅利氏、鹿角郡を安保・秋元・奈良氏、秋田郡を橘氏に、それぞれ所領として与え地頭に任命した。鎌倉時代末には、津軽地方から安東氏が進出してくる。能代市檜山に入った檜山安東氏と秋田市土崎に進出した湊安東氏との間で対立があったが、安東愛季は両家を統合し、天正5年(1577)、脇本城（男鹿市）を築城した。

⑥ 近世（江戸時代）

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの後、由利郡と鹿角郡を除く県域は、常陸国（茨城県）から入部した佐竹氏の所領となり、秋田藩が成立した。佐竹氏は、久保田城（現千秋公園）を築城し、城下町を建設した。由利郡内には本荘、亀田、矢島といった小藩が分立し、鹿角郡は近世を通じて盛岡藩領となった。各藩により整備された町割りの基礎は、大部分が現在も踏襲され、角館のように当時の町割りを良好に残す地区もある。

産業面では、山林と鉱山資源に恵まれていたことから林業と鉱山業が発達し、近代以降も県内において重要な位置を占めることになる。林業では米代川流域の秋田杉が県外に供給された。鉱山業では院内銀山、阿仁鉱山、尾去沢鉱山などから多くの金銀銅が産出された。

文化面では、佐竹氏の入部にともない獅子踊りに代表される伝統芸能が県内各地に伝えられ定着していった。社会の安定とともに、安藤昌益や佐藤信淵、平田篤胤など、独自の思想を持つ学者が登場し、8代秋田藩主の佐竹義敦や『解体新書』の挿絵で知られる小田野直武らにより、秋田蘭画が生みだされた。また、沿岸部の北前船寄港地や県内を縦断する羽州街道などを通じて藩内外の人・モノの交流が生まれた。中でも県内各地を巡った菅江真澄は、細密なスケッチを添えた地誌を編纂し、ナマハゲなど現代に続く民俗行事についても当時の貴重な記録を残している。また、鳥海山、太平山など中世以来の山岳信仰地が藩主をはじめ民衆の崇敬を集めたことから、各地に残る社殿やその所蔵品、修験者が広めた番楽などが伝えられている。

⑦ 近代以降

慶応4年(1868)に始まった戊辰戦争で、秋田藩は新政府軍につき、由利の諸藩もそれに従った。そのため、盛岡藩・庄内藩・仙台藩の三方から攻められることになり、県域のおよそ3分の2が戦火に見舞われた。その後、廃藩置県により、旧秋田藩の領域に由利郡、鹿角郡が編入され、秋田県が誕生した。本県は、近世以来の林業や鉱山業のほか、県が振興を図った農業や、新たな産業として登場した石油業を主要産業として着実に発展していった。

林業では、井坂直幹が創設した秋田木材株式会社が、全国有数の木材会社に成長し、その所在地である能代は、「東洋一の木都」と称された。鉱山業では、主要な鉱山が官営となり外国人技師が招かれ、その後財閥企業に払い下げられて発展した。

農業では、近代農法の積極的な導入や勧業博覧会の開催、試験場・植物園の設置などが行われた。中でも農村指導者の石川理紀之助の主導により明治11年(1878)に始められた種子交換会は種苗交換会と名を改め、現在も県農業の一大行事として続いている。また、戦後の全国的な食糧不足を解消するため、国内第2位の広さを誇る湖であった八郎潟は、国営干拓事業により陸地となり、昭和39年(1964)に大潟村が誕生した。

石油業では、県内各地で油田の調査が開始され、明治時代末期から豊川(潟上市)、黒川(秋田市)、八橋(同)、院内(にかほ市)などの油田開発が本格化した。大正時代後半には県産原油が国内産油量の4割以上を占めるようになり、昭和10年(1935)には八橋油田の産油量が国内産油量の66%を占めるに至った。

以上のような産業の発展に伴い、県内各地にはその関連施設のほか豪農、豪商の邸宅等が数多く残されることとなった。



旧小坂鉱山事務所
(国指定重要文化財・小坂町)



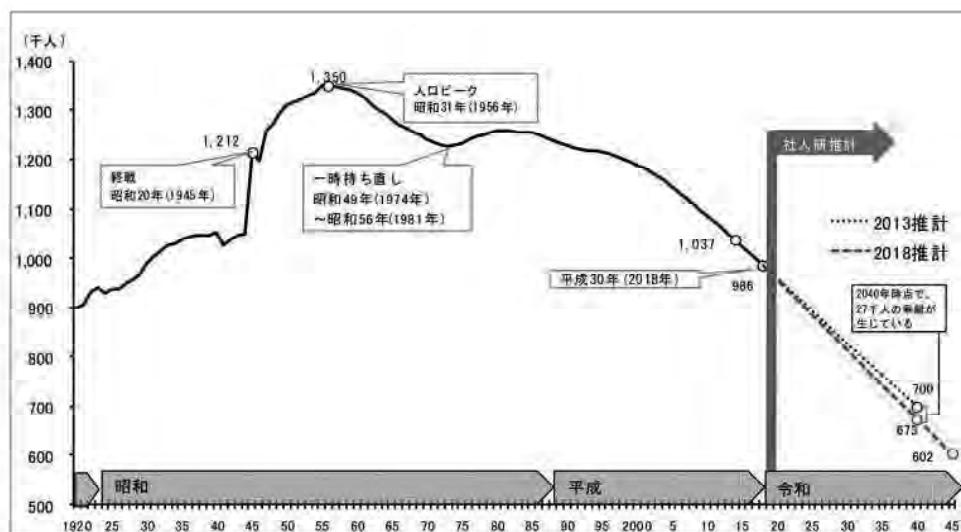
旧阿仁鉱山外国人官舎
(国指定重要文化財・北秋田市)

(3) 人口の動き

秋田県年齢別人口流動調査によると、令和2年10月1日現在の秋田県の人口は952,005人と前年同月に比べた人口減少率は1.44%である。昭和57年以降減少を続けており、平成29年に100万人台を割り込んだ。平成27年国勢調査人口等基本集計結果によると、県の27年人口は1,023,119人であり、前回の22年国勢調査からの人口減少率は5.8%と全国で最も大きくなっている。国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」によれば、令和27年の県人口は約60万人と推計されている。

令和元年10月1日現在の総人口を年齢3区分別の割合でみると、「年少人口」（0～14歳）は昭和45年の24.4%から9.9%となる一方、「老人人口」（65歳以上）は昭和45年の7.3%から37.2%と全国で最も高くなっている。

[本県人口の推移]



（『第2期あきた未来総合戦略』より）

(4) 観光の現状

令和元年秋田県観光統計によると、県内を訪れる観光客数は、約3,527万人（前年比2.3%増）、延べ宿泊者数は約365万人（前年比4.3%増）となっている。外国人の宿泊者数も年々増加し、令和元年は前年に比べ12.9%の伸びとなった（139,400人：令和元年観光庁宿泊旅行統計調査）。国籍（出身地）別では、台湾（44%）、中国（11%）、香港（7%）となっており、アジアが大半である。

本県の代表的観光地としては、乳頭温泉郷、玉川温泉などに代表される温泉や角館や増田などの歴史的な町並み、鳥海山、十和田湖、田沢湖、男鹿半島などの景勝地が挙げられる。また、竿燈や盆踊りなどの祭りや、ユネスコ無形文化遺産に登録された角館祭りのやま行事、土崎神明社祭の曳山行事、花輪祭の屋台行事、ナマハゲ行事などにも多くの観光客が訪れている。さらに、本県の大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として県外の15遺跡とともに世界文化遺産候補として、令和2年1月にユネスコに推薦されており、両遺跡に観光客が来ることが期待される。

2 秋田県内の文化財の概要

(1) 文化財の体系

文化財は、文化財保護法により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類される。国では、これらの文化財のうち、重要なものや価値の高いものを指定や選定、保存と活用が特に必要なものを登録、特に必要なあるものを記録選択し、重点的に保護する枠組みを設けている。そのほかに、埋蔵文化財と文化財の保存技術も保護の対象としている。

(2) 文化財の保護制度

本県では、文化財保護法にもとづく指定等に加え、秋田県文化財保護条例に基づき、県内に所在する文化財のうち県にとって重要なものを指定等文化財としてその保護を図っている。県指定等の枠組みは国指定等文化財の体系に準じているが、文化的景観や伝統的建造物群の選定制度、文化財の登録制度は有していない。

また、県内市町村（大潟村を除く）においては、それぞれの文化財保護条例に基づき、各市町村内に所在する文化財を指定等文化財として、その保護を図っている。このほか独自の取組として、仙北市と横手市は、伝統的建造物群保存地区について保存条例を定めており、大館市と横手市は、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を作成し国の認定を受けている。

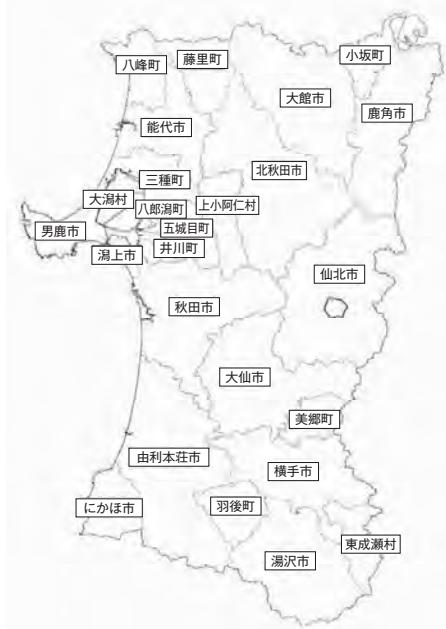
(3) 各地域の文化財

県内には、豊かな自然環境とそれを背景とした物流や産業の発達により、各地に特色ある文化財が残されている。ここでは、古くから物流を支えた河川の流域を中心に文化財の概要を整理する。

[本県の水系地域]



[本県の市町村]



(『第2次秋田県環境基本計画』より)

① 米代川水系地域（能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、八峰町、藤里町、上小阿仁村）

本地域は県北部に位置し、岩手県境に源を発する米代川が東から西に流れ、阿仁川などの大小の支流を合わせ日本海へと注いでいる。豊富な森林資源を背景に、世界自然遺産「白神山地（八峰町、藤里町）」、国指定天然記念物「桃洞・佐渡のスギ原生林（北秋田市）」や同「長走風穴高山植物群落（大館市）」など動植物の宝庫になっている。動物では、県北部で飼育されてきた国指定天然記念物「秋田犬」は観光資源として重要性を増してきているほか、国指定天然記念物「比内鶏」や同「声良鶏」の保存が続けられている。

遺跡では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として、世界遺産登録の国内推薦候補となった国指定特別史跡「大湯環状列石（鹿角市）」と国指定史跡「伊勢堂岱遺跡（北秋田市）」が残されている。国指定史跡「杉沢台遺跡（能代市）」では、日本最大級の縄文時代の竪穴建物跡が確認されている。ほかにこの地域に特徴的な遺跡として埋没建物がある。

埋没建物とは

十和田湖は火山の噴火により形成された湖であり、最後の噴火は915年とされる。その噴火は有史以来最大級の噴火であり、舞い上がった火山灰は広く東北地方一円に降り注いだ。また、噴出した火碎流は米代川へ流れ込み、泥流となり低い土地の集落を飲み込んでいった。

胡桃館遺跡（北秋田市）もその一つで、地下2～3mから建築部材がそのままの状態で埋没した建物が見つかっており、当時の姿を具体的に伝える貴重な遺跡である。また、片貝家ノ下遺跡（大館市）では火山泥流で埋没した集落が見つかっており、竪穴建物跡や掘立柱建物跡、水田跡などが泥流の中に痕跡として確認できる。レーダー探査による調査では、集落の外れに墓と推定される墳丘があり、ムラが丸ごと残っている可能性がある。これらは、世界的にも類例が少ない当時の情報を残す貴重な遺跡である。

米代川沿いには、多くの民俗芸能が伝えられており、ユネスコ無形文化遺産「大日堂舞楽（鹿角市）」や「花輪祭の屋台行事（鹿角市）」をはじめ、国指定重要無形民俗文化財「毛馬内の盆踊（鹿角市）」や国記録選択文化財「綴子の大太鼓（北秋田市）」など特色ある行事が継承されている。特に物流の拠点となった下流の能代市二ツ井地区には、さら（獅子踊り）や、番楽（山伏神楽）など多彩な民俗芸能が濃密に分布している。また、内陸部の森吉山周辺では、独特の狩猟文化であるマタギ文化が受け継がれており、国指定重要有形民俗文化財「阿仁マタギの狩猟用具（北秋田市）」が残されている。



大日堂舞楽
(ユネスコ無形文化遺産・鹿角市)

また、本地域では近代の本県経済を支えた鉱山業が発展したことから、当時の繁栄を伝える国指定重要文化財「旧小坂鉱山事務所（小坂町）」や同「旧阿仁鉱山外国人官舎（北秋田市）」などの建造物や、貴重な鉱山関係資料が残されている。鉱山関係者の娯楽施設として建設された国指定重要文化財「康楽館（小坂町）」は、現在も公演が行われている、日本最古級の和洋折衷様式の芝居小屋である。



康楽館

（国指定重要文化財・小坂町）

② 雄物川水系地域（秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村）

本地域は、沿岸中央部から内陸南部に位置し、雄物川が山形県境に源を発し、玉川などの支流を合わせ、内陸南部を縦断し日本海へと注いでいる。河口に広がる秋田市は、古代から政治、経済の中心地であり、国指定史跡「秋田城跡（秋田市）」は、中流域にある国指定史跡「払田柵跡（大仙市、美郷町）とともに古代の重要な遺跡である。また、江戸時代には北前船の寄港地として栄え、ユネスコ無形文化遺産「土崎神明社祭の曳山行事（秋田市）」に代表される文化の流入する窓口となった。雄物川支流の玉川流域には、ユネスコ無形文化遺産「角館祭りのやま行事（仙北市）」が伝承されている。さらに、関東地方や岩手県から伝わったとされるささら（獅子踊り）が県内では最も集中して分布している。内陸南部は県内屈指の豪雪地帯であることから、冬期間の交流は困難だったが、国指定重要無形民俗文化財「刈和野の大綱引き（大仙市）」や同「六郷のカマクラ行事（美郷町）」、各地の梵天行事など多彩な小正月行事が人々の生活を支えてきた。

雄物川中流域は、県内最大の穀倉地帯となっており東北三大地主と称された池田家は、社会資本整備に尽力し、地域の敬愛を集めた。県内初の鉄筋コンクリート造りの国指定重要文化財「旧池田家住宅洋館（大仙市）」や、国内最大級とされる雪見灯籠を含む国指定名勝「旧池田氏庭園（大仙市）」が残されている。また、国の指定名勝「檜木内川堤（サクラ）（仙北市）」が仙北市角館の春を彩り、国の重要伝統的造物群保存地区に選定された江戸時代の武家屋敷の町並みとあわせ、県内で最も多く外国人観光客を呼びこんでいる。



旧池田氏庭園（国指定名勝・大仙市）



檜木内川堤（サクラ）（国指定名勝・仙北市）

雄物川支流の成瀬川と皆瀬川の合流点に位置する横手市増田地区は、古くから商業活動が盛んで、葉タバコや生糸で一時期県内最大の産地となり、物資の集散地として栄えた。通りに面した主屋の奥に内蔵を配置する商家の町並みは、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、県内外から観光客を呼び込んでいる。上質な材料や左官技術を用い、趣向を凝らした造りの内蔵に特色がある。

山間部に入ると、国指定重要文化財「波宇志別神社神楽殿（横手市）」や同「草彌家住宅（仙北市）」に代表される茅葺き屋根の建造物が見られる。中でも国指定重要文化財「鈴木家住宅（羽後町）」は、重要文化財としては、現在も住居として使用されている県内唯一の茅葺き屋根の民家である。また、優雅な踊りと衣装が有名な国指定重要無形民俗文化財「西馬音内の盆踊（羽後町）」や、特異な景観の県指定天然記念物「川原毛の酸性変質帶（湯沢市）」など特色ある文化財が残されている。

③ 子吉川水系地域（由利本荘市、にかほ市）

本地域は、沿岸南部に位置し、鳥海山を源とする子吉川が、石沢川など大小の支流を合わせながら日本海に注いでいる。鳥海山からの水は貴重な農業用水であり、にかほ市上郷地区では水温を上げるための独特的の施設である県指定有形文化財「上郷の温水路群（にかほ市）」が活用されている。

鳥海山は、古くから修験者が多く訪れたことから、北麓一帯には国指定重要無形民俗文化財「本海獅子舞番楽（由利本荘市）」に代表される番楽（山伏神楽）が濃密に分布しているほか、国指定重要無形民俗文化財「小滝のチョウクライロ舞（にかほ市）」や同「上郷の小正月行事（にかほ市）」など独特的の行事も残されており、本県において民俗文化財が最も集中している地域となっている。

にかほ市象潟地区は、鳥海山の山体崩壊によってできた島々が湾内に浮かぶ景勝地だったが、19世紀初頭の地震により隆起したことでの独特の景色になっており、国指定天然記念物の他に国指定名勝でもある。また、国指定名勝「奈曾の白瀑谷（にかほ市）」や同天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群（にかほ市）」、前述した民俗文化財など、複数の種別の国指定文化財が集中している地区である。



上郷の温水路群
(県指定有形文化財・にかほ市)



本海獅子舞番楽
(国指定重要無形民俗文化財・由利本荘市)

④ 男鹿・八郎湖地域（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）

本地域は、沿岸中央部に位置し、男鹿半島及び八郎湖を取り囲む地域である。国指定天然記念物「男鹿目潟火山群一ノ目潟（男鹿市）」や地層が露出した海岸など変化に富む地形に恵まれている。比較的温暖で降雪が少ないとから国指定天然記念物「ツバキ自生北限地帯（男鹿市）」を有している。八郎潟干拓地では、全国有数の大規模な稻作が展開されており、住宅地と農地とが分離された独特の景観を見ることがある。

また、ユネスコ無形文化遺産「男鹿のナマハゲ（男鹿市）」が全国的に有名であり、ナマハゲ行事は沿岸地域に広く残されている。国指定重要無形民俗文化財「東湖八坂神社祭のトウニン（続人）行事（男鹿市、潟上市）」は、ヤマタノオロチ退治の故事と八郎潟の水神信仰とが習合した神事が1年間にわたって行われる他の地域には見られない独特の行事である。



男鹿のナマハゲ
(ユネスコ無形文化遺産・男鹿市)



東湖八坂神社祭のトウニン（続人）行事
(国指定重要無形民俗文化財・男鹿市、潟上市)

3 文化財の保存・活用の現状と課題

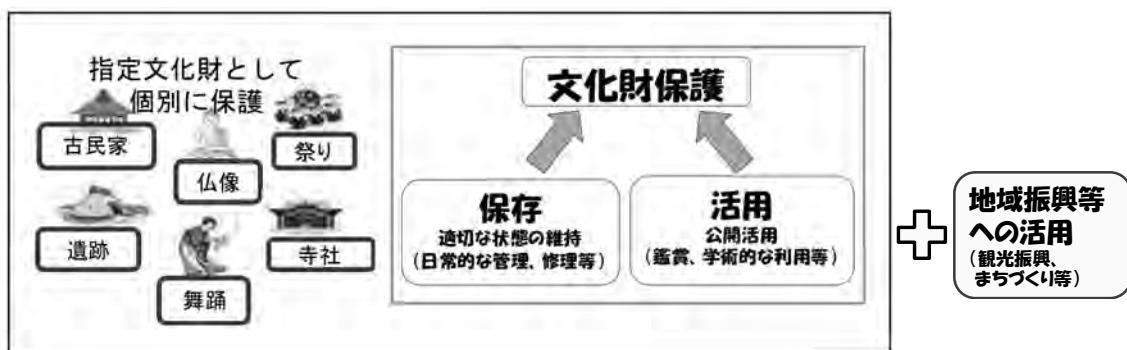
(1) 文化財の種別ごとの現状と課題

文化財の多くは、地域社会との関わりの中でその重要性や果たしてきた役割が認識され、あるいは生活の一部となり、住民同士の絆を深めるものとして何世代にもわたり受け継がれてきた。

文化財保護は保存と活用を大きな柱としている。日常的な管理や修理等により適切な状態を維持する保存と、主に鑑賞や学術的な利用等の公開による活用が進められてきた。また、文化財保護の取組は指定等文化財を中心に個別に行なわれることが多く、地域に所在する文化財全体を俯瞰した総合的な取組はあまり行われてこなかった。

しかし、人口の減少や高齢化など急激な社会の変化により、文化財を維持管理していくための担い手不足は深刻化している。さらに、資金的な課題も大きくなってきており、個別に文化財を保護してきた方法による文化財の継承が難しくなっている傾向にある。一方で、観光振興やまちづくりなど地域振興への活用に向けた取組も一部にとどまっている。

[これまでの文化財保護]



令和3年3月1日現在、県内の国指定等文化財は343件、県指定等文化財は439件である。種別ごとの件数では、重要無形民俗文化財が全国1位、県指定無形民俗文化財が全国14位となっており、全国平均に比べて民俗文化財の指定数が非常に多く種類に富む。一方、有形文化財や記念物等の指定数は全国平均に比べて少なくなっている。無形文化財については、保持者の死亡により国、県とも現在は指定がない。文化的景観と文化財の保存技術は選定されていない。

他に、ユネスコに登録されたり、日本遺産として文化庁に認定されたりしている文化財がある。

① 有形文化財

ア 建造物

国指定が27件、県指定が25件であり、多くが社寺建築と民家である。国指定で地方公共団体所有以外の18件については、指定文化財管理事業（維持管理の補助金）の対象とし、小規模な修理にも対応している。自動火災報知設備や消火設備等の設置は進んでおり、地方公共団体所有の物件は原則公開している。

国登録は206件で年5件程度の追加が続いている。指定文化財と違い内部の改変の自由度が大きいため、交流施設等にするための改修を行いやすい。

建造物全般において、所有者の高齢化や茅葺き職人等の不足により維持管理が難しくなってきている。さらに、今後は屋根の全面葺き替えや耐震対策を含む周期的な大規模修理が必要であり、所有者の負担が大きくなることが懸念される。今後、公開期間や対象範囲を拡大する場合、耐震対策は必須であるため、資金確保の方法を検討する必要がある。また、未指定の建造物の中には、維持や修理の費用を捻出できないまま老朽化し、活用されることなく解体されいくものもある。

イ 美術工芸品

国宝が1件、国指定が13件、県指定が259件である。絵画は美術館等が所有または管理しているものが多く、彫刻や工芸品は寺社や個人所有が多い。書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料は博物館等が所有または管理しているものが多い。美術館、博物館等にある物件は、適切な状態で保存され展示会等で公開されている。

指定年が古い物件ほど個人所有が多く、相続等にともなう届出がない場合があり所在確認が難しくなってきている。県指定の場合には、売買による県外移動のため、指定解除となる物件が出てきている。また、文化財そのものの経年劣化や収蔵施設の老朽化が進んでいるが、専門的な修復技術者と資金の確保が必要である。

② 民俗文化財

ア 有形民俗文化財

国指定が6件、県指定が14件である。博物館や歴史民俗資料館等で管理されている物件がほとんどであるが、種類が多様で点数が多く所在場所が分散している場合もあり、収蔵リストの整理や適切な収蔵施設の整備が必要である。

イ 無形民俗文化財

国指定が17件と全国1位、県指定が47件である。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された行事が5件あり、件数のみならず内容の多彩さにおいても全国有数の民俗芸能の宝庫となっている。これまで、県や市町村の民俗芸能大会をはじめ各種行事で公開の機会が確保され、公開に向けた練習等により後継者が育成してきた。

しかし、近年は公開の機会はあるものの、関係者の高齢化や後継者不足が深刻で、地域の決まり事を重視する民俗芸能の場合、演者の年齢や性別が限定さ

れることが多いため継承の危機にあるものが多い。祭り行事の場合は、地元の人以外の参加を認めている場合が多いため、休止にはいたっていないものの、伝統的なしきたり等を尊重しつつ確実な継承に向けた工夫が必要である。

③ 記念物

ア 史跡

国指定（特別史跡含む）が12件、県指定が40件である。ほとんどが地方公共団体の所有、もしくは管理となっており、標柱や解説板等が整備され公有化が進められている。資料館が併設されている場合もあり、公開や体験活動が進められている。

指定年が古かったり所有者が変更になったりした民間所有地の場合、指定地の範囲や制限行為に対する認識の違いにより、き損につながる場合があるため、史跡のもつ意義や重要性について、関係者間で共通理解を図る必要がある。

イ 名勝

国指定（特別名勝含む）が6件、県指定が3件である。すべて国や地方公共団体の所有、もしくは管理となっており、復元修理や常時公開のための施設整備などが進められている。

一方、名勝の周辺地（指定地外）については、法的規制がかかりにくいため、景観保護のために関係者の理解や協力が重要となる。また、庭園における庭師のように維持管理のための技術者の育成を進める必要がある。

ウ 天然記念物

国指定（特別天然記念物含む）が13件、県指定が42件である。国指定の物件についてはすべて国や地方公共団体の所有、もしくは管理となっている。

指定年が古い県指定の植物の中には、自然環境等の変化による樹勢の衰えが見られる。動物の場合は、生息環境が変わったことにより、指定を解除した例がある。天然記念物は、自然の推移に任せるべきもの、人為的な管理が求められるもの、その中間にあるものに分けられるので、それぞれの特性に応じた保存管理の計画が求められる。また、アクセス整備が不十分な場所に所在する物件は、保存が図られやすい一方、魅力を伝えにくいなど活用に向けては課題となっている。

④ 伝統的建造物群

国選定重要伝統的建造物群保存地区が2地区である。昭和51年選定の仙北市角館地区は、長年にわたって修理や修景（景観と調和させる外観の補修）による整備が行われたことで、県内で最も多く外国人観光客が訪れる本県を代表する観光地となっている。計画的に防災施設整備も進められているが、居住者の減少が日常的な管理者の不在につながる場合もあり、防災面の不安要素となっている。

平成25年選定の横手市増田地区は、建造物群の実態調査、公開に向けた地域住民の共通理解、修景方針の設定などまちづくりを計画的に進めたことにより、内蔵という住宅内部の生活空間に魅力を感じた観光客が訪れている。しかし、居住

者の減少が進みつつあり、防災・防犯等に係る啓発活動の充実が課題になりつつある。

⑤ 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地として約5,100か所の遺跡が周知されている。開発事業にともなう発掘調査や学術目的の調査による出土品や調査データは、各地の資料館等により展示や児童生徒の学習活動に活用されている。開発事業に伴い発掘調査が行われた遺跡は、記録保存された後に姿を消すが、貴重な遺跡として現地で保存された場合には、史跡として指定されることも多く、地域の歴史に触れる事ができる場として活用されている。しかし、保存されたままの状態では、当時の生活を想像することは難しいため、遺跡の内容を分かりやすく伝える工夫が必要である。

⑥ 世界遺産、無形文化遺産

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界自然遺産が「白神山地（八峰町、藤里町）」1件、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産登録を目指している遺跡が「大湯環状列石（鹿角市）」と「伊勢堂岱遺跡（北秋田市）」の2か所である。無形文化遺産の保護に関する条約に基づくユネスコ無形文化遺産に登録された行事が「大日堂舞楽（鹿角市）」、「山・鉾・屋台行事」に含まれる「角館祭りのやま行事（仙北市）」「土崎神明社祭の曳山行事（秋田市）」「花輪祭の屋台行事（鹿角市）」、「来訪神：仮面・仮装の神々」に含まれる「男鹿のナマハゲ（男鹿市）」の5件であり、件数は全国トップクラスである。指定文化財としての活用の他、複数遺跡共通の取組や行事同士の連携などが行われつつあるが、一部にとどまっている。

⑦ 日本遺産

パッケージ化した文化財群を文化庁が認定する「日本遺産」事業では、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に県内5市（能代市、男鹿市、秋田市、由利本荘市、にかほ市）が認定され、構成文化財を中心とした一体的な整備・活用が行われている。なお、令和2年12月現在、「日本遺産」事業の見直しが進められており、「日本遺産」全体の底上げを図る継続的な取組が求められている。

⑧ ジオパーク

大地の遺産を保護し活用するジオパークについては、日本ジオパーク委員会により県内4か所（八峰白神ジオパーク、男鹿半島・大潟ジオパーク、ゆざわジオパーク、鳥海山・飛島ジオパーク）が認定されている。地球活動が生み出した地形や地質だけでなく、それらと深くかかわりのある人々の食や暮らし、歴史なども対象した地域独自の活動が行われている。

⑨ 歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画については、県内2市（大館市、横手市）が認定を受け、歴史的建造物及び周辺の市街地と人々の営みとが一体となった「歴史的風致」の維持及び向上に取り組んでいる。

（2）保存・活用の課題の整理

① 地域ごとの現状把握

これまで、個別の指定文化財ごとに保護の対策がとられてきた。しかし、指定時期が早かったり点数が多くなったりする指定文化財の中には、定期的な現状把握が不十分な場合がある。中には、指定文化財としての価値が十分認識されないまま現状が変えられたり、所在不明になったりする例が出てきている。

また、地域に残されてはいるものの、歴史的背景や現状などの把握が十分にできないまま消えていく未指定文化財もある。地域の文化財について、過去の調査内容の整理や住民からの聞き取りなどにより、所在や分布等全体像を明らかにすることで、地域ごとに保存すべき文化財を把握する必要がある。

② 保存に向けた担い手の確保

文化財そのものの保存に直接関わる担い手の不足が特に深刻なのは、民俗文化財である。民俗芸能の場合、演者の出身地区や演じる条件が限定されていることが一般的であり、後継者ができないまま演目が減っていく場合がある。また、笛の演奏の継承については、生演奏の音だけが頼りであり一度途絶えると復活は難しい。祭り行事の場合も、地域住民の減少により外部からの応援なしには成り立たなくなっている場合が多い。

建造物の分野では、空き家の増加や地域で維持管理に努めてきた氏子等の減少に加え、茅葺きや左官など専門技術をもつ職人の減少や高齢化、修理現場の減少が進んでおり、職人の育成が課題になっている。

③ 保存に係る資金の確保

保存にあたり、所有者負担の大きさが懸念されるのは建造物である。日常の維持管理に加え、定期的大規模修理や防災・防犯対策が必要なことから、個人所有のみならず地方公共団体所有でも大きな負担である。国県等の指定文化財には補助制度があるが、県財政は厳しい状況が続いているため、資金の確保が課題である。美術工芸品の場合は、博物館や美術館等でまとめて管理されていることが多く、日数等を制限するなど保存環境に配慮しながら公開してきた。博物館等は地方公共団体による運営が多く、資金面で潤沢とは言いがたいため、公開等による収益を保存につなげるしくみづくりを検討する必要がある。

④ 災害への対応

これまで災害への備えは、主に有形の文化財について、また火災や地震等を想定して行われてきた。しかし、最近は県内でも水害による美術工芸品への被害がでているため対応が必要である。また、無形民俗文化財についても用具等が被災すると行事の開催が困難になるため、対応策を検討する必要がある。

⑤ 情報発信の工夫

これまで周知活動として、建造物の公開や民俗芸能大会の開催、遺跡発掘調査見学会などによる公開、案内板や標柱の設置、リーフレットの作成等が行われてきた。しかし、地方公共団体所有の文化財を除くと日常的、継続的な公開は難しい場合が多い。また、設置年代が古い案内板や標柱の中には、老朽化が進んでいるものや、文化財の解説文が専門的なため、その魅力や地域で果たしてきた役割等が伝わりにくい場合がある。より分かりやすい解説文等を作成するとともに、文化財の価値や魅力を伝える方法を工夫し、幅広い層の関心を高める必要がある。

また、インターネットでの情報発信も行われているが、ウェブサイトの内容が文化財の名称や件数などに限られ、多言語対応も不十分な場合が見られる。県内数か所で実施されている多言語対応のウェブサイトの作成、標柱へのQRコード埋め込みなどを参考に工夫する必要がある。

⑥ 観光振興やまちづくり等への活用

ア 地域の意識醸成

地域の象徴である文化財に対する、人々の関心は高いと考えられる。その一方、当該文化財がもつ学術的価値や地域で果たしてきた役割等については、目を向けることが少ないままになっている場合がある。また、文化財所有者や地域住民の中には、観光資源としての活用に疑義や不安をもつ声もある。その解消策として、地域住民等が積極的に関与できる体制づくりや収益をあげることで保存に向けた資金を確保するなどの工夫は可能と考えられるが、そのしくみづくりは一部にとどまっている。

イ 学校教育との連携

まちづくり等への活用にあたり、将来の担い手である児童生徒の関わり方は非常に重要である。本県では、平成5年度からふるさと教育を推進しており、「郷土の歴史や伝統、文化を正しく受け継ぐ人間」を目指す人間像の一つとしている。推進にあたり、地域の人的・物的資源の活用が求められており、これまで多くの場面で、文化財にふれて学習する機会が設けられてきた。

ただ、児童生徒の日常にある文化財について、その価値を認識し、まちづくりの素材としての活用にまで意識を高めることは容易ではない。また、指導にあたる教員が地域の文化財に詳しいとは限らないため、教員と地域の有識者や幅広い文化財の活用を意図している人々との連携が重要である。

ウ 活用に向けた人材との連携

これまで文化財に係る専門家の育成は、埋蔵文化財の発掘調査や記録作成、美術工芸品の公開による活用などの分野を中心に行われてきた。こうした文化財の専門家と、観光等幅広い活用をコーディネートしていく人材とが、連携を図るしくみづくりが必要である。

エ 観光資源としての磨き上げ

観光資源としての活用を意識した場合、対象となる文化財は、建造物のほか庭園や名勝地などが想定される。それらの中には、すでに整備が進められている文化財がある一方で、文化財単体の整備にとどまり十分な活用が図られていない例も見られる。そのため、文化財部局と観光部局等との連携、広域の市町村の連携などを図り、地域の文化財を一体的にとらえた活用方法などを考慮する必要がある。

■ 第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 目指す将来像

地域社会全体のほか、幅広い関係人口が創出され、保存と活用が相乗効果を生み出しながら文化財を継承している。

これから文化財保護には、適切な保存や従来の手法での活用に加え、観光振興やまちづくりへの活用に向けた取組を展開することで、保存と活用が相乗効果を生み出すサイクルを構築する視点を加えるものとする。

具体的には、計画的な修理や管理などにより文化財を保存する取組を継続し、多くの人々がその価値や魅力を実感できるような情報発信を進める。また、学校教育や専門人材との連携に加え、必要に応じて周辺環境を整備するなど観光資源として磨き上げることを検討する。さらに、観光振興やまちづくりの素材としても文化財を活用し、関係人口（*）の創出や拡大、訪日外国人等の誘客につなげ、活用に関わる人々を継承やさらなる活用の担い手とし、地域経済へ貢献することを目指していく。そして、これらの成果が保存にも好影響をもたらすように、文化財保護を進めていくことが、この将来像の基本的な考え方である。

* 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に関わる者。

2 保存・活用の基本的な方針

目指す将来像に基づき、これまでの文化財保護の延長上にある取組に加え、観光振興やまちづくりへの活用に向けた取組について基本的な方針を示す。

（1）地域の文化財の把握

指定文化財の現況確認に加え、未指定文化財の調査による掘り起こしを進め、地域ごとの文化財の全体像を把握する。

① 指定文化財の現況確認

指定文化財は定期的な現況確認が欠かせない。建造物や記念物等の不動産については、県による文化財保護管理指導（パトロール）をうけて、市町村や所有者と情報交換が行われている。一方、動産である美術工芸品については、所有者の変更や所在地の移動を把握する方法が、新所有者の届出によるのみで、現況確認が困難な場合があるため、県・市町村と所有者との間で定期的に所在確認を行う。無形民俗文化財については、公演等の実施状況や保存団体等の現状を定期的に把握するための取組を行う。

② 未指定文化財の調査

地域住民が、愛着や誇りをもっている文化財等は、指定文化財とは限らない。未指定文化財や、これまで文化財として扱われることが少なかった生活文化や

技術、娯楽などの場合も考えられる。こうした文化財等は、日常生活に溶け込んでおり、特別なものと意識することができないため、住民以外による指摘なしにはその価値に気づきにくい面もある。そこで、文化財の種別にとらわれることなく、地域住民以外の視点を入れながら、広く情報収集し調査を進めることにより、全体像や価値を明らかにし、所有者同意などが整った文化財については、指定文化財として保存の対象としていく。幅広く活用を進める場合は、「〇〇の宝 登録制度」や「発見！〇〇の魅力」など指定制度より規制が緩いしくみにより活用につなげる方法を検討する。

調査対象となる文化財〔例〕

- ・郷土食
- ・民話、昔語り、童歌
- ・生活様式、生活技術
- ・娯楽
- ・石碑、戦跡、記録 等

（2）担い手の育成

専門的技術をもった職人や、民俗芸能の後継者育成を進めるとともに、関係人口の創出を目指す。

① 建造物

所有者・管理団体等による日常的な維持管理が基本であるが、困難な例が増えていることから、個々の文化財ごとに保存・活用のために必要な事項等を明確にし、市町村や民間団体との連携を進める。また、定期的な修理に向け、茅葺き職人に代表される専門的技術をもった職人を確保する必要がある。文化財修理の現場が減少する中、文化財の担い手養成講座のように、人材を育成する機会を意図的に作らなければならない。さらに、歴史的建造物の保存に関する専門家として、秋田県建築士会に登録されているヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）などが活躍できる場の設定を検討する。

② 民俗文化財

祭りや民俗芸能などの民俗文化財は、地域住民の心のよりどころになっているものの、それが果たしてきた役割等については関心が低い場合もあり、担い手不足が存続危機と直結している。そこで、広く地域住民に関心をもってもらい、学校と連携した児童生徒が体験できる取組など、若者を中心とした後継者育成を進める。祭り行事については、一般の人が参加できる形が多いため、これまでのしきたり等に十分配慮した上で広く参加者を募ることが可能である。一方、民俗芸能の演者は、出身地区や演じる条件が制限されているのが一般的であるが、これらを緩和していく方向性についても保存会等と検討する。また、演者にのみ目が向きがちであるが、専用の道具を使用することもあるため、道具を作成している人材の育成も検討する。

③ 関係人口の創出

建造物の維持管理、民俗芸能や祭り行事への参加や後継者育成の事業などに参画する関係人口を創出することで、文化財継承の担い手となる可能性がある。その際、地域外から参画する者にとっては、経済的な負担などもあり、関わる

うとする文化財やとりまく環境が魅力的である必要がある。また、受け入れる地域が、どのような形で外部人材との関わりを求めるのかという点も十分に考慮する必要がある。

(3) 文化財の特性に応じた対策

文化財の特性に応じた防災・防犯対策を強化し、適切な保存管理計画の策定を進める。

建造物については、適切な周期での修理や防災・防犯対策をとる必要があり、資金面で所有者負担が大きいことから、各種補助制度を念頭に置いて、行政や当該建造物の利用者である民間企業などとの連携も考慮し対策を進める。また、その保存だけではなく、公開やイベント等での活用による収益を見据え、地域全体を巻き込んだ活動につなげる方法を検討する。

美術工芸品については、博物館等の収蔵庫に置くことが保存には理想的だが、文化財の魅力を広く伝えることが必要なため、できるだけ公開等の活用を進める。分かりやすい解説や多言語対応、参加・体験型プログラムの拡充などにより、収益を保存につなげるしくみづくりを検討する。また、個人で管理している文化財については、近年多発している自然災害や盗難等への対応も促す。

無形民俗文化財は、ゆるやかな変容が一般的であるため、担い手の育成に加え現状の記録が必要である。失われつつある民俗芸能や年中行事であっても、映像や文書の記録等によって再現の可能性を残しておく。

記念物は、指定文化財の場合、土地の掘削や工作物の設置などに厳しい制限をかけて保存する制度になっているが、制度に対する認識が関係者の中で不足し、保存に悪影響を及ぼす例が見られる。指定地域が広く民有地を含む場合があることから、指定地内での行為について正しい認識をもつために、適切な保存管理の計画策定を進める。天然記念物のうち、自然のままでは良好な状態を保つことが難しい場合は、人為的な保護の必要性を検討する。

(4) 情報発信

文化財の価値や魅力を分かりやすく伝えるとともに、デジタルツールを積極的に活用する。

文化財の公開に向けて、当該文化財の価値や魅力を伝える情報はもちろん、現地へのアクセス方法、現地ガイドによる説明など体験できる内容を含めて情報発信していく必要がある。その際、専門的知識がない人や訪日外国人等でも理解しやすい内容となるよう関係者で共通理解を図る必要がある。情報発信が所有者や管理者以外のボランティア等である場合、その客観的な視点は、文化財の特性を際だたせるうえで有効である。その点で、地域おこし協力隊やボランティアのように、移住促進や地域資源活用などに向けて活動している人材は、市町村の活動と一致すれば、大きな可能性をもっている。

また、情報発信にあたり、設置済みの案内板や解説板等について、内容の更新、多言語表記を行うほか、QRコードの埋め込みやSNS等進歩の著しいデジタルツールの積極的な活用を検討する。

(5) 学校教育との連携

学校と地域とが一体となって、歴史や伝統を重視する活動を充実させる。

平成29年改訂の小学校学習指導要領において、教育内容の主な改善事項として引き続き「伝統や文化に関する教育の充実」が取り上げられている。地域人材による伝統文化の学習、学校を会場とした民俗芸能の体験、外部人材と連携した遺跡等での活動など日常とは違う工夫された学習活動により、児童生徒に地域の伝統文化に対する人々の思いや継承への努力などを強く印象づけていく。学校と地域とが一体となって歴史や伝統を重視する活動を充実させ、ふるさと秋田の理解を促進し魅力を発信することにつなげていく。これは、本県の学校教育共通実践課題である「ふるさと教育の推進」につながるとともに、全教育活動を通して取り組む教育課題の一つである「グローバル社会で活躍できる人材の育成」につながる活動である。

小学校学習指導要領（平成29年告示）　社会 第4学年　（抜粋） 内容

- （4）県内の伝統や文化、先人の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
（ア） 県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
（ア） 歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承のための取組などに着目して、県内の文化財や年中行事の様子を捉え、人々の願いや努力を考え、表現すること。

内容の取り扱い

- 内容の（4）については、次のとおり取り扱うものとする。
ア アの（ア）については、県内の主な文化財や年中行事が大まかに分かるようになるとともに、イの（ア）については、それらの中から具体的な事例を取り上げること。
ウ イの（ア）については、地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

(6) 活用に向けた専門人材との連携

文化財の総合的な活用をコーディネートできる人材との連携を図る。

観光振興やまちづくりへの活用を進めていくためには、何を誰がどのような方法で活用していくのかをコーディネートできる人材が必要である。これまで地方公共団体で文化財の活用事業に携わってきた人材、国による文化財専門職員を対

象としたマネジメント研修を受けた人材、県内では平成26年から開始されたヘリテージマネージャー養成講座などで育成された人材の他、観光庁が登録を進めている観光地域づくり法人（DMO）などとの連携を図る。また、飲食業や娯楽関係などこれまで文化財にあまり関わってこなかった分野の民間企業や団体等との連携は、新たな発想で活用が進む可能性をもつものであり、前向きにとらえる必要がある。

（7）観光資源としての磨き上げ

観光資源としての活用に共通理解を図り、魅力向上の手立てを検討する。

観光資源としての活用にあたっては、文化財所有者や地域住民の了解のほか、活用により地域全体でどういう姿を目指すのかを十分に検討し、共通理解を図る必要がある。

建造物であれば外観や案内を整備したり、遺跡であれば当時の人々の生活を想像することができる仕掛けをつくったりすることなどにより、観光資源として磨き上げていく必要がある。その際、VR（*1）やAR（*2）などの技術の使用も効果的である。新たに整備が必要な施設等は、文化財とその周辺環境を一体的にとらえ、収益を得ながら運営を持続できるしくみを検討する。

本来の用途とは異なる目的での文化財の活用も考えられる。例えば、神社境内でのライブコンサート、古民家を改築したレストランや宿泊体験などの実例もある。この場合、これまで文化財に意識的にふれることがなかった人々に対して、文化財についての理解を深める機会となるように進めることが有効である。

* 1 仮想現実、CG等で人工的な環境を作り出し、そこにいる感覚を体験できる技術。

* 2 拡張現実、現実の風景にCG等の人工的な環境を重ね合わせる技術。

（8）地域づくりへの活用

地域における文化財の役割を再認識し、地域経済への波及の可能性を検討する。

文化財が地域で果たしてきた役割や全県的にみた特色等を、地域住民へ伝える場を設定することで、自分たちで次世代へ継承していくという気運を盛り上げ、文化財を保存したり活用したりする活動に積極的に参加する地域住民を増やしていく。

また、文化財の活用により、収益を得るしくみを作り上げることで地域経済への波及につながる可能性が生まれる。こうした活用に向けた資金の確保を検討する際には、地方公共団体と民間事業者との連携や各種助成制度の活用のほか、地方公共団体に対するふるさと納税などの制度、クラウドファンディングの活用などを検討することも選択肢の一つである。

■ 第3章 文化財の保存・活用に向けた県の取組の方向性

1 文化財の保存を主とした取組

(1) 文化財の調査

地域の文化財を把握するとともに保存すべき新たな「秋田の宝」を発掘するために、県全体を対象とした基礎調査と、指定等文化財の現況確認調査を行う。

これまでに実施された主な基礎調査は資料編のとおりである。今後は、右の例にあるこれまで指定等がない分野や全県的な調査が不十分な分野の基礎調査を進める。

指定等文化財の現況確認調査については、所有者の情報を再点検するとともに、被災した場合の救出活動を円滑に進めるため、定期的に所在確認調査を進めていく。また、建造物や記念物の場合は、文化財保護管理指導員による定期的な巡回活動をはじめ、随時関係者による現況確認調査を継続する。

調査候補文化財〔例〕

○指定等がない分野

- ・郷土食
- ・玩具、娯楽、童歌
- ・絵馬、算額
- ・石碑、戦争関係遺跡

○調査が不十分な分野

- ・戦後の建築物
- ・仏像、寺社什物、宗教画
- ・生活様式、生活技術
- ・近代の遺跡、窯跡
- ・近代の庭園・公園
- ・植物群落

(2) 文化財の指定等

指定文化財については、所有者や管理責任者に対して、法律や条例により現状変更等の制限、損壊等の行為への規制がかかる一方で、地方公共団体が維持管理、修理等に補助金を交付することができる。指定は文化財保護のための基本的な方策の一つなので、一定の価値が明らかになった文化財については積極的に指定を進めていく。

(3) 文化財の修理・整備への支援

県指定等文化財の修理や整備を行うため、文化財の所有者、管理団体等に、事業費の1／2を上限として補助金を交付している。国指定等文化財に対する国庫補助事業の随伴補助については、国庫補助残額の1／2を上限としている。

近年、熊本地震における建造物の倒壊、首里城正殿等の焼失など大きな文化財被害が起きている。失われた文化財を元の状態で取り戻すことは不可能であるので、防災施設整備や民間所有の建造物の事業に対して優先的に補助していく。

(4) 多彩な伝統行事の保存

伝統行事の保存について、直接の担い手を育成することは、どの行事でも最優先の取組である。学校と連携した公開や体験活動等を通じて、子どもたちやその親世代が「見る」「ふれる」「学ぶ」機会をつくることで、多くの地域・世代の人々の関心を高め、伝承意欲を向上させ、後継者を確保する取組を進める。さら

に、伝統行事への参加や後継者育成事業などに参画する関係人口の創出を目指す。

また、伝統行事を支えてきた地域の人々が減少し経済的に苦しい保存団体が多いことから、後継者育成教室や用具修理等への支援を行う。

2 観光振興やまちづくり分野における取組

文化財の保存・活用に関する基本の方針に基づき、観光振興やまちづくりの各分野で進めていく次の施策において、地域の実情に照らし合わせながら文化財の活用を図っていく。

(1) 地域の力を結集した「総合的な誘客力」の強化

ユネスコ無形文化遺産の「山・鉢・屋台行事」や「男鹿のナマハゲ」をはじめとする祭り行事、「あきた美人」を育んできた歴史・文化、気候風土に根差した発酵食文化など本県が誇る地域資源を活用した観光地づくりにより、秋田ならではの体験型観光等を推進し、県内外からの誘客拡大を図る。

(2) 文化的発信力強化と文化による地域の元気創出

全国最多を誇る国指定重要無形民俗文化財など秋田ならではの文化資源を活用し、県内各地で特色ある文化事業を実施することで、国内外からの観光誘客を図るほか、本県の文化を次世代に継承していくため、若者を中心とする地域の文化的担い手育成に取り組んでいく。また、様々なメディアを活用し、国内外に本県文化に係る情報の発信強化を図る。

(3) 「関係人口」を生かした活力ある地域づくり

伝統行事や文化資源などに関心を持ち、地域の活性化に貢献したいという人の流れが生じていることから、このような「関係人口」の拡大に向け、市町村や地域住民と連携した受入体制の整備や情報発信等を行い、県外在住者の企画力や実行力を生かした地域づくりを推進する。

3 県所有文化財について

令和3年3月1日現在、秋田県が所有している国及び県指定等文化財は67件である。有形文化財（建造物）は、県内4か所に所在している。その他の有形文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財、天然記念物についてはすべて博物館等で管理されている。これらについて引き続き適切な管理に十分な注意を払いながら、観光振興やまちづくりに向けた活用への要望にも応じていく。

なお、活用にあたっては、管理者との調整が必要になることから、ここでは文化財の現状について述べることとする。

（1）有形文化財（建造物）

〔国指定重要文化財〕「旧奈良家住宅（秋田市）」1棟

〔国登録有形文化財〕「旧奈良家住宅（秋田市）」7棟

（所管：教育庁生涯学習課）

旧奈良家住宅は、江戸時代中期に建てられた茅葺き屋根の大型農家建築である。主屋が重要文化財、敷地内の和風住宅と附属屋（味噌蔵・座敷蔵・米蔵等）が登録有形文化財であり、県立博物館の分館として活用されている。昭和41年に解体修理、平成4年に部分修理、平成14年に屋根の全面葺き替えを行っている。附属屋は、屋根の修理以外に大きな改変を行っていない。大型の主屋を中心に、地主の暮らしや生業を構成する附属屋がほぼ残っており、庭園を含めて建築群として価値が高い。

小学生から高校生の学習の場として、博物館本館と一体的に活用されているが、とりわけ小学校3年生社会の学習単元である「昔のくらし」での利用が多い。また、毎年5月には、近隣住民の協力を得て、菅江真澄の図絵で描かれている「軒の山吹」を再現するイベントを行っている。

〔国登録有形文化財〕「秋田県立農業科学館曲屋（大仙市）」1棟

（所管：教育庁生涯学習課）

曲屋は、明治36年に建築された旧伊藤家（現仙北市田沢湖）の家屋を平成元年に移築したもので、仙北地方特有の農家建築である。平成2年に茅葺き屋根の全面葺き替え、平成25年に屋根の部分修理が行われている。

農業科学館は、秋田県の農業の過去・現在・未来について、科学の目を通して楽しく学ぶ施設である。曲屋は、小学生から高校生の学習の場として活用され、とりわけ小学校3年生社会の学習単元である「昔のくらし」での利用が多い。また、曲屋を会場とした昔語りの会を開催するほか、昔の農具実演や道具作りなど新たな体験プログラムも実施している。

〔国登録有形文化財〕「秋田県ゆとり生活創造センター昭和館（秋田市）」2棟

（所管：あきた未来創造部地域づくり推進課）

昭和館は、昭和10年に建築された旧佐藤家（大仙市大曲）の家屋を平成13年に移築したもので、木造2階建の主屋と土蔵造2階建の土蔵からなる。内部の造作

に趣向が凝らされており、昭和初期の旧家の格式を感じることのできる建物である。

余暇活動の拠点として平成14年にオープンした秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」内にあり、一般公開され主に主屋の和室が集会施設として活用されている。昭和館を含めた施設全体が気軽に人々が集える場となっている。

〔国登録有形文化財〕「十和田ホテル本館（小坂町）」1棟

（所管：観光文化スポーツ部観光戦略課）

十和田ホテルは、幻となった東京オリンピックを前に、外国人観光客のための宿として、政府の要請で建てられたホテルの一つで、昭和13年に完成した。天然秋田杉の良材や銘木を巧みに配した木造3階建てで、各部屋の意匠はすべて異なり、それぞれが違った趣と表情を見せている。平成10年に、外壁と内部の大改修を行っている。

「秋田杉の館」と称される高い芸術性を感じることができることに加え、湖畔高台に立地しており十和田湖が一望できる。十和田八幡平国立公園内に位置することから、周辺の観光地と一体的に活用されている。

（2）有形文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財、登録記念物

内訳は、絵画11件、工芸品8件、書跡・典籍8件、古文書5件、考古資料12件、歴史資料7件、有形民俗文化財3件及び登録記念物（動物）1件であり、県立博物館・県立近代美術館・県立図書館・県公文書館・仙北市立角館樺細工伝承館でそれぞれ管理されている。各館で展示等による活用、観光施設等と連携した取組などを進めている。

■ 第4章 市町村への支援の方針

1 保存・活用の取組への支援

各市町村には、国・県・市町村の指定文化財が存在しており、その状況を把握し、保存・活用の施策を主体的に進めていくのは各市町村である。しかし、市町村には文化財の分野ごとに専門職員がいるとは限らず、保存・活用について指導・助言できる専門家も多くはない。

そこで、市町村による保存・活用の施策の推進にあたり、県は事業の計画段階から市町村と協議し、事業に関係する組織等で指導・助言を行うとともに、専門家の紹介、国や関係機関等から入手した情報等の提供などを行う。事業に対する国の補助制度がある場合は、国との連絡調整や事業計画に関する協議、補助金申請の取りまとめ等により支援を行う。

また、県域を包括する地方公共団体として、国と市町村のパイプ役を務めるとともに、市町村間連携や民間企業・団体との連携が必要な場合のコーディネート機能を果たしていく。さらに、これまでの調査等の結果をデータベース化し共有できるしくみを検討し、専門人材や関係団体等のデータとともに各市町村との情報共有を進める。

2 文化財保存活用地域計画作成への支援

平成31年4月の改正文化財保護法の施行により、市町村は、県の大綱を勘案して、文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることが制度化された。計画の作成は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画の策定等に関する指針（平成31年3月）」を参考にすることになるが、作成の各段階における注意点と県の支援については次のとおりである。

（1）基本情報の収集・整理

地域計画作成に当たって、まず過去の国・県による調査、市町村や民間団体等による調査の成果を整理し、その上で更なる調査が必要な場合は、ワークショップ等の形で地域住民等の参画を得ながら行うことが注意点である。県は、事前準備の段階から必要な相談に応じ、過去の調査結果や大綱策定時の各種資料の提供、当該市町村の特色に応じた調査等に対して助言を行う。

（2）作成協議会の設置

多様な関係者の意見を踏まえた地域計画を作成するため、協議会を設置して検討を行うことが注意点である。県では、市町村の要望に応じて作成協議会へ参加し助言等を行うとともに、先行事例の紹介や国の指導事項等について情報提供を行う。

(3) 地域計画の作成

県は大綱と地域計画の内容の調整を図り、整合性がとれたものとするため、助言を行う。また、地域計画の作成は複数の市町村が共同して行うことも可能であることから、自ら地域計画を作成することが困難な市町村の場合は、近隣市町村との広域的な連携も視野に入れた計画作成の可能性等を検討し、助言等を行う。

また、地域計画は市町村が取り組む具体的な内容を記載したアクション・プランであることから、個々の措置について進捗状況等を踏まえ、計画全体の評価を行うことが注意点である。県は進捗状況を確認しつつ、評価結果による計画の見直し等について助言等を行う。

3 歴史的建造物等の活用にあたっての建築基準法の適用除外等について

国指定重要文化財（建造物）及び史跡・名勝内文化財建造物は、建築基準法による各種の規制の適用が除外されているが、県や市町村指定の文化財や登録文化財などの歴史的建造物については、改修等を行う場合、原則として建築基準法が適用される。ただし、条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている場合は、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づき、知事（秋田市と横手市は市長）が建築審査会の同意を得て指定することにより、適用除外とすることができる。本県においては、秋田市と大潟村を除く県内の地方指定有形文化財建造物及び地方指定史跡内文化財建造物は、既に包括的に建築基準法の適用を除外する指定を受けている。

伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物については、条例を定めることにより建築基準法の制限が緩和される。本県においては、横手市が条例を制定している。

地方指定名勝内文化財建造物やその他の歴史的建造物の活用を計画している市町村に対しては、建築基準法の適用除外についての情報提供や関係する条例の制定についての助言等、必要な支援を行う。

■ 第5章 防災・災害発生時の対応

近年、豪雨や台風による洪水、高潮など大規模自然災害が日本各地で頻発し、文化財へも被害が及んでいる。また、ノートルダム大聖堂や首里城のように人為的要因による文化財の火災も記憶に新しい。本県でも、昭和58年(1983)の日本海中部地震、平成23年(2011)の東日本大震災、平成29年(2017)の雄物川の洪水などによる文化財の被害や、県指定文化財の焼失が起きている。

本県では、自然災害を対象に秋田県地域防災計画（令和2年6月修正）を作成しており、一般災害対策の中で文化財災害予防計画を定めている。本章では、文化財の種別ごとの対応と計画に定めのない内容について示す。

1 文化財の防災

(1) 文化財の種別ごとの対応

① 建造物等

建造物は、ほとんどが木造であり、火災に対し極めて脆弱であるとともに、耐震能力が低い場合が多い。防火対策として、令和元年度末までにほとんどの国指定重要文化財で自動火災報知設備、放水銃や消火栓等が整備されており、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検が行われている。県指定有形文化財についても、令和元年に文化庁が作成した「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」等に基づき防火対策を指導している。

耐震対策としては、平成21年に木造の重要文化財を対象とした耐震所有者診断支援事業による予備診断を行い、平成30年に現況調査、令和元年に耐震対策に関する所有者等説明会を開催した。

② 美術工芸品、有形民俗文化財

温湿度管理や防火対策に加え、盗難に対する防犯対策や人為的な破損への対策が必要である。現状では、博物館、近代美術館等で所蔵されているものも多い。令和元年に県内の公共的収蔵施設29館を対象に防火対策等状況調査を実施した結果、対策が不十分な施設があったため改善を指導している。また、被災後は、特に個人所有の古文書や歴史資料等が一括して廃棄される危険性が高いことから、資料一覧を作成し所蔵場所等を明示しておくことに加え、迅速かつ的確な被災情報の収集が必要である。収蔵施設の被害が大きい場合や個人所有の文化財が被災した場合を想定して、一時保管場所や冷凍庫等の確保も急務である。

③ 無形民俗文化財

平成23年(2011)に東日本大震災が起きるまで、無形民俗文化財は防災の対象としてあまり意識されることがなかった。しかし、地域の伝統行事や芸能を復活させようとした時、技やしきたりを覚えている人がいない、必要な道具がないなど復活が困難な現実が明らかになった。無形民俗文化財は、被災した地域

の復興において重要な役割を果たすことから、その復活のために映像記録等の作成、形態や動作の記録などの資料を保存しておくことが有効である。県では、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所と協力して、無形民俗文化財の情報共有を進めていく。

④ 記念物

ほとんどが屋外にあることから、地震、暴風雨、崖崩れ等自然災害への対策が必要である。危険な地域については、ハザードマップと連動させた対応マニュアルを作成することが望ましい。

(2) 文化財リストの整備

防災対策の基礎とするため、文化財の所在場所、管理体制、写真や実測図など関連情報をまとめたリスト整備が必要である。地域ごとに文化財リストを整備することにより、災害時に優先的に手立てを講ずべき文化財を可視化できる。その際、文化財担当部局だけではなく、地域住民や防災担当部局などと情報共有を進めることができると効果的である。県では、国、県、市町村指定文化財についてリストの整備を進めているが、各市町村においては、指定文化財以外に地域で大切にされている文化財を加えて整備を進めていく必要がある。

(3) 文化財防災ネットワークの構築

文化財リストの整備が進み全国的に情報共有が進むと、防災体制だけではなく被災した際の文化財救援体制も構築しやすくなる。現在、東日本大震災における文化財救援活動を基盤に、独立行政法人国立文化財機構による文化財防災ネットワーク推進事業が進められ、令和2年10月に文化財防災センター（*）が設置された。本県は、北海道・東北ブロックを担当している独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所と協力し、関係機関を含めた広域的な文化財防災ネットワークの構築を進めていく。

* 奈良文化財研究所内に本部が設置され、全国6ブロックごとに担当機関がある。

(4) 防災訓練の実施

文化庁の通知やガイドラインに基づき、建造物での防災訓練に加えて、美術工芸品や有形民俗文化財を収蔵する施設でも、被災を念頭に文化財の移動等を想定した防災訓練を実施することが望ましい。また、文化財の移動等が必要になる大規模災害の場合、関係機関との連絡が困難になることが想定されるため、連絡方法の検討が必要である。

2 災害発生時の対応

(1) 初期対応

災害が発生した場合、関係機関からの情報を集約し、文化財担当部局が対応の優先度を判断しなければならない。大規模災害の場合は、現地では災害対応に追われ、文化財の詳細な被害情報収集は後回しになることが想定されるが、関係機関との連携により、早期の情報収集に努める。その上で、初期段階で収集できた情報の整理を行い、対応を検討する。

また、被災した文化財については、初動段階での適切な処置や判断が必要である。そこで、専門家の到着を待たずに対応できるように、初期段階で講すべき手立てについてマニュアルの整備を進めていく。

(2) 文化財のレスキュー活動

文化財が被災した場合、建造物の損傷や倒木等による周辺への被害、土砂の流出などが想定されることから、二次被害を防ぐことを最優先とし立ち入り禁止等安全対策を講じる必要である。その後、現地スタッフだけの活動に限界がある場合、文化財防災ネットワークを活用し幅広く支援を要請し、専門家の指導による修理、復旧などの手立てを講ずる。

美術工芸品や有形民俗文化財を収蔵する施設や個人宅が被災した場合は、速やかに移動した後、対応策を検討する。無形民俗文化財の用具や記録が被災した場合は、共有した情報を活用し、被災地域以外からの用具等の借り受け、映像記録による行事等の復活などを検討していく。

■ 第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1 秋田県の体制

(1) 文化財保護主管課

文化財保護に関する事務は、教育庁生涯学習課文化財保護室が主管しており、文化財保護班、埋蔵文化財・世界遺産登録推進班、払田柵跡調査事務所、埋蔵文化財センターが業務を分担している。

[文化財保護室の業務内容]

班及び機関	業務内容
文化財保護班	指定文化財の保存・活用等
埋蔵文化財・世界遺産登録推進班	埋蔵文化財の保存・活用、世界遺産登録推進等
払田柵跡調査事務所	国指定史跡払田柵跡の発掘・出土品の調査研究等
埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の調査研究、出土品の整理・収蔵等

(2) 関係課室及び機関

文化財の保存・活用にあたり、学校教育を所管する教育庁各課、生涯学習課及び県立博物館、図書館、近代美術館等教育機関、知事部局の関係課室及び機関と連携し、各施策を進めていく。また、文化財保護室の他に文化財に関わる業務に関係する課室は、以下のとおりである。

[文化財に係る業務の関係課室等]

業務等	関係課室等
美術工芸品	教育庁生涯学習課、博物館、図書館 近代美術館、総務部公文書館
文化芸術	観光文化スポーツ部文化振興課、教育庁生涯学習課
観光	観光文化スポーツ部観光戦略課、観光振興課
防災・災害対応	総務部総合防災課
自然保護	生活環境部自然保護課、鳥獣保護センター（*1）
地域振興	あきた未来創造部地域づくり推進課、農林水産部農山村振興課（*2）
郷土食（*3）	農林水産部各課、観光文化スポーツ部秋田うまいもの販売課 総合食品研究センター
伝統的工芸品（*4）	産業労働部地域産業振興課
景観、歴史的風致維持向上	建設部都市計画課

* 1 カモシカ（特別天然記念物）等野生動物の保護・収容を行っている。

* 2 農山漁村における取組を支援している。

* 3 民俗文化財に分類され、食材、調理方法、保存食、行事食などを含む。

* 4 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、経済産業大臣の指定を受けた工芸品のほか、秋田県伝統的工芸品産地産業振興対策要綱に基づき、本県独自に指定した工芸品もある。

2 秋田県文化財保護審議会

秋田県文化財保護審議会は、秋田県文化財保護条例に基づいて設置され、文化財の指定など、文化財の保存・活用に関する重要事項について審議する。委員は20名以内であるが、令和3年3月1日現在12名である。構成は次のとおりである。

〔分野別内訳〕

建造物2名、絵画1名、古文書・歴史資料1名、考古資料・史跡1名、書跡・典籍1名、民俗1名、植物1名、植物・景観1名、動物1名、地質鉱物1名、報道1名

3 秋田県内の関係団体等

文化財の保存・活用に向け、行政機関だけでなく以下の団体をはじめとした民間団体、助成事業を行っている民間企業、大学や研究機関等との連携を進める。

○ 秋田県文化財保護協会

本会は、秋田県内にある文化財の保存・活用を積極的に推進するとともに、文化財の調査研究を行い、もって県民の文化的向上に資することを目的として、昭和32年11月に発足した。定期的に会報の発行と機関誌『出羽路』を刊行をしている。

○ 秋田県民俗芸能協会

本会は、民俗芸能の継承と普及、人材養成を通して郷土への愛着の精神を涵養することを目的に、昭和44年5月に発足した。毎年、協会独自に「民俗芸能功労者表彰」を実施し、これまで300人以上を表彰している。また、数年ごとに『秋田県民俗芸能協会だより』を刊行している。

○ 秋田県登録文化財所有者の会

本会は、登録文化財の所有者をはじめ、文化財建造物に関心をもつ人々の交流を深めることを目的に、平成21年12月に発足した。会報の発行や所有者間の相互訪問を行っている。

4 市町村との連携

県内各地で文化財の状況を把握し、保存・活用の施策を推進しているのは各市町村であることから、今後も地域計画の作成支援など連携した取組を進めていく。

文化財保護行政の基本知識、最新の情報を共有する目的で、年度当初に「市町村文化財保護行政主管課長会議」及び「市町村文化財保護行政担当者会議」を開催している。また、「歴史文化基本構想」「文化財補助金事務」「文化財の防災」などテーマを設定した研修も行ってきており、今後も内容を改めながら継続する。また、10月に次年度以降の文化財関係国庫補助事業及び県補助事業について、市町村ごとに要望を聞き取り、事業計画に反映させている。

5 今後の体制整備の方針

(1) 関係機関等との連携

文化財の保存・活用に関する府内課室及び外部の機関は広範囲にわたることから、内容に応じて緊密な連携を柔軟に構築して事業を進める必要がある。そこで、府内で文化財関係業務について共通理解を図るとともに、人事交流を通して積極的に情報を共有する。

学校やNPO法人等との関わりでは、授業や講座等に関係職員が出向くほか、文化財を会場としたイベント等でPRしたり、文化財が活用される機会をとらえて連携を強めていく。

(2) 地域社会との連携

文化財は県民共有の財産であるが、その保存・活用を中心的に担うのは、文化財の所有者や文化財が所在する地域の住民であることが多い。地域全体を対象にした基礎調査、保存・活用事業への協力、情報発信などは地域社会と連携できていることが前提となる。また、災害発生時の初期対応は地域社会にしかできないことから、地域社会との連携体制を整える。

(3) 文化財担当部局の体制強化

平成31年の法改正の際、「文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。」が付帯決議された。本県の文化財の主たる担当部局である文化財保護室は、文化財専門職員4名、教員からの配置転換8名、知事部局からの出向職員1名で構成されている（令和2年4月1日現在）。

県としては、専門職員が担っている埋蔵文化財の分野に加え、他の分野についても教員からの配置転換等を通じ、体制の強化を図っていく。あわせて文化財全般に係る専門的知見を有する人材育成を目的に文化庁が実施する「文化財マネジメント職員養成研修」等を活用し、専門分野を超えて広い視野から、文化財を総合的に把握できる職員を育成する。

秋田県文化財保存活用大綱

資料編

1 秋田県文化財保存活用大綱策定までの経過	41
2 秋田県文化財保存活用大綱に係る諸計画	42
3 文化財の種類と保護の体系	43
4 国、県による文化財調査一覧	44
5 秋田県内の国・県指定文化財位置図～建造物	45
6 秋田県内の国・県指定文化財位置図～無形民俗文化財	46
7 秋田県内の国・県指定文化財位置図～史跡	47
8 秋田県内の国・県指定文化財位置図～名勝・天然記念物	48
9 秋田県内の国・県指定文化財等件数一覧	49
10 秋田県内の国・県指定等文化財一覧	50

1 秋田県文化財保存活用大綱策定までの経過

(1) 策定経過

令和元年12月16日 第1回大綱策定委員会
(策定委員委嘱、策定基本方針及び章立て決定)
令和2年 3月 4日 庁内連絡会
5月29日 第2回大綱策定委員会
(大綱骨子検討)
8月28日 第3回大綱策定委員会
(大綱素案検討)
10月23日 庁内連絡会
12月14日 パブリックコメント
令和3年 1月22日 第4回大綱策定委員会
(大綱案検討)
2月 1日 文化財保護審議会

(2) 大綱策定委員

氏名	所属等	備考
石川 耳一	秋田県登録文化財所有者の会会長	
大塚 紀美男	一般社団法人あきた白神ツーリズム専務理事	
吉川 栄一	鳥海山小滝舞楽保存会会长	
熊田 亮介	国立大学法人秋田大学名誉教授	委員長
黒田 稔	NPO増田地域活性化ステーション理事長	
富木 弘一	仙北市観光文化スポーツ部次長兼文化創造課長	
長崎 美幸	大館市文化遺産活用まちづくり実行委員会事務局長 (大館市教育委員会歴史文化課長)	

2 秋田県文化財保存活用大綱に係る諸計画

(1) 第3期ふるさと秋田元気創造プランとの関係

県政運営指針である3期プランでは、10年後の秋田が目指す将来の姿を「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」とし、豊かな自然、伝統や文化をはじめとした有形無形の資源を活用しながら、秋田の元気を創り上げるための各種施策を展開している。3期プランにおいて政策分野ごとに定めた6つの重点戦略のうち、戦略4「秋田の魅力が際立つ人・もの交流拡大戦略」では、多彩な伝統芸能や文化資源の活用による交流人口の拡大と地域の元気創出が、戦略6「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」では、文化遺産等の価値の再認識や住民参加による保存・活用などが位置付けられている。

(2) その他の計画等との関係

① 第2期あきた未来総合戦略

第2期あきた未来総合戦略は、県政運営の指針である3期プランとの整合性を図りながら、人口問題や仕事づくり、地域づくりといった地方創生を切り口に政策分野を整理し、取組の充実、強化を図るものである。本大綱は、関係人口の創出・拡大や観光を中心とした交流人口の拡大などの第2期戦略において推進する地方創生の取組と整合性を図りながら文化財の保護、活用を推進しようとするものである。

② 第3期あきたの教育振興に関する基本計画

第3期あきたの教育振興に関する基本計画は、3期プランの教育分野における個別計画である。基本方向6「地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会をつくります」の中で、文化遺産等の保存・活用が取り上げられている。

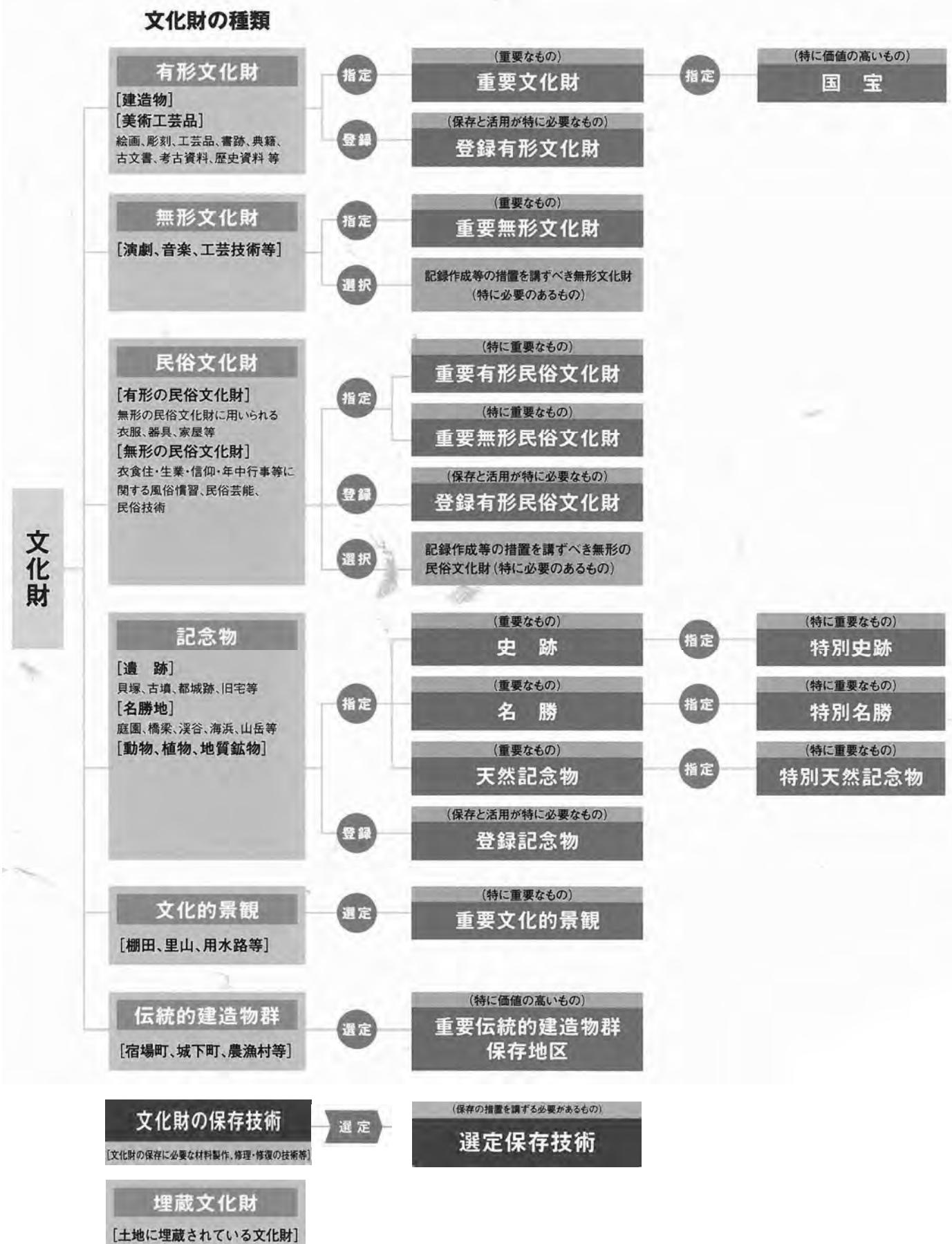
③ 第2期あきた文化振興ビジョン

第2期あきた文化振興ビジョンは、3期プランを文化の観点から補完するとともに、本県の文化振興施策の全体像を示したものである。基本目標を「地域の文化力を高め、文化の力で秋田の元気を創造する」とし、15の施策を展開することとしている。

④ 秋田県地域防災計画

秋田県地域防災計画は、県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。秋田県の地域及び県民の生命・身体並びに財産を災害から保護することを目的としており、文化財災害予防計画については一般災害対策の中で文化財の種別ごとに現況と対策が取り上げられている。

3 文化財の種類と保護の体系



(文化庁リーフレットより)

4 国、県による文化財調査一覧

〔建造物〕

調査名	調査期間	備考
民家緊急調査	昭和46・47年度	『秋田県の民家』
近世社寺建築緊急調査	昭和62・63年度	『秋田の近世社寺建築』
近代化遺産（建造物等）総合調査	平成2・3年度	『秋田県の近代化遺産』
近代和風建築総合調査	平成14・15年度	『秋田県の近代和風建築』
秋田の宝・おらほの宝—地域の文化資産発見事業—（建造物）	平成16年度	『お宝発見ハンドブック～建造物編～』

〔美術工芸品・無形文化財〕

調査名	調査期間	備考
無形文化財（工芸技術）保存調査	昭和57年度	『秋田の工芸技術』
秋田の宝・おらほの宝—地域の文化資産発見事業—（工芸）	平成17・18年度	『お宝発見ハンドブック～工芸技術編～』
秋田の仏像と寺社什物（県北部）調査	平成26・27年度	『秋田の仏像と寺社什物調査I—秋田県北部編—』
秋田の仏像と寺社什物（県南部）調査	平成28～令和2年度	『秋田の仏像と寺社什物調査II—秋田県南部編—』

〔民俗文化財〕

調査名	調査期間	備考
秋田県田植習俗緊急調査	昭和31年度	『秋田の田植習俗』
秋田の民俗芸能緊急調査	昭和33～35年度	『秋田の民俗芸能』
民俗資料緊急調査	昭和38年度	『秋田県の民俗』
秋田県民俗文化財緊急調査	昭和50～54年度	酒造用具、林業用具、漁労用具、農業用具、野鍛冶
文化財保存調査－民俗芸能	昭和58・59年度	『秋田県の民俗芸能』『秋田県の民俗芸能一覧』
文化財保存調査－年中行事	昭和60年度	ぼんでんとかしま送り、山の神祭り
民謡緊急調査	昭和61・62年度	『秋田県の民謡』
諸職関係民俗文化財調査	平成元・2年度	『秋田県の諸職』
民俗芸能緊急調査	平成3・4年度	『秋田県の民俗芸能』
祭り・行事調査	平成6～8年度	『秋田県の祭り・行事』
秋田の方言収録調査	平成9～15年度	『秋田のことば』『CD-ROM版秋田のことば』

〔史跡〕

調査名	調査期間	備考
払田柵跡保存目的調査	昭和49年度～	払田柵跡調査事務所による学術調査
歴史の道調査	昭和58～61年度	歴史の道調査報告書全22集
中近世城館遺跡詳細分布調査	昭和53・55年度	『秋田県の中世城館』
近代遺跡調査	平成8年度～	文化庁調査

〔名勝・天然記念物〕

調査名	調査期間	備考
秋田県の名勝・天然記念物緊急調査	平成4～6年度	『秋田県の名勝・天然記念物』
天然記念物（地質鉱物）緊急調査	平成5・6年度	『秋田県の地質鉱物』
秋田の宝・おらほの宝—地域の文化資産発見事業—（名勝（庭園））	平成17年度	『お宝発見ハンドブック～名勝（庭園）編～』
秋田の宝・おらほの宝—地域の文化資産発見事業—（動物植物地質鉱物）	平成19年度	『お宝発見ハンドブック～動物植物地質鉱物編～』
近代の庭園・公園等に関する調査	平成19～23年度	文化庁調査
名勝に関する総合調査	平成23・24年度	文化庁調査

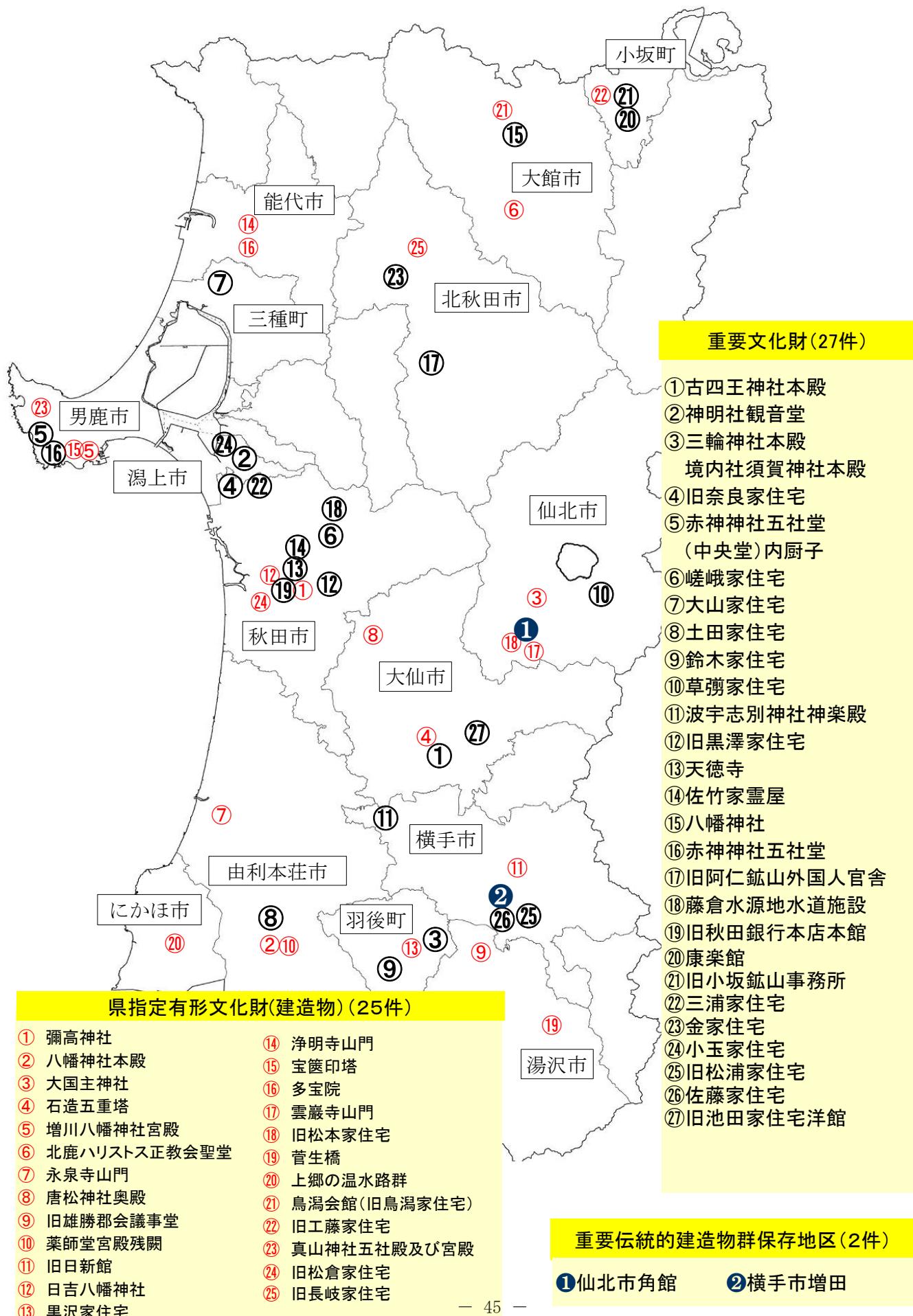
〔文化的景観〕

調査名	調査期間	備考
農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究	平成12～15年度	文化庁調査
採掘・製造・流通・往来及び居住に関する文化的景観の保護に関する調査研究	平成17～19年度	文化庁調査
秋田の宝・おらほの宝—地域の文化資産発見事業—（文化的景観）	平成20年度	『お宝発見ハンドブック～文化的景観編～』

〔埋蔵文化財〕

調査名	調査期間	備考
秋田県遺跡台帳作成調査	昭和37年度	『秋田県遺跡地名表』
秋田県遺跡分布調査	平成11～19年度	『秋田県遺跡地図』

5 秋田県内の国・県指定文化財位置図～建造物



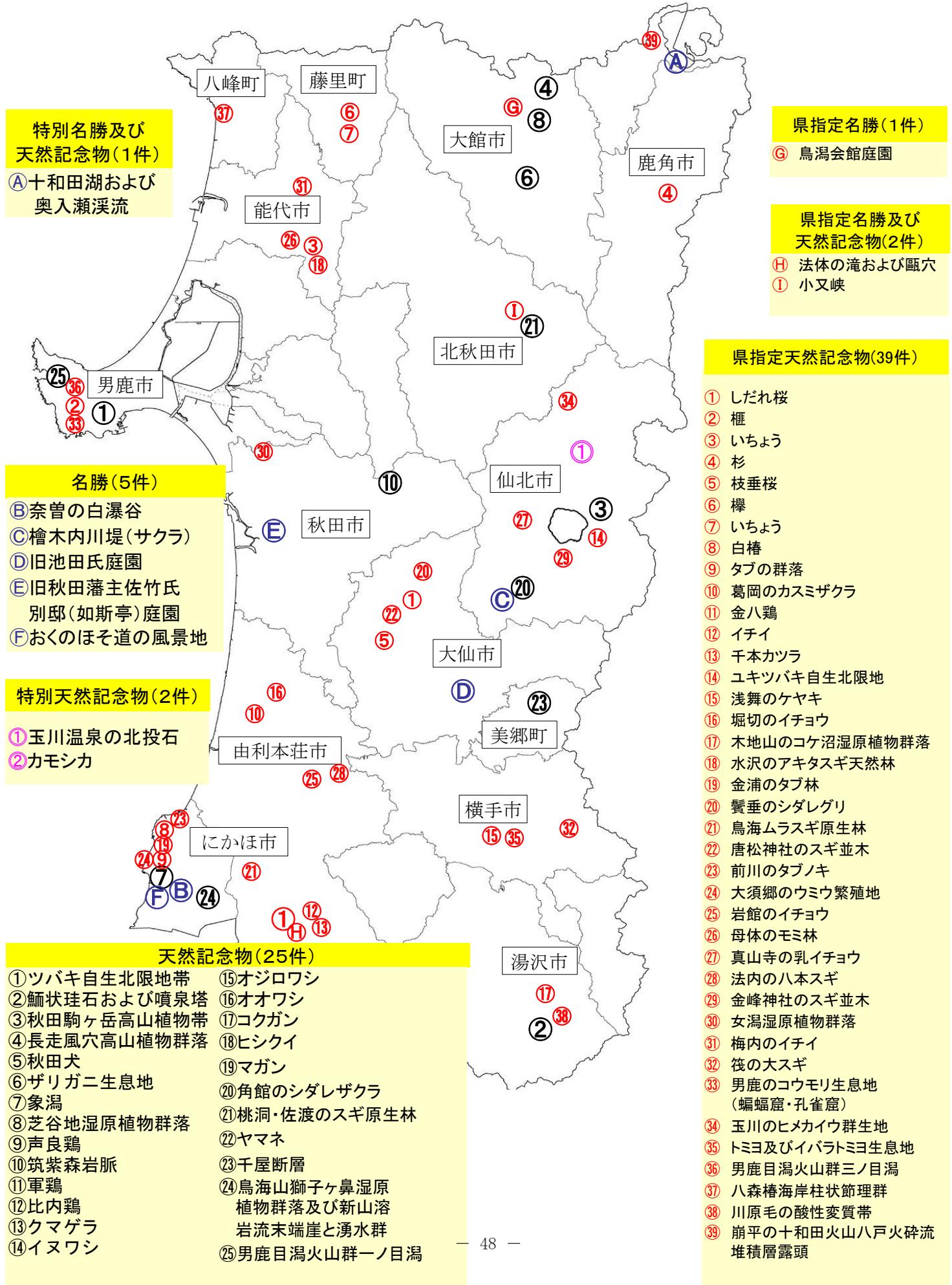
6 秋田県内の国・県指定文化財位置図～無形民俗文化財



7 秋田県内の国・県指定文化財位置図～史跡



8 秋田県内の国・県指定文化財位置図～名勝・天然記念物



9 秋田県内の国・県指定文化財等件数一覧

種 别			国 指 定	県 指 定	计	
有形文化財	建 造 物	物	重文 27	25	52	
	絵 画	画	重文 4	30	34	
	彫 刻	刻	重文 1	54	55	
	工芸品	国 宝	1	65	67	
		重 要	重文 1			
	書 跡	典 稿	重文 1	16	17	
	古 文	書	0	15	15	
	考 古	資 料	重文 3	57	60	
	歴 史	資 料	重文 1	22	23	
無 形 文 化 財			0	0	0	
民俗	有 形 民 俗 文 化 財	財	重有民 6	14	20	
	無 形 民 俗 文 化 財	財	重無民 17	47	64	
記念物	史 跡	特 別 史 跡	1	40	53	
		史 跡	12			
	名 勝	勝	5	1	6	
	特 別 名 勝 及 び 天 然 記 念 物		1	0	3	
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物		0	2		
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	2	39	66	
		天 然 記 念 物	25			
重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区			2	0	2	
合 計			110	427	537	

種 別		国 選 抚	県 選 抚	計
記 錄 選 抚	無 形 文 化 財	3	0	3
記 錄 選 抚	無 形 民 俗 文 化 財	22	12	34

種 別		国 登 錄	計
登 錄 有 形 文 化 財 (建 造 物)		206件	206件
登 錄 有 形 民 俗 文 化 財		1件	1件
登 錄 記 念 物 (動 物)		1件(2箇所)	1件(2箇所)

令和3年3月1日現在

10 秋田県内の国・県指定等文化財一覧

令和3年3月1日現在

重要文化財(建造物)

27件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理団体 【管理責任者】 (所有者)	備 考
1	明41.4.23	古四王神社本殿	1棟	大仙市大曲字古四王際30	【個人】 (古四王神社)	明41.4.23 特別保護建造物 昭25.8.29 重要文化財 昭31.6.28 名称変更
2	昭27.11.22	神明社觀音堂	1棟	潟上市飯田川飯塚字中山16	【個人】 (神明社)	昭31.6.28 追加指定
3	昭29.3.20	三輪神社[本殿・境内社須賀神社本殿]	2棟	雄勝郡羽後町杉宮字宮林1	(三輪神社)	
4	昭40.5.29	旧奈良家住宅(秋田県秋田市金足小泉)	1棟	秋田市金足小泉字上前8 秋田県立博物館分館	(秋田県)	昭41.12.5 名称変更 昭45.6.17名称変更
5	昭42.6.15	赤神神社五社堂(中央堂)内厨子	1基	男鹿市船川港本山門前字祓川35	男鹿市 (赤神神社)	昭46.9.20 管理団体指定
6	昭48.2.23	嵯峨家住宅(秋田県秋田市太平目長崎) [主屋・北米蔵]	2棟	秋田市太平目長崎字上目長崎217-1	(個人)	平6.7.12 追加指定・名称 変更
7	昭48.2.23	大山家住宅(秋田県山本郡八竜町)	1棟	山本郡三種町鶴川字飯塚62	(個人)	
8	昭48.2.23	土田家住宅(秋田県由利郡矢島町)	1棟	由利本荘市矢島町元町字相庭館9	(個人)	
9	昭48.2.23	鈴木家住宅(秋田県雄勝郡羽後町飯沢) [主屋・土蔵]	2棟	雄勝郡羽後町飯沢字先達沢52	(個人)	平6.7.12 追加指定
10	昭50.6.23	草薙家住宅(秋田県仙北郡田沢湖町) [主屋・土間]	2棟	仙北市田沢湖生保内字下堂田18	(個人)	
11	昭55.1.16	波宇志別神社神楽殿	1棟	横手市大森町八沢木字宮脇106	(波宇志別神社)	昭54.4.26 県指定
12	平1.5.19	旧黒澤家住宅(旧所在 秋田県秋田市中通三 丁目)[主屋・表門・土蔵・米蔵・木小屋]	5棟	秋田市檜山字石塚谷地297-99 一ツ森公園	(秋田市)	
13	平2.3.19	天徳寺 [本堂・書院・山門・総門]	4棟	秋田市泉三嶽根10-1	(天徳寺)	昭30.1.24 県指定史跡
14	平2.3.19	佐竹家盡屋	1棟	秋田市泉三嶽根10-1	天徳寺 (個人)	昭30.1.24 県指定史跡 平5.1.13管理団体指定
15	平2.3.19	八幡神社[正八幡宮本殿・若宮八幡宮本殿]	2棟	大館市字八幡1	(八幡神社)	昭43.3.19 県指定
16	平2.3.19	赤神神社五社堂[三の宮堂・客人権現堂・赤神 権現堂・八王子堂・十津師堂]	5棟	男鹿市船川港本山門前字祓川35	(赤神神社)	昭63.8.19 県指定
17	平2.3.19	旧阿仁鉱山外国人官舎	1棟	北秋田市阿仁銀山字下新町41-23	(北秋田市)	昭31.5.21 県指定
18	平5.8.17	藤倉水源地水道施設	3基	秋田市山内字上台、字大畑	(秋田市)	平2.3.20 県指定史跡
19	平6.12.27	旧秋田銀行本店本館	1棟	秋田市大町三丁目3-21 秋田市立赤れんが郷土館	(秋田市)	昭63.3.15 県指定
20	平14.5.23	康楽館	1棟	鹿角郡小坂町小坂鉱山字松ノ下2	(小坂町)	昭61.3.25 県指定
21	平14.5.23	旧小坂鉱山事務所	1棟	鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館48-2	(小坂町)	
22	平18.12.19	三浦家住宅(秋田県秋田市金足黒川)[主屋・ 米蔵・文庫蔵・味噌蔵・土蔵・馬小屋・表門・鎮 守社]	8棟	秋田市金足黒川字黒川178	(久光エージェンシー(株))	
23	平20.12.2	金家住宅[洋館・和館・文庫蔵・米蔵]	4棟	北秋田市本城字館ノ下192	(個人) (北秋田市)	H11.6.7 国登録
24	平20.12.2	小玉家住宅[主屋・文庫蔵・米蔵・車庫]	4棟	潟上市飯田川飯塚字飯塚68	(個人)	
25	平29.2.23	佐藤家住宅[主屋・文庫蔵]	2棟	横手市増田町増田字中町63	(個人)	H17.2.9 国登録
26	平29.2.23	旧松浦家住宅[主屋・座敷蔵・米蔵]	3棟	横手市増田町増田字七日町139	(個人)	R1.8.5 所有者変更
27	平29.11.28	旧池田家住宅洋館	1棟	大仙市高梨字大嶋1-1	(大仙市)	H16.2.27 名勝指定

秋田県指定有形文化財(建造物)

25件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 【管理責任者】 (所有者)	備 考
1	昭28.3.10 (昭43.5.28)	鞠水館(佐竹侯本陣)	1棟	大曲市大町7-2	大曲市	
2	昭28.10.5	彌高神社	2棟	秋田市千秋公園1-16	(彌高神社)	
3	昭28.10.5	八幡神社本殿	1棟	由利本荘市矢島町荒沢字根城館1	(八幡神社)	

4	昭29.3.7	大国主神社[本殿・表門]	2棟	仙北市西木町西明寺字堂村92	(大国主神社)	
5	昭31.5.21 (平2.3.19)	集会所(夷人館)	1棟	北秋田郡阿仁町銀山字下新町41-1	(阿仁町)	平2.3.19 国指定により解除
6	昭31.5.21	石造五重塔	1基	大仙市大曲丸ノ内町73	個人 (八幡神社)	
7	昭38.2.5	増川八幡神社宮殿	1基	男鹿市船川港増川字宮の下20	(増川八幡神社)	
8	昭39.4.16 (昭48.7.12)	武家門	1棟	仙北郡角館町表町下丁4	((有)青柳家)	昭48.7.12 県指定史跡により解除
9	昭41.3.22	北鹿ハリストス正教会聖堂	1棟	大館市曲田字曲田80-1	個人 (日本ハリストス正教会教団)	
10	昭43.3.19 (平2.3.19)	八幡神社内神殿	1対	大館市字八幡1	(大館八幡神社)	平2.3.19 国指定により解除
11	昭43.3.19	永泉寺山門	1棟	由利本荘市給人町44	(永泉寺)	
12	昭48.12.11	唐松神社奥殿	1棟	大仙市協和境字下台91	(唐松神社)	
13	昭50.4.10	旧雄勝郡会議事堂	1棟	湯沢市北荒町2-20	(湯沢市)	昭60.3.9 名称変更
14	昭54.4.26 (昭55.1.26)	保呂羽山波宇志別神社神楽殿	1棟	平鹿郡大森町八沢木字宮脇106	((保呂羽山波宇志別神社))	昭55.1.26 国指定により解除
15	昭55.12.11	薬師堂宮殿残闕	1基	由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1 由利本荘市矢島郷土文化保存伝習施設 (旧所在地 矢島町元町字片平)	由利本荘市教育委員会 (九日町)	平17.3.22 管理責任者変更
16	昭59.3.10	旧日新館	1棟	横手市城南町7-1	(個人)	
17	昭61.3.25	日吉八幡神社	4棟12基	秋田市八橋本町1丁目4-1	(日吉八幡神社)	
18	昭61.3.25	黒沢家住宅	2棟	雄勝郡郡羽後町西馬音内字本町124	(個人)	
19	昭61.3.25 (平14.5.23)	康楽館	1棟	鹿角郡小坂町小坂鉢山字松ノ下2	(小坂町)	平14.5.23 国指定により解除
20	昭62.3.17	淨明寺山門	1棟	能代市檜山字檜山町41	(淨明寺)	
21	昭62.3.17	宝篋印塔	1基	男鹿市船川港椿字東45	(個人)	
22	昭63.3.15 (平6.12.27)	旧秋田銀行本店	1棟	秋田市大町3丁目3-21 秋田市立赤れんが郷土館	秋田市教育委員会 (秋田市)	平6.12.27 国指定により解除
23	昭63.8.19 (平2.3.19)	赤神神社五社堂	5棟	男鹿市船川港本山門前字祓川35	(赤神神社)	平2.3.19 国指定により解除
24	平2.3.20	多宝院	3棟	能代市檜山字小間木52	(多宝院)	
25	平4.4.10	雲巖寺山門	1棟	仙北市角館町白岩前郷33	(雲巖寺)	
26	平8.3.12 (平17.3.22)	八幡秋田神社本殿	1棟	秋田市千秋公園1-8	(八幡秋田神社)	平17.1.9 焼失
27	平14.3.19	旧松本家住宅主屋	1棟	仙北市角館町小人町4	仙北市長 (個人)	
28	平15.3.25	菅生橋	1基	湯沢市皆瀬字下菅生	(湯沢市)	
29	平21.3.13	上郷の温水路群	6所	にかほ市象潟町横岡字目貫谷地、字中島 岱、字土橋、字昭和台	((にかほ市)) (大森部落牧野農業協同組合) (水岡自治会)	
30	平23.3.22	鳥潟会館(旧鳥潟家住宅)	8棟	大館市花岡町字根井下156	大館市教育委員会 (大館市)	
31	平24.3.23	旧工藤家住宅主屋	1棟	小坂町小坂字中小坂62-1	小坂町教育委員会 (小坂町)	
32	平26.3.25	真山神社五社殿及び宮殿	1棟1基	男鹿市北浦真山字水喰沢95	(真山神社)	
33	平29.3.24	旧松倉家住宅	3棟	秋田県秋田市旭南二丁目7番29号	(秋田市)	
34	平31.3.15	旧長岐家住宅	1棟	北秋田市七日市字圓ノ内4	(北秋田市)	

重要文化財(絵画)

4件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	大12.3.28	絹本著色当麻曼荼羅図	1幅	大仙市角間川町字東本町82	(淨蓮寺)	大12.3.28 旧国宝 昭25.8.29 重要文化財
2	昭27.3.29 (平27.4.21)	絹本著色千山万水図(渡邊峯山筆)	1幅	秋田市金足小泉字潟向	(個人)	昭8.7.25 重要美術品 H27.4.21 県外移動

3	昭43.4.25	絹本着色不忍池図(小田野直武筆)	1面	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	昭28.10.5 県指定
4	平11.6.7	絹本着色唐太宗花鳥図(小田野直武筆)	3幅	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	昭53.2.14 県指定
5	平15.5.29	絹本着色松に唐鳥図(佐竹曙山筆)	1幅	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(個人)	

秋田県指定有形文化財(絵画)

30件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭27.11.1	稚児文珠像	1幅	にかほ市象潟町宇象潟島2	(鉢満寺)	
2	昭27.11.1	普賢菩薩像	1幅	大仙市若竹町	(個人)	
3	昭28.3.10	白雲上人画像	1軸	仙北郡美郷町六郷字東高方町26	(本覚寺)	
4	昭28.3.10	十六羅漢像	16幅	秋田市泉字三嶽根10-1	(天徳寺)	
5	昭28.10.5 (昭43.4.25)	蘭画東叡山不忍池図 直武筆	1面	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	昭43.4.25 国指定により解除
6	昭29.3.7	紙本着色秋田風俗絵巻	1巻	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
7	昭29.3.7	絹本着色千手観音像	1幅	にかほ市平沢字新町	(個人)	
8	昭30.1.24	金剛胎藏両界曼荼羅	2幅	男鹿市船川港本山門前字祓川27	(長楽寺)	
9	昭32.4.4	絹本着色芍薬花籠図 直武筆	1幅	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
10	昭33.2.13	紙本着色象潟図屏風	1双	にかほ市象潟町宇狐森31-1 にかほ市象潟郷土資料館	(にかほ市)	
11	昭35.12.17	紙本着色白雲筆真景帖および彩絵方	各1冊	仙北郡美郷町六郷字東高方町26	個人 (本覚寺)	
12	昭35.12.17	絹本阿弥陀来迎図	1幅	大館市比内町扇田字下扇田	(個人)	
13	昭43.3.19	秋田蘭画「岩に牡丹図」	1幅	大仙市大曲通町	(個人)	
14	昭46.4.20	紙本墨画寒山拾得	対幅	秋田市旭北寺町4-50	(大悲寺)	
15	昭46.12.18	絹本着色十六善神	1幅	秋田市旭北寺町4-50	(大悲寺)	
16	昭53.2.14	絹本着色弘法大師像	1幅	男鹿市船川港本山門前字祓川27	(長楽寺)	
17	昭53.2.14	小田野直武筆写生帖	1冊	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
18	昭53.2.14 (平11.6.7)	唐太宗花鳥山水図	3幅対	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	平11.6.7 国指定により解除
19	昭57.1.12	鶴之図(沈南蘋筆)	2幅対	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
20	平14.3.19	釈迦三尊像図	1幅	秋田市旭北栄町7-42	(当福寺)	
21	平16.3.19	紙本着色ファン・ロイエン筆 花鳥図模写	1幅	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
22	平17.3.22	平福徳庵筆 乳虎	1幅	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
23	平20.3.21	寺崎廣業筆 高山清秋	1双	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
24	平20.3.21	平福百穂筆 春山	1幅	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
25	平23.3.22	小田野直武筆 富嶽図	1幅	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
26	平25.3.22	佐竹曙山 写生帖	3冊	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
27	平27.3.20	佐竹曙山筆 湖山風景図	1幅	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
28	平27.3.20	佐竹曙山筆 竹に文鳥図	1幅	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
29	平27.3.20	佐竹曙山筆 燕子花にナイフ図	1幅	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
30	平27.3.20	佐竹曙山筆 紅蓮図	1幅	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
31	平27.3.20	小田野直武筆 笹に白兎図	1幅	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	

32	平27.3.20	小田野直武筆 児童愛犬図	1幅	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
----	----------	--------------	----	--------------------------	-------	--

重要文化財(影刻)

1件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭48.6.6	銅造阿弥陀如来坐像	1軸	秋田市八橋字下八橋87	(全良寺)	昭32.2.14 県指定

秋田県指定有形文化財(影刻)

54件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭27.11.1	聖徳太子像	1軸	秋田市豊岩豊巻字内繩尻124	(豊平神社)	木造立像
2	昭27.11.1	大日如来像	1軸	秋田市泉字三嶽根1-48	(泉福院)	木造坐像
3	昭27.11.1	聖觀世音菩薩像	1軸	大仙市豊岡字小沼山1	(小沼神社)	木造立像
4	昭27.11.1	十一面觀世音菩薩像	1軸	大仙市豊岡字小沼山1	(小沼神社)	木造立像
5	昭27.11.1	聖觀世音菩薩像	1軸	大仙市大曲栄町	(個人)	木造立像
6	昭27.11.1	聖觀世音菩薩像	1軸	男鹿市船川港本山門前字祓川35	(赤神神社)	木造立像
7	昭27.11.1	十一面觀世音菩薩像	1軸	男鹿市船川港本山門前字祓川35	(赤神神社)	木造立像
8	昭27.11.1	石製狛犬	1對	男鹿市船川港本山門前字28	(赤神神社)	
9	昭27.11.1	愛染明王像	1軸	秋田市上新城道川字愛染55-2	(道川神社)	木造坐像
10	昭27.11.1	金剛夜叉明王像	1軸	秋田市上新城道川字愛染55-2	(道川神社)	木造坐像
11	昭27.11.1	不動明王像	1軸	秋田市上新城道川字愛染55-2	(道川神社)	木造立像
12	昭27.11.1	毘沙門天像	1軸	秋田市上新城道川字愛染55-2	(道川神社)	木造立像
13	昭27.11.1	舞楽二ノ舞面	1組	大仙市土川字刈布沢24-48 土川地区公民館	土川地区公民館長 (円満寺)	
14	昭27.11.1	本尊阿弥陀如来 脇士	2体	雄勝郡羽後町田代字旦金森	(個人)	金剛造立像
15	昭28.10.5	薬師如來坐像	1軸	男鹿市北浦真山字水喰沢95	(真山神社)	木造
16	昭29.3.7	木造岩城伊予守重隆公坐像	1軸	由利本荘市岩城赤平字向山25	(竜門寺)	
17	昭30.1.24	木造弥陀・薬師・勢至	3軸	仙北市西木町西明寺字堂村92	(大国主神社)	木造坐像・立像
18	昭30.1.24	木造薬師如來立像	1軸	横手市本町1-4	(観音寺)	
19	昭30.1.24	懸仏(薬師十二神将鉄製鋸出)	1面	横手市本町1-4	(観音寺)	
20	昭30.1.24	木造阿弥陀如來立像	1軸	横手市増田町増田字田町58	(満福寺)	
21	昭30.1.24	木造弥陀三尊(阿弥陀仏・觀世音菩薩・勢至菩薩)	3軸	鹿角市花輪字上花輪11	個人 (恩徳寺)	立像
22	昭30.1.24	金銅聖觀音立像	1軸	横手市大屋新町字鬼嵐116	(正伝寺)	
23	昭30.1.24	木造聖觀音	1軸	秋田市旭北寺町4-39	(歓喜寺)	立像
24	昭30.1.24	懸仏	1面	湯沢市稲庭町小沢	(個人)	阿弥陀如來坐像
25	昭30.1.24	懸仏	1面	湯沢市皆瀬字白沢	(個人)	千手觀音坐像
26	昭30.1.24	懸仏	1面	湯沢市稲庭町字下桃倉、字高野	(個人)	薬師如來坐像
27	昭31.5.21	木造十一面自在觀音	1軸	湯沢市山田字北土沢73	(土沢神社)	立像
28	昭31.5.21	女神像	1軸	湯沢市松岡字聖ヶ沢44	(白山神社)	木造立像
29	昭31.5.21	神像	2軸	横手市大沢字庭当田123	(旭岡山神社)	木造坐像
30	昭32.2.14	銅造阿弥陀如來立像	1軸	秋田市保戸野鉄砲町3-50	(来迎寺)	

31	昭32.2.14 (昭48.6.6)	銅造阿弥陀如来坐像	1軀	秋田市寺内字八橋63	(全良寺)	昭48.6.6 国指定により解除
32	昭32.2.14	木造聖観音立像	1軀	由利本荘市葛岡宇宮腰73	個人 (金峰神社)	
33	昭32.4.4	木造十二神将	3軀	横手市本町1-4	(観音寺)	立像
34	昭34.1.7	木造多聞天立像	1軀	横手市十文字町植田宇宮ノ前6	(古四王神社)	
35	昭34.1.7	木造阿弥陀如来立像	1軀	湯沢市下院内字新馬場153-1	(誓願寺)	
36	昭34.1.7	銅造十一面觀音立像	1軀	秋田市旭北寺町4-50	(大悲寺)	
37	昭35.3.1	木造僧形頭部	1箇	大仙市豊岡字小沼1	(小沼神社)	
38	昭39.4.16	木造薬師如來寄木漆箔坐像	1軀	男鹿市船川港本山門前宇祓川27	(長樂寺)	
39	昭45.4.2	木造狛犬	1対	にかほ市象潟町小滝	(金峰神社)	
40	昭46.1.9	木造十一面觀音菩薩立像	1軀	秋田市旭北寺町4-50	(大悲寺)	
41	昭46.1.9	木造觀音菩薩立像	1軀	にかほ市象潟町小滝	(金峰神社)	
42	昭46.1.9	木造藏王権現立像	3軀	にかほ市象潟町小滝	(金峰神社)	
43	昭46.4.20	木造阿弥陀如來坐像	1軀	横手市金沢本町字根小屋21	(桂徳寺)	
44	昭46.12.18	翁面	1面	にかほ市象潟町字2丁目塩越56	(淨專寺)	
45	昭47.6.10	二の舞面	1面	能代市清助町7-23	(龍泉寺)	
46	昭47.6.10	木造十一面觀音菩薩立像	1軀	能代市清助町7-23	(龍泉寺)	
47	昭49.10.12	木造薬師如來坐像	1軀	男鹿市船川港増川宇宮ノ下20	個人 (増川八幡神社)	
48	昭49.10.12	木造阿弥陀如來坐像	1軀	北秋田市綾子字大堤道下62-1 大太鼓の館	北秋田市長 (糠沢自治会)	
49	昭50.4.10	金銅造薬師如來立像	1軀	能代市清助町7-23	(龍泉寺)	
50	昭50.4.10	木造獅子頭	1個	大仙市協和境字下台86	(唐松山天日宮)	
51	昭53.2.14	木造十一面觀音菩薩立像	1軀	湯沢市上院内字町後95	(愛宕神社)	
52	平2.3.20	銅造阿弥陀如來立像	1軀	鹿角市花輪字元村17	(円福寺)	
53	平19.3.20	木造十一面觀音菩薩立像(円空作)	1軀	男鹿市船川港本山門前宇祓川35	(宗教法人赤神神社)	
54	平24.3.23	銅造地蔵菩薩立像	1軀	鹿角市八幡平字大里40	(大徳寺)	
55	平28.3.25	二の舞腫面	1面	能代市清助町7-23	(龍泉寺)	

国宝(工芸品)

1件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭28.11.14	線刻千手觀音等鏡像	1面	大仙市豊川字觀音堂57	(水神社)	昭13.7.4 旧国宝 昭25.8.29 重要文化財

重要文化財(工芸品)

1件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭14.5.27	太刀 (銘正恒)	1口	東京都渋谷区代々木4-25-10	(財)日本美術刀剣保存 協会 刀剣博物館 (移動時:個人)	昭25.8.29 重要文化財 昭53.2.2 県外移動 平成29.1.11 国所有
2	昭14.5.27	太刀 (銘久国)	1口	雄勝郡羽後町西馬音内字本町29 (移動時)	(移動時:個人)	昭25.8.29 重要文化財 昭57.3.3 県外移動
3	平6.6.28	銅錫杖頭 (正元元年、信阿弥陀仏の刻銘がある)	1柄	横手市神明町7-2	(神明社)	昭30.1.24 県指定

秋田県指定有形文化財(工芸品)

65件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭27.11.1	涅槃図	1幅	秋田市寺内字神屋敷11-6	(西来院)	平15.10.1 住所表示変更

2	昭27.11.1	陣幕	1帳	仙北郡美郷町六郷字東高方町	(個人)	
3	昭27.11.1	梵鐘	1口	秋田市旭北寺町7-34	(西善寺)	
4	昭27.11.1	銅鼓	1口	大仙市大曲上大町	(個人)	
5	昭27.11.1	太刀 銘正恒	1口	大仙市長野字二日町	(個人)	
6	昭27.11.1	太刀 銘吉岡一文字	1口	大仙市大曲上大町	(個人)	
7	昭27.11.1 (昭38.8.27)	刀 銘長曾彌虎徹	1口	大曲市大曲西根字島村	(個人)	
8	昭27.11.1	短刀 銘信国	1口	大仙市大曲栄町	(個人)	
9	昭27.11.1	脇差 銘大慶直胤	1口	にかほ市平沢字中町	(個人)	
10	昭27.11.1	太刀 銘栗田口	1口	大仙市太田町三本扇字羽見内	(個人)	
11	昭28.10.5	甲冑	1	由利本荘市岩城龜田最上町字最上町104	(妙慶寺)	
12	昭28.10.5	黒塗角頭兜	1	大仙市長野字二日町	(個人)	
13	昭28.10.5	紫色威横矧二枚胴具足 附六十二間筋兜	1	大仙市長野字二日町	(個人)	
14	昭28.10.5	白岩焼	10点	仙北市角館町白岩字前郷	(個人)	
15	昭28.10.5	白岩焼角皿	1	仙北市角館町表町下丁	(個人)	
16	昭30.1.24 (昭38.8.27)	太刀 銘備前長船政光	1口	由利郡仁賀保町平沢字家妻	(個人)	
17	昭30.1.24	太刀 銘守次	1口	横手市雄物川町沼館字高畑366 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会 (横手市)	R2.4.1 所有者変更
18	昭30.1.24	脇差 銘栗田口一竿子入道忠綱影同作	1口	大館市宇大館	(個人)	
19	昭30.1.24	蒔絵衣桁	1	由利本荘市岩城龜田最上町字最上町104	(妙慶寺)	
20	昭30.1.24	上絵牡丹文秋田万古急須	1	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
21	昭30.1.24 (平6.6.28)	錫杖頭	1箇	横手市神明町7-2	(神明社)	平6.6.28 国指定により解除
22	昭30.1.24	黄瀬戸小皿(ビードロ手)	2	男鹿市船越字船越 男鹿市船越字狐森7	(個人) (菟林院)	
23	昭30.1.24	金工資料	図譜12冊 原型57個	由利本荘市矢島町七日町字七日町	(個人)	
24	昭31.5.21	糸巻ノ太刀(鞘巻)外装	1口	由利本荘市矢島町城内字八森3-4	(矢島神社)	
25	昭31.5.21	瑞花文円鏡	1面	大仙市上鶯野字古館	(個人)	
26	昭31.5.21	竜文刻馬具	1式	大仙市長野字二日町	(個人)	
27	昭31.5.21	螺細鞍馬具	1式	大仙市長野字二日町	(個人)	
28	昭31.5.21	染付磁器荒川尻焼大皿	1	仙北市角館町表町下丁	(個人)	
29	昭31.5.21	道三作上絵五彩水注	1	秋田市旭北栄町	(個人)	
30	昭31.5.21	長康亭道三作染付壺	1	秋田市檜山南中通町	(個人)	
31	昭31.5.21	緑園作秋田万古蓮急須	1	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
32	昭31.5.21	緑園作秋田万古緑釉蓮湯ざまし	1	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
33	昭34.1.7	水注(五城目瀬戸座製)	1箇	南秋田郡五城目町字下夕町	(個人)	
34	昭38.2.5	鐸1枚 壇渓図		秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
35	昭38.2.5	刀 銘天野河内助藤原高真花押	1口	秋田市牛島東5丁目	(個人)	
36	昭38.2.5	刀 銘天野河内助藤原高真作	1口	仙北市角館町表町下丁3	(法人)	
37	昭38.2.5	刀 銘出羽秋田住正忠造	1口	秋田市泉一ノ坪	(個人)	

38	昭38.2.5	刀装 銘出羽秋田住正阿弥伝兵衛作	1本	湯沢市秋ノ宮字小沢	(個人)	
39	昭38.2.5	小柄 金銀地杢目鍛銘正阿弥伝兵衛	1本	大館市十二所字田町	(個人)	
40	昭38.2.5	鐸 竹林猛虎の図 銘秋田住重具	1枚	大館市十二所字田町	(個人)	
41	昭38.2.5	刀 銘出羽住忠秀刻印	1口	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
42	昭39.4.16	赤銅金象眼鉢 蕁透之図 銘出羽秋田住正阿 弥重恒	1枚	秋田市千秋公園1-4 秋田市立佐竹史料館	秋田市立佐竹史料館長 (秋田市)	
43	昭39.4.16 (昭53.7.25)	刀 銘助盛作	1口	秋田市土崎港南3丁目	(個人)	
44	昭39.11.17	鰐口	1口	山本郡藤里町藤琴字下湯の沢29 藤里町歴史民俗資料館	藤里町教育委員会 (法人)	
45	昭40.2.23	太刀 無銘 伝一文字成宗	1口	大館市积迦内獅子ヶ森1 大館郷土博物館	(大館市)	
46	昭40.2.23	刀 無銘 伝直江志津	1口	横手市平鹿町浅舞字浅舞	(個人)	
47	昭41.3.22	刀 無銘 伝長光	1口	秋田市牛島東5丁目	(個人)	
48	昭41.3.22	刀 無銘 伝志津	1口	秋田市土崎港南3丁目	(個人)	
49	昭41.3.22 (平27.8.28)	刀 無銘 伝備前国重真	1口	湯沢市佐竹町	(個人)	現在、「刀 無銘 伝備前 国元重」と鑑定される。 H26.5.16 県外移動
50	昭42.9.26	古瀬戸鉢・青磁碗(明代)	鉢1点・ 碗3点	仙北市角館町田町下丁	(個人)	
51	昭43.3.19	鐸 銘出羽秋田住正阿弥伝兵衛	1枚	秋田市南通築地	(個人)	
52	昭43.12.28	白磁瓶子(初期伊万里)		大仙市大曲浜町	(個人)	
53	昭44.8.9	太刀 銘備州長船兼光	1口	秋田市将軍野南3丁目	(個人)	
54	昭44.8.9	短刀 銘天野藤原高真作 元治元年吉日	1口	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
55	昭44.8.9	黒塗金箔押机	1脚	雄勝郡羽後町西馬音内字上川原30-1 羽後町歴史民俗資料館	羽後町歴史民俗資料館長 (元稻田稻荷神社)	
56	昭46.1.9	初期伊万里草花文花瓶	1	秋田市旭北寺町4-50	(大悲寺)	
57	昭46.7.17	刀 銘大和大掾藤原正則	1口	大館市十二所字十二所町	(個人)	
58	昭46.12.18	青銅製明代門鑑	1対	にかほ市象潟町字二丁目塩越56	(淨專寺)	
59	昭46.12.18	刀 銘羽州矢鳥臣 藤原國重作之、慶応二年 寅八月作	1口	にかほ市象潟町小砂川字中磯	(個人)	
60	昭48.6.16	刀 銘天野河内助藤原高真 慶応二丙寅八月 吉日応三森光茂需作之	1口	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (個人)	
61	昭48.6.16	焼山焼スズおよび碗	2個	横手市増田町吉野字上吉野	(個人)	
62	昭50.4.10	馬具	一括	秋田市河辺松渕字行人塚	(個人)	
63	昭51.12.14	扇面図脇差拵揃金具	一括	由利本荘市石脇字弁慶川5 本荘郷土資料館	(由利本荘市)	
64	昭53.2.14	魚藻文沈金手箱	1合	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
65	平3.3.19	刀 銘國重依願指料授 東海林直八 慶応元 年五月日	1口	由利本荘市矢島町七日市字羽坂64-1 矢島郷土文化保存伝習施設館	由利本荘市教育委員会 (由利本荘市)	
66	平3.3.19	鐸(あやめ図透彫)銘出羽秋田住正阿弥二代 作享保十八年三月日	1枚	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
67	平4.4.10	刀 銘羽州住兼廣作 安政四年三月吉日	1口	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
68	平7.3.17	波字志別神社神楽殿神輿	1基	横手市大森町八沢木宇宮脇106	横手市教育委員会 (波字志別神社)	平25.3.29 名称変更
69	平11.3.12	秋田家資料(刀剣類ほか)	一括	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
70	平30.3.16	白韋威十二間阿古陀形筋兜	一頭	秋田市千秋公園1-4 秋田市立佐竹史料館	(秋田市)	

重要文化財(書跡・典籍) 1件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭34.6.27	因幡權守重隆家歌合(巻頭)	1幅	秋田市中通4丁目	(個人)	昭17.12.16 重要美術品

秋田県指定有形文化財(書跡・典籍)

16件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭28.3.10	貞觀の写経	1巻	仙北郡美郷町六郷字東高方町26	(本覚寺)	
2	昭32.2.14	写経(大般若波羅蜜多經)	478巻	横手市金沢中野宇安本館102-4	後三年合戦金沢資料館長 (宗教法人金沢八幡宮)	
3	昭32.4.4 (平3.6.21)	自筆本真澄遊覧記	89冊	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	(個人)	平3.6.21 国指定により解除
4	昭33.2.13	菅江真澄著作	46点	大館市字谷地町13 大館市立栗盛記念図書館	大館市立栗盛記念 図書館長 (大館市)	
5	昭39.11.17	平田篤胤竹画讚	1幅	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
6	昭39.11.17	平田篤胤書簡	1巻	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
7	昭39.11.17	平田篤胤和魂漢才	1幅	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
8	昭45.4.2	歌切 伝近衛信尹筆	1軸	能代市二ツ井町宇上台1-1 能代市教育委員会	能代市教育委員会 (個人)	平28.4.1所有者変更
9	昭46.1.9	雪村友梅、梅花帖詩	1幅	横手市蛇の崎町	(個人)	
10	昭46.7.17	即非の書	1幅	秋田市旭北寺町4-50	(大悲寺)	
11	昭46.7.17	龜年禪師書字号	1幅	秋田市旭北寺町4-50	(大悲寺)	
12	昭60.3.15	季吟・桂葉両吟百韻	1巻	秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (個人)	
13	平7.3.17	国典類抄	471冊	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
14	平15.3.25	羽陽秋北水土錄	11冊	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
15	平23.3.22	御曹子島渡り	1巻	秋田市山王新町14-31 秋田県立図書館	(秋田県)	
16	平26.3.25	根本通明文庫	2,554冊、13帖	秋田市山王新町14-31 秋田県立図書館	(秋田県)	
17	平30.3.16	手柄岡持(朋誠堂喜三二)自筆作品並びに関係資料	22点	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館 秋田市山王新町14-31 秋田県立図書館 秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館 大館市字谷地町13 大館市立栗盛記念図書館	(秋田県) (大館市)	

秋田県指定有形文化財(古文書)

15件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭27.11.1	法隆寺一切経	1巻	由利本荘市赤田字上田表115	(長谷寺)	
2	昭27.11.1	出羽一国御絵図	1幅	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
3	昭29.3.7	鈴木重孝自筆本キヌブルイ	本文3冊 図巻2巻	男鹿市船越字孤森	(個人)	
4	昭31.5.21	花葉集	2冊	仙北市角館町表町上丁	(個人)	
5	昭41.3.22	霧山天神連歌懐紙(御規式用具9点を含む)	72冊	能代市檜山字霧山下4-1	(霧山天神宮)	
6	昭41.3.22	政景日記	24冊	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
7	昭42.9.26	佐竹北家日記	765冊	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
8	昭42.9.26	岩屋家文書	61通	仙北郡美郷町野中字押切	(個人)	
9	昭43.12.28	連歌切紙本	1軸	能代市檜山字霧山下	(個人)	平27.11.26 所有者変更
10	昭46.1.9	佐藤信済文書	17点	雄勝郡羽後町西馬音内字上川原30-1 羽後町歴史民俗資料館	(羽後町)	平29.2.23 所有者変更
11	昭46.1.9	佐藤信済自筆本	3点	雄勝郡羽後町西馬音内字上川原30-1 羽後町歴史民俗資料館	個人	平29.2.23 所有者・管 理責任者変更
12	昭60.3.15	佐竹南家日記	271冊	湯沢市字内館町27 湯沢市立湯沢図書館	湯沢市立湯沢図書館長 (湯沢市)	
13	平19.3.20	日本六十余州国々切絵図	69枚	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	

14	平25.3.22	秋田藩家蔵文書	61冊	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
15	令2.3.13	岡本元朝日記	64冊	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	

重要文化財(考古資料)

3件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭53.6.15	人面付環状注口土器 (秋田県南秋田郡昭和町大久保字狐森出土)	1口	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
2	昭63.6.6	磨製石斧 (秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字上揃出土)	4箇	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	昭61.7.4 県指定
3	平21.7.10	秋田県胡桃館遺跡出土品	436点	北秋田市綾子字胡桃館1 胡桃館埋没建物収蔵庫	北秋田市教育委員会 (北秋田市)	昭55.12.11 県指定 平20.8.19 追加指定

秋田県指定有形文化財(考古資料)

57件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭27.11.1	須恵式陶壺	1個	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	(秋田市)	
2	昭27.11.1	古鏡蓋付陶製経壺	1個	横手市金沢中野宇安本館102-4	後三年合戦金沢資料館長 (宗教法人金沢八幡宮)	
3	昭27.11.1	骨壺	1個	横手市金沢中野宇安本館102-4	後三年合戦金沢資料館長 (宗教法人金沢八幡宮)	
4	昭27.11.1	銅製経筒	1個	横手市金沢中野宇安本館102-4	後三年合戦金沢資料館長 (宗教法人金沢八幡宮)	
5	昭28.3.10	経甕	1	横手市大森町八沢木	(個人)	
6	昭29.3.7	魚形文刻石	2点	由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1 由利本荘市矢島郷土文化保存伝習施設	由利本荘市教育委員会 (由利本荘市)	平17.3.22 管理責任者変更
7	昭30.1.24	魚形文刻石	1	北秋田市阿仁根子字館下段44 旧根子小学校	(北秋田市)	
8	昭31.5.21	子持勾玉	1	由利本荘市西目町沼田字新道下2-533 由利本荘市教育委員会	由利本荘市教育委員会 (由利本荘市)	平17.3.22 管理責任者変更
9	昭31.5.21	陶製水瓶	1個	能代市二ツ井町宇上台1-1 能代市教育委員会	(能代市)	
10	昭31.5.21	魚形文刻石	2	湯沢市上院内字小沢115 由利本荘市矢島町七日市字羽坂64-1 由利本荘市矢島郷土文化保存伝習施設	(湯沢市) (由利本荘市)	平17.3.22 管理責任者変更
11	昭32.2.14	板碑	3基	雄勝郡羽後町西馬音内堀回字滝ノ沢山2	(御嶽神社)	
12	昭33.2.13	板碑	1基	雄勝郡羽後町西馬音内字宮廻62	羽後町教育委員会 (御嶽神社)	
13	昭34.1.7	藤木出土品	一括	大仙市藤木扇合	(個人)	
14	昭35.3.1	玉類	22個	横手市雄物川町沼笛字高畑366 雄物川郷土資料館	横手市教育委員会 (横手市)	
15	昭35.3.1	土偶	1個	大仙市大曲中通町	(個人)	
16	昭37.2.5	板碑	1基	横手市増田町増田字土肥館141	横手市教育委員会 (横手市)	
17	昭38.2.5	灰釉牡丹文瓶子	1個	大仙市花館字柳町	(個人)	
18	昭41.3.22	古鏡	2面	雄勝郡羽後町田沢字山花	(個人)	平29.2.23 所有者変更
19	昭43.12.28	蛤歯形磨製石斧	1	鹿角郡小坂町小坂字中前田48-1 小坂町立総合博物館郷土館	小坂町教育委員会 (小坂町)	
20	昭44.8.9	金剛童子線刻像	1基	雄勝郡羽後町西馬音内堀回字道木山5	(西藏寺)	
21	昭44.8.9	土師骨蔵器	1組	雄勝郡羽後町西馬音内字上川原 羽後町歴史民俗資料館	(個人)	
22	昭46.12.18	麻生遺跡出土品	一括	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口	(個人)	
23	昭46.12.18	経甕(片口ふたつき)	1個	能代市二ツ井小繫字泉51	(能代市)	H30.6.28所在変更
24	昭55.12.11	胡桃館遺跡出土品	5点	北秋田市綾子字胡桃館1 胡桃館埋没建物収蔵庫	北秋田市教育委員会 (北秋田市)	平20.8.19 追加指定及び名称変更 平21.7.10国指定により点数変更
25	昭57.1.12	勾玉及び玉類(枯草坂古墳出土)	52点	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
26	昭57.1.12	鉢形土器(沢田遺跡出土)	1点	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
27	昭58.2.12	穀丁遺跡出土品(青磁碗他)	一括	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	

28	昭60.3.15	米ヶ森遺跡出土品	一括	大仙市協和境字野田4 大仙市協和支所	大仙市教育委員会 (大仙市)	
29	昭60.3.15	古鏡(武藤一郎コレクション)	33面	秋田市豊岩豊巻字杉の下	(個人)	
30	昭61.3.25	小谷地遺跡出土品	一括	男鹿市船川港船川字泉台66-1 男鹿市役所	男鹿市長 (男鹿市)	
31	昭61.7.4 (昭63.6.6)	大型磨製石斧	4点	秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	昭63.6.6 国指定により解除
32	昭63.3.15	秋田城跡SE406戸跡出土品	一括	秋田市寺内焼山9-6 秋田市立秋田城跡歴史資料館	(秋田市)	平15.10.1 住所表示変更 平28.4.16 管理責任者解任 平28.4.16 所在変更
33	平4.4.10	中山遺跡出土漆工及び漆工関係出土品	一括	南秋田郡五城目町上樋口字山田沢41-1 文化の館	五城目町教育委員会 (五城目町)	
34	平5.4.9	鋒形石器(上ノ山 I 遺跡出土)	2点	大館市积迦内宇獅子ヶ森1 大館郷土博物館	(大館市)	
35	平10.3.20	柏子所貝塚出土骨角製品及び貝製品	一括	能代市二ツ井町字上台1-1 能代市教育委員会	能代市教育委員会 (能代市)	
36	平13.3.16	白坂遺跡出土品	318点	北秋田市脇神字小ヶ田中田100-1 伊勢堂岱綱文館 北秋田市阿仁前田字大道上190 阿仁前田收藏庫	北秋田市教育委員会 (北秋田市)	
37	平14.3.19	田久保下遺跡土坑墓出土品	68点	大仙市払田字牛嶋20 秋田県埋蔵文化財センター	(秋田県)	
38	平15.3.25	寒川 II 遺跡土坑墓出土品	107点	大仙市払田字牛嶋20 秋田県埋蔵文化財センター	(秋田県)	
39	平16.3.19	地藏田遺跡出土品	223点	秋田市雄和妙法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設 秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田市)	平28.4.1 所有者変更 平28.10.20 所在変更
40	平16.3.19	魚形文刻石	1点	由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1 由利本荘市矢島郷土文化保存伝習施設	由利本荘市教育委員会 (由利本荘市)	平16.3.19 史跡解除 平成17.3.22管理責任者変更
41	平17.3.22	戸平川遺跡出土品	5,144点	秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館 大仙市払田字牛嶋20 秋田県埋蔵文化財センター	(秋田県)	
42	平18.3.20	洲崎遺跡出土人魚木簡	1点	秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
43	平22.3.12	大湯環状列石出土品	325点	鹿角市十和田大湯字万座45番地 大湯ストーンサークル館 秋田市金足鴟崎字後山52番地 秋田県立博物館	(鹿角市)	
44	平22.3.12	秋田城跡出土和同開珎銀鏡	1枚	秋田寺内焼山9-6 秋田市立秋田城跡歴史資料館	(秋田市)	
45	平23.3.22	黒倉 I 遺跡出土土偶	1点	仙北市田沢湖生保内字男坂 JR田沢湖駅	(仙北市)	
46	平23.3.22	中杉沢A遺跡出土土偶	1点	秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
47	平23.3.22	坂ノ上F遺跡出土土偶	1点	秋田市雄和妙法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	(秋田市)	平28.10.20 所在変更
48	平23.3.22	東福寺村上出土土偶	1点	湯沢市佐竹町1-1	(湯沢市)	平28.7.1 所有者変更 平28.7.1 所在変更
49	平23.3.22	伊勢堂岱遺跡出土土偶	1点	北秋田市材木町2-3 北秋田市文化会館	(北秋田市)	
50	平23.3.22	塚ノ下遺跡出土土偶	1点	大館市积迦内宇獅子ヶ森1 大館郷土博物館	(大館市)	
51	平23.3.22	虫内 I 遺跡出土土偶	2点	秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
52	平23.3.22 (令1.9.3)	高森岱遺跡出土土偶	1点	北秋田市綾子字胡桃館	(個人)	平31.3.17 県外移動
53	平23.3.22	星宮遺跡出土土偶	1点	大仙市高梨字田茂木10 大仙市教育委員会	(大仙市)	
54	平23.3.22	鎧田遺跡出土土偶	2点	秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館	(湯沢市)	
55	平24.3.23	戸平川遺跡出土土面	3点	秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
56	平24.3.23	地方遺跡出土土面	1点	秋田市雄和妙法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	(秋田市)	平28.10.20 所在変更
57	平25.3.22	伊勢堂岱遺跡出土品	279点	北秋田市材木町2-3 北秋田市文化会館 北秋田市上杉字金沢448 旧合川東小学校 秋田市金足鴟崎字後山52 秋田県立博物館	(北秋田市)	
58	平28.3.25	湯ノ沢F遺跡出土品	117点	秋田市雄和妙法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	(秋田市)	平28.10.20 所在変更
59	平31.3.15	根子ノ沢遺跡出土土器	1点	由利本荘市新沢字猫屋布45	(由利本荘市)	

重要文化財(歴史資料)

1件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	平3.6.21	菅江真澄遊覧記(明徳館献納自筆本)	77冊12帖	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (個人)	昭32.4.9 県指定

秋田県指定有形文化財(歴史資料)

22件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭28.3.10	佐竹侯累代の肖像	12幅	秋田市泉三嶽根10-1	(天徳寺)	
2	昭61.3.25	秋田街道絵巻	3巻	秋田市中通2丁目3-8 秋田市立千秋美術館	秋田市教育委員会 (秋田市)	
3	昭61.7.4	由利郡最上検地帳	3冊	にかほ市象潟町大砂川字菅	(個人)	
4	昭62.7.14	田沢湯元道中画報	1冊	大仙市長野字二日町	(個人)	
5	昭62.7.14	由利南部海岸図	1巻	にかほ市大竹字下後64	個人 (大竹部落)	
6	昭63.3.15	秋田領給人町絵図	7舗	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
7	平1.3.17	久保田城下絵図	1舗2幅	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館 秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
8	平3.3.19	紙本金地著色男鹿図屏風	6曲1双	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県立博物館長 (秋田県)	
9	平3.3.19	久保田城下絵図	1舗2幅	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
10	平9.3.14	小坂鉱山資料	2,059点	鹿角郡小坂町小坂字中前田48-1 小坂町立総合博物館郷土館	小坂町立総合博物館 郷土館長 (小坂精練(株))	
11	平11.3.12	旧止瀬発電所一号発電機械	一式	鹿角郡小坂町小坂字中前田48-1 小坂町立総合博物館郷土館	小坂町立総合博物館 郷土館長 (小坂町)	
12	平11.3.12	旧小坂鉄道貴賓客車一両及び 11号機関車一両	2両	鹿角郡小坂町小坂字中前田48-1 小坂町立総合博物館郷土館	小坂町立総合博物館 郷土館長 (小坂町)	
13	平16.3.19	検地図絵及び下絵	2巻	秋田市金足鴉崎字後山52 秋田県立博物館	(宗教法人玄福寺)	
14	平20.8.19	桂葉・里鶯父子淳城家文芸資料	9点	能代市柳町	(個人)	
15	平21.3.13	本堂城廻村絵図	2幅	美郷町千屋字中小森91 坂本東嶽邸	(美郷町)	
16	平22.3.12	秋田県行政文書	20,748点	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	
17	平24.3.23	藤倉神社石製狛犬	1対	秋田市山内字藤倉8	(藤倉神社)	
18	平24.3.23	八幡神社石製狛犬	1対	由利本荘市松ヶ崎字宮の腰102	(八幡神社)	
19	平24.3.23	金刀比羅神社石製狛犬	1対	秋田市土崎港中央6丁目1-2	(金刀比羅神社)	
20	平24.3.23	鈴木空如筆法隆寺金堂壁画模写及び下絵	77点	大仙市太田町太田字新田尻3-4 太田文化プラザ	(大仙市)	
21	平28.3.25	白雲筆 奥州街道並羽州街道風景図	1軒2帖	横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館	(秋田県)	
22	平31.3.15	外町屋敷間数絵図	1幅	秋田市山王新町14-31 秋田県公文書館	(秋田県)	

秋田県指定無形文化財

0件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	保持者	備 考
1	昭32.2.14 (昭43.3.9)	和紙溜漉製造技術	雄勝郡稻川町稻庭字三島69-2	佐藤 常太郎	
2	昭53.7.25 (平4.4.10)	鹿角紫根染・茜染	鹿角市花輪字堰向20-6	栗山 文一郎	
3	昭55.1.10 (平20.5.2)	秋田八丈	秋田市旭南3丁目8-5	滑川晨吉	
4	昭55.1.10 (平20.5.2)	秋田畝織	秋田市旭南3丁目8-5	滑川晨吉	

重要有形民俗文化財

6件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭35.6.9	八郎潟漁撈用具	78点1隻	潟上市昭和大久保字元木山根50 重要民俗資料八郎潟漁撈用具収蔵庫	(潟上市)	
2	昭39.5.29	田沢湖のまるきぶね	1隻	仙北市田沢湖潟宇ヨテコ沢4番地 仙北市田沢湖クニマス未来館	(仙北市)	平17.9.20所有者変更 平29.2.20 所在変更
3	昭39.5.29	大沼の箱ぐりぶね(きつつ)	1隻	秋田市下北手桜宇守沢46-1 ノースアジア大学雪国民俗館	(ノースアジア大学)	
4	昭40.6.9	男鹿のまるきぶね	1隻	男鹿市船川港船川字海岸通り2号14-2 男鹿市民文化会館	(男鹿市)	
5	昭41.6.11	作業用覆面コレクション	59点	秋田市下北手桜宇守沢46-1 ノースアジア大学雪国民俗館	(ノースアジア大学)	
6	平25.3.12	阿仁マタギの狩猟用具	293点	北秋田市阿仁打当字仙北渡道上ミ6 阿仁マタギ資料館ほか	(北秋田市ほか)	昭34.1.7県指定 平24.3.23追加指定

秋田県指定有形民俗文化財

14件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭29.3.7	検地竿	1口	秋田市金足鴉崎宇後山52 秋田県立博物館	(個人)	平28.12.28所在変更
2	昭29.3.7	古樺細工	12点	仙北市角館町表町下丁10-1 仙北市立角館樺細工伝承館 並びにふるさとセンター	(秋田県)	
3	昭34.1.7 (平25.3.12)	阿仁マタギ用具	268点	北秋田市阿仁打当字仙北渡道上ミ67 阿仁マタギ資料館ほか	(北秋田市ほか)	平24.3.23追加指定 平25.3.12国により解除
4	昭41.3.22	尾去沢鉱山資料 (鉱山用具77点 鉱山作業絵図2点)	一括	鹿角市尾去沢字獅子沢9-10 鹿角市鉱山歴史館	鹿角市教育委員会 (鹿角市)	
5	昭55.12.11	八郎潟出土ぐり船	1隻	潟上市昭和大久保字元木山根50 重要民俗資料八郎潟漁撈用具収蔵庫	潟上市教育委員会 (潟上市)	
6	昭62.3.17	材木ソリ	1点	仙北郡美郷町畠屋字高野5-1 美郷町歴史民俗資料館	美郷町教育委員会 (美郷町)	
7	昭62.7.14	真山の万体仏		男鹿市北浦真山字白根坂台108-4	真山郷中会長 (常在院)	
8	平3.3.19	旧山田八幡神社獅子頭1頭及び鉤1振	1頭1振	湯沢市山田字上ノ宿	(個人)	
9	平3.3.19	七高神社獅子頭	1頭	にかほ市院内字城前64	(七高神社)	
10	平3.3.19	旧若宮八幡神社獅子頭	2頭1対	由利本荘市矢島町元町字新所162	(個人)	
11	平3.3.19	御嶽神社獅子頭	1頭	雄勝郡羽後町西馬音内字上川原30-1 羽後町歴史民俗資料館	羽後町歴史民俗資料館長 (御嶽神社)	
12	平4.4.10	県内木造船資料	13点	秋田市金足鴉崎宇後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
13	平5.4.9	秋田袖子造材之画	1点	秋田市金足鴉崎宇後山52 秋田県立博物館	(秋田県)	
14	平29.3.24	山谷番楽面	15面	秋田市太平山谷字野田	(個人)	
15	平29.3.24	美郷町のわら細工及び製作用具	421点	仙北郡美郷町畠屋字高野5-1 美郷町歴史民俗資料館	(美郷町)	

重要無形民俗文化財

17件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	保護団体	備 考
1	昭51.5.4	大日堂舞楽	鹿角市八幡平字小豆沢35	大日堂舞楽保存会	昭39.11.17 県指定 昭45.6.8 国記録選択 平21ユネスコ無形遺産登録
2	昭52.5.17	保呂羽山の霜月神楽	横手市大森町八沢木字木ノ根坂	保呂羽山霜月神楽 保存会	昭40.2.23 県指定 昭46.4.21 国記録選択
3	昭53.5.22	男鹿のナマハゲ	男鹿市	男鹿のナマハゲ保存会	
4	昭55.1.28	秋田の竿灯	秋田市	秋田市竿燈会	
5	昭56.1.21	西馬音内の盆踊	雄勝郡羽後町西馬音内	西馬音内盆踊保存会	昭46.12.18 県指定 昭46.11.11 国記録選択
6	昭57.1.14	六郷のカマクラ行事	仙北郡美郷町内	六郷カマクラ保存会	
7	昭59.1.21	刈和野の大綱引き	大仙市刈和野	刈和野大綱引保存会	昭58.2.12 県指定
8	昭61.1.14	東湖八坂神社祭のトウニン(続人)行事	潟上市天王 男鹿市船越	東湖八坂神社崇敬会 船越町内会連合会	昭60.3.15 県指定

9	平3.2.21	角館祭りのやま行事	仙北市角館町内	角館のお祭り保存会	平2.3.20 県指定 平28ユネスコ無形遺産登録
10	平9.12.15	土崎神明社祭の曳山行事	秋田市土崎港	土崎神明社奉贊会	平6.8.16 県指定 平28ユネスコ無形遺産登録
11	平10.12.16	毛馬内の盆踊	鹿角市十和田毛馬内本町通り	毛馬内盆踊保存会	昭47.6.10 県指定 昭53.12.8 国記録選択
12	平10.12.16	上郷の小正月行事	にかほ市象潟町横岡字中屋敷、字大森	横岡サエの神保存会 大森サエの神保存会	平2.3.20 県指定
13	平16.2.6	根子番楽	北秋田市阿仁根子	根子番楽保存会	昭39.11.17 県指定 昭47.8.5 国記録選択
14	平16.2.6	小滝のチョウクライロ舞	にかほ市象潟町小滝	鳥海山小滝舞楽保存会	昭41.3.22 県指定 昭56.12.24 国記録選択
15	平21.3.11	秋田のイタヤ簾製作技術	秋田市太平黒沢 仙北市角館町雲然	オエダヲ簾製作技術保存会角館 イタヤ細工製作技術保存会	平20.3.21 県指定
16	平23.3.9	本海獅子舞番楽	由利本荘市鳥海町	本海獅子舞番楽伝承者協議会	昭39.11.17 県指定 平8.11.28 国記録選択
17	平26.3.10	花輪祭の屋台行事	鹿角市花輪	花輪ばやし祭典委員会	昭53.2.14 県指定 平28ユネスコ無形遺産登録

秋田県指定無形民俗文化財 47件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	主たる保護団体	備 考
1	昭39.11.17 (平16.2.6)	根子番楽	北秋田郡阿仁町根子	根子番楽会	昭47.8.5 国記録選択 平16.2.6 国指定により解除
2	昭39.11.17	檜山舞	能代市母体字上母体	檜山舞保存会	
3	昭39.11.17	仁井田番楽	横手市十文字町仁井田	仁井田番楽保存会	
4	昭39.11.17	仙道番楽	雄勝郡羽後町上仙道字新処	仙道番楽保存会	
5	昭39.11.17 (平23.3.9)	本海番楽	由利本荘市鳥海町内	鳥海町郷土芸能保存会	平8.11.28 国記録選択 平23.3.9 国指定により解除
6	昭39.11.17	鳥海山日立舞	にかほ市象潟町横岡	横岡番楽保存会	
7	昭39.11.17	冬師番楽	にかほ市冬師	冬師番楽保存会	
8	昭39.11.17	藤琴(志茂若 上若)豊作踊	山本郡藤里町藤琴字藤琴	志茂若郷土芸術会 上若郷土芸能保存会	
9	昭39.11.17	阿仁前田獅子踊	北秋田市阿仁前田	阿仁前田獅子踊保存会	
10	昭39.11.17	常州下御供佐々楽	能代市扇田字道地	道地佐々楽保存会	
11	昭39.11.17	国見ささら	大仙市太田町国見字桜後	国見ささら保存会	
12	昭39.11.17	東長野ささら・長野ささら	大仙市豊川東長野、長野	東長野・長野ささら 保存会	
13	昭39.11.17	白岩ささら	仙北市角館町白岩字前郷	白岩若者会	
14	昭39.11.17	戸沢ささら	仙北市西木町上檜木内字戸沢	戸沢ささら芸能 保存振興会	
15	昭39.11.17	大森親山獅子大権現舞	鹿角市尾去沢字東在家	大森親山獅子大権現舞 保存会	
16	昭39.11.17 (昭51.5.4)	大日堂舞楽	鹿角市八幡平字小豆沢	大日堂舞楽保存会	昭45.6.8 国記録選択 昭51.5.4 国指定により解除
17	昭40.2.23	切石ささら踊	能代市二ツ井町切石字山根	切石郷土芸術振興会	
18	昭40.2.23	八沢木獅子舞	横手市大森町八沢木	八沢木獅子舞保存会	
19	昭40.2.23 (昭52.5.17)	保呂羽山霜月神楽	平鹿郡大森町八沢木字木ノ根坂	保呂羽山霜月神楽 保存会	昭46.4.21 国記録選択 昭52.5.17 国指定により解除
20	昭41.3.22 (平16.2.6)	延年チョウクライロ舞	由利郡象潟町小滝	小滝舞楽保存会	昭56.12.24 国記録選択 平16.2.6 国指定により解除
21	昭45.4.2	坂ノ下番楽	由利本荘市矢島町坂ノ下字大石原	坂ノ下番楽保存会	
22	昭46.12.18 (昭56.1.21)	西馬音内盆踊	雄勝郡羽後町西馬音内	西馬音内盆踊保存会	昭46.11.11 国記録選択 昭56.1.21 国指定により解除
23	昭46.12.18	屋敷番楽	由利本荘市西沢字下屋敷	屋敷番楽保存会	
24	昭46.12.18	下川原ささら	仙北市角館町岩瀬字下川原	下川原ささら保存会	
25	昭47.6.10 (平10.12.16)	毛馬内盆踊	鹿角市十和田毛馬内字古下	毛馬内盆踊保存会	昭53.12.8 国記録選択 平10.12.16 国指定により解除

26	昭48.6.16	伊勢居地番楽	にかほ市伊勢居地	伊勢居地番楽保存会	
27	昭48.6.16	釜ヶ台番楽	にかほ市釜ヶ台	釜ヶ台番楽保存会	
28	昭48.12.11	願人踊	南秋田郡八郎潟町一日市	一日市郷土芸術研究会	
29	昭49.10.12	猿倉人形芝居	由利本荘市石脇字田尻	木内勇吉一座	平8.11.28 国記録選択
30	昭49.10.12	猿倉人形芝居	北秋田市増沢	吉田千代勝一座	平8.11.28 国記録選択
31	昭49.10.12	猿倉人形芝居	雄勝郡羽後町野中	鈴木榮太郎一座	平8.11.28 国記録選択
32	昭49.10.12	秋田万歳	秋田市飯島西袋	個人	昭51.12.25 国記録選択 平16.10.1 住所表示変更
33	昭49.10.12	大湯大太鼓	鹿角市十和田大湯	大湯大太鼓保存会	
34	昭53.2.14 (平26..)	花輪ばやし	鹿角市花輪	花輪ばやし若者頭協議会	平26.. 国指定により解除
35	昭58.2.12	羽立大神楽	能代市二ツ井町飛根字羽立	羽立大神楽保存会	
36	昭58.2.12	仁鮎さら踊	能代市二ツ井町仁鮎	仁鮎郷土芸術保存会	
37	昭58.2.12	富根報徳番楽	能代市二ツ井町飛根字富根	報徳番楽保存会	
38	昭58.2.12 (昭59.1.21)	刈和野の綱引	仙北郡西仙北町刈和野	刈和野大綱引保存会	昭59.1.21 国指定により解除
39	昭60.3.15 (昭61.1.14)	東湖八坂神社の祭事	南秋田郡天王町天王町天王 男鹿市船越	東湖八坂神社崇敬会 船越町内連合会	昭61.1.14 国指定により解除
40	昭60.3.15	志戸橋番楽	山本郡三種町志戸橋	志戸橋番楽保存会	
41	昭60.3.15	花輪の町踊り	鹿角市花輪	花輪町踊り保存会	
42	昭63.8.19	荒处の沼入り梵天行事	横手市平鹿町醍醐字荒处	荒处沼入り梵天保存会	昭58.12.16 国記録選択
43	平1.3.17	鳥海山小滝番楽	にかほ市象潟町小滝	小滝舞楽保存会	
44	平2.3.20 (平3.2.21)	角館秋祭りの曳き山行事	仙北郡角館町町内	角館のお祭り保存会	昭61.12.17 国記録選択 平3.2.21 国指定により解除
45	平2.3.20 (平10.12.16)	上郷のサエの神行事	由利郡象潟町横岡字中屋敷、字大森	横岡のサエの神保存会 大森サエの神保存会	平10.12.16 国指定により解除
46	平3.3.19	中里のカンデッコあげ行事	仙北市西木町下檜木内字中島	中里カンデッコあげ保存会	昭61.12.17 国記録選択
47	平4.4.10	金沢八幡宮掛け歌行事	横手市金沢中野宇安本館4	金沢八幡宮 伝統掛唄保存会	
48	平5.4.9	駒形のネブ流し行事	能代市二ツ井町駒形	駒形町内会	
49	平5.6.18	松館天満宮三台山獅子大権現舞	鹿角市八幡平字天神館33	松館天満宮舞楽保存会	
50	平6.8.16 (平9.12.15)	土崎神明社祭の曳き山行事	秋田市土崎港	土崎神明社奉贊会	平9.12.15 国指定により解除
51	平8.3.12	福米沢送り盆行事	男鹿市福米沢	福米沢送り盆保存会	
52	平9.3.14	赤田大仏祭り	由利本荘市赤田地内	赤田町内会	平3.3.19 県記録選択
53	平10.3.20	横手の送り盆行事	横手市各町内	横手送り盆まつり委員会	平7.3.17 県記録選択
54	平12.3.17	日役町獅子踊	由利本荘市日役町	日役町獅子踊保存会	
55	平13.3.16	木境大物忌神社の虫除け祭り	由利本荘市矢島町城内字木境	木境大物忌神社講中	平4.4.10 県記録選択
56	平18.3.20	一日市盆踊	南秋田郡八郎潟町字一日市	一日市郷土芸術研究会	平14.3.5 県記録選択
57	平20.3.21	太平と角館のイタヤ細工製作技術	秋田市太平黒沢 仙北市角館町雲然	太平箕工藝組合角館 イタヤ細工組合	平21.3.11 部分国指定
58	平21.3.13	七高神社の正月年占行事	にかほ市院内	七高神社代表役員	平2.3.20 県記録選択
59	平23.3.22	大曲の綱引き	大仙市大曲上大町	大曲綱引委員会	平3.3.19 県記録選択
60	平30.3.16	赤石のアマハグ	にかほ市金浦赤石	赤石自治会	

特別史跡

1件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理団体 (所有者)	備 考
1	昭31.7.19	大湯環状列石	鹿角市十和田大湯字万座、 宇野中堂、字一本木後口	鹿角市 (鹿角市ほか)	昭26.12.26 国史跡指定 昭32.7.31 名称変更 昭38.8.15 管理団体指定 昭49.1.23 追加指定・一部解除 平2.3.8 追加指定 平6.1.25 追加指定 平13.8.13 追加指定 平27.10.7 追加指定

史跡

12件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理団体 (所有者)	備 考
1	昭6.3.30	払田柵跡	大仙市払田 仙北郡美郷町本堂城回	大仙市 (大仙市ほか)	昭6.5.16 管理団体指定 昭63.6.29 追加指定・一部解除
2	昭 8.11.2 (昭23.6.29)	明治天皇鷹巣行在所	北秋田郡鷹巣町米代町5-17		
3	昭 8.11.2 (昭23.6.29)	明治天皇行幸所院内御幸坑 附院内鉱山分局隣御膳水	雄勝郡雄勝町院内銀山町		
4	昭 8.11.2 (昭23.6.29)	明治天皇院内御野立所	雄勝郡雄勝町院内銀山町		
5	昭9.5.1	平田篤胤墓	秋田市手形字大沢21-1	秋田市 (秋田市)	昭9.9.25 管理団体指定
6	昭 9.11.1 (昭23.6.29)	明治天皇神宮寺行在所 附御膳水	仙北郡神岡町神宮寺		
7	昭 9.11.1 (昭23.6.29)	明治天皇矢立行在所 附御膳水	大館市矢立		
8	昭 9.11.1 (昭23.6.29)	明治天皇六郷御小休所 附御膳水	仙北郡六郷町六郷		
9	昭 9.11.1 (昭23.6.29)	明治天皇金沢御小休所 附御膳水	横手市金沢中野		
10	昭11.7.2 (昭23.6.29)	明治天皇大久保御小休所 附御膳水	南秋田郡昭和町大久保		
11	昭11.7.2 (昭23.6.29)	明治天皇北野御小休所趾及建物	南秋田郡天王町北野		
12	昭14.9.7	秋田城跡	秋田市寺内ほか	秋田市 (秋田市ほか)	昭14.12.26 管理団体指定 昭53.3.22 追加指定
13	昭53.9.18	岩井堂洞窟	湯沢市上院内宇岩井堂ほか	湯沢市 (湯沢市ほか)	昭47.6.10 県指定 昭56.2.23 管理団体指定
14	昭55.3.21	檜山安東氏城館跡 (檜山城跡、大館跡、茶臼館跡)	能代市檜山字古城ほか	(能代市ほか)	昭48.7.16 県指定「檜山城跡」 昭61.8.12 追加指定
15	昭56.9.3	杉沢台遺跡	能代市磐字杉沢台	(能代市)	
16	平8.11.6	地藏田遺跡	秋田市御所野地藏田	(秋田市)	
17	平9.9.11	由利海岸波除石垣	にかほ市芹田、飛	(国(国土交通省)ほか)	昭63.3.15 県指定「芹田波除石垣」 平5.6.18 県指定「飛の波除石垣」
18	平13.1.29	伊勢堂岱遺跡	北秋田市脇神字伊勢堂岱	(北秋田市ほか)	
19	平16.9.30	脇本城跡	男鹿市脇本脇本字七沢ほか	男鹿市	平9.3.14 県指定 平20.7.11 管理団体指定
20	平21.7.23	鳥海山	由利本荘市森子字八乙女下ほか にかほ市象潟町小滻字奈曾沢ほか	由利本荘市 にかほ市	平20.3.28 山形県側指定 平21.9.16 管理団体指定 平28.10.3 追加指定
21	平22.2.22	大鳥井山遺跡附陣館遺跡	横手市大鳥町、新坂町 横手市金沢中野字根小屋	横手市 (横手市ほか)	H29.8.14 管理団体指定 H29.10.13 名称変更及び 追加指定

秋田県指定史跡

40件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭27.11.1	如斯亭	秋田市旭川南町86-1ほか	(秋田市) (個人)	平19.2.6 国指定名勝「旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園」
2	昭28.3.10	矢石館遺跡	大館市早口字矢石館60	大館市長 (個人)	
3	昭28.10.5	上代窯跡	秋田市上新城五十丁字小林166-1、 下新城岩城字末沢116	(個人)	
4	昭28.10.5 (平16.3.19)	魚形文刻石	由利郡矢島町城内宇前杉17-1	矢島町教育委員会 (個人)	平16.3.19 有形文化財(考古資料)指定により解除
5	昭28.10.5	白岩焼窯跡	仙北市角館町白岩字寺後65-3ほか	仙北市長 (個人)	
6	昭28.10.5	十三本塚	雄勝郡羽後町貝沢字十三本塚25	羽後町教育委員会 (羽後町)	
7	昭30.1.24	万固山天徳寺	秋田市泉三嶽根10-1	(天徳寺)	平2.3.19 重要文化財(建造物)

8	昭30.1.24	柏子所貝塚	能代市宇柏子所87	(個人)	
9	昭31.5.21 (昭41.3.22)	石器時代組石	仙北郡角館町中川山谷川崎字下荻ノ台33	(個人)	昭41.3.22 解除
10	昭32.2.14 (昭51.2.14)	五城目町砂沢古窯跡	南秋田郡五城目町羽黒前16	五城目町教育委員会 (個人)	昭51.2.14 解除
11	昭33.2.13	三崎山旧街道	にかほ市象潟町小砂川字三崎山1-2	にかほ市教育委員会 (上浜財産区)	平27.3.10 名称「おくのほそ道の風景地」
12	昭34.1.7	飯詰堅穴群	仙北郡美郷町飯詰字東山本37・39・40、字東西法寺47	美郷町教育委員会 (国(農林水産省)ほか)	
13	昭34.1.7	四十二館跡	大仙市藤木字乙糠塚1ほか、六郷西根字沼福田1ほか	大仙市教育委員会 (国(国土交通省)ほか)	
14	昭34.1.7	矢立廃寺跡	大館市白沢字松原340 ほか	大館市教育委員会 (大館市ほか)	昭52.2.12 追加指定
15	昭34.1.7	磨崖	湯沢市横堀字板橋40	(熊野神社)	
16	昭34.1.7	一里塚	大仙市北檜岡字長丁場62 北檜岡字上船戸185-4	大仙市教育委員会 (大仙市)	
17	昭35.3.1	内館文庫跡 (建物・蔵書及び塾用器物を含む)	北秋田市綾子字西館46、47	(個人)	
18	昭37.2.15	心像市道の窯跡	大仙市土川字天上涨1	大仙市教育委員会 (個人)	
19	昭38.2.5	一里塚	湯沢市愛宕町二丁目1-56	(湯沢市)	
20	昭38.2.5	岩野山古墳群	南秋田郡五城目町上樋口字樽沢214	五城目町教育委員会 (個人)	
21	昭38.2.5	雀館古代井戸	南秋田郡五城目町上樋口字堂社30-3	(個人)	
22	昭39.4.16	石川理紀之助遺跡	潟上市昭和豊川山田宇家の上62	(財)石川翁遺跡保存会理事長 (財)石川翁遺跡保存会ほか)	
23	昭47.6.10 (昭53.9.18)	岩井堂岩陰遺跡	雄勝郡雄勝町上院内字矢込沢国有林 湯沢事業区73林班い小班	(国(農林水産省))	昭53.9.18 国指定により解除
24	昭48.7.12	檜山追分旧羽州街道松並木	能代市檜山字上館	(能代市)	
25	昭48.7.12	旧青柳家武家屋敷	仙北市角館町表町下丁3、4	(法人)	昭39.4.16 県指定有形文化財 平6.5.13一部解除
26	昭48.7.12 (昭55.3.21)	桧山城跡	能代市檜山字古城	(能代市)	昭55.3.21 国指定により解除
27	昭48.12.11	旧院内銀山跡	湯沢市院内銀山町字下夕町 院内銀山町字上本町	湯沢市長 (法人)	
28	昭48.12.11	岩橋家武家屋敷	仙北市角館町東勝樂丁3	仙北市長 (個人)	
29	昭48.12.11	萱刈沢貝塚遺跡	山本郡三種町鶴川字萱刈沢5-1ほか	三種町教育委員会 (個人)	
30	昭48.12.11	本堂城跡	仙北郡美郷町本堂城回字館間150 ほか	美郷町教育委員会 (美郷町ほか)	
31	昭51.12.14	一丈木遺跡	仙北郡美郷町浪花字一丈木1-2 ほか	(美郷町ほか)	
32	昭51.2.14	湯出野遺跡	由利本荘市東由利老方字山谷11-1 ほか	由利本荘市長 (個人)	
33	昭55.12.11	吉田城跡	横手市平鹿町上吉田間内字吉田51-1ほか	横手市教育委員会 (西法寺ほか)	昭61.3.25 追加指定
34	昭60.3.15	天照皇御祖神社境内の磨崖仏及び板碑	鹿角市八幡平字谷内14	(天照皇御祖神社)	
35	昭60.3.15	亀田藩主岩城家墓所	由利本荘市岩城赤平字向山69	(龍門寺)	
36	昭61.3.25	山根館跡	にかほ市小国字古館1-2ほか	にかほ市教育委員会 (にかほ市)	
37	昭62.3.17	戸沢氏城館跡(門屋城跡・古堀田城跡)	仙北市西木町小山田字沢口24・字大浦川内、上荒井字橋元山平・字上橋元・字小倉見	仙北市長 (三嶽神社ほか)	
38	昭62.3.17	大堤一里塚	北秋田市綾子字金十郎岱210、字街道下93	北秋田市長 (個人)	
39	昭62.3.17	鴨巣一里塚	能代市宇上の山199、字谷地上161	能代市長 (能代市)	
40	昭63.3.15	西馬音内城跡	雄勝郡羽後町西馬音内堀回字浦田山、字世の沢山、字館坂	羽後町教育委員会 (羽後町ほか)	
41	昭63.3.15 (平9.9.11)	芹田波除石垣	由利郡仁賀保町芹田字十王森、字長根	仁賀保町教育委員会 (国(国土交通省)ほか)	平9.9.11 国指定により解除
42	平2.3.20 (平5.8.17)	旧藤倉水源地堰堤	秋田市山内字上台44-3、字大畑16-2 ほか	秋田市水道局長 (秋田市ほか)	平5.8.17 国指定により解除
43	平5.6.18 (平9.9.11)	飛の波除石垣	由利郡金浦町飛字飛ヶ崎、字飛谷地、字石橋、字釜木森、字鷺森	金浦町教育委員会 (金浦町ほか)	平9.9.11 国指定により解除

44	平9.3.14 (平16.9.30)	脇本城跡	男鹿市脇本字兜ヶ崎、字狭間田、 字七沢、字立木沢	男鹿市長ほか (男鹿市ほか)	平16.9.30 国指定により解除
45	平11.3.12	豊島館跡	秋田市河辺戸島字戸島館、 北野田高屋字葉師内沢	秋田市教育委員会 (融和会ほか)	
46	平12.3.17	大畠古窯跡	大仙市南外字大畠139-3、 字大畠150-1のうち、 字大畠深山261-1のうち	大仙市教育委員会 (大仙市ほか)	
47	平15.3.25	横山遺跡	由利本荘市福山字横山	由利本荘市教育委員会	
48	平24.3.23	安藤昌益墓	大館市二井田字贊ノ里31墓地内のうち	(大館市、個人)	温泉寺境内
49	平26.3.25	菅江真澄墓	秋田市寺内大小路137	秋田市	

名勝

5件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理団体 (所有者)	備 考
1	昭7.3.25	奈曾の白滝谷	にかほ市象潟町小滝字奈曾沢大ヒド	にかほ市 (金峰神社ほか)	昭7.5.19管理団体指定
2	昭50.2.18	檜木内川堤(サクラ)	仙北市角館町岩瀬字北野、 岩瀬字大風呂ほか	仙北市 (国(国土交通省)ほか)	昭51.7.26管理団体指定
3	平16.2.27	旧池田氏庭園	大仙市高梨字大嶋、払田字真山、 払田字館前	大仙市 (大仙市・個人)	平16.3.26 管理団体指定 平20.7.28追加指定及び名称 変更 平28.8.5名称変更
4	平19.2.6	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	秋田市旭川南町86-1ほか	秋田市 (秋田市・個人)	昭27.11.1 県指定史跡 平22.8.25 管理団体指定 平23.2.7 追加指定
5	平26.3.18	おくのほそ道の風景地 三崎(大師崎)、象潟 及び汐越	にかほ市象潟町字象潟島2ほか	にかほ市 (にかほ市ほか)	昭33.2.13県史跡指定 平27.3.10追加指定及び名称 変更 平28.2.3 管理団体指定

秋田県指定名勝

1件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	平23.3.22	鳥潟会館(旧鳥潟家住宅)庭園	大館市花岡町宇根井下156	大館市教育委員会 (大館市)	

特別名勝及び天然記念物

1件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理団体 (所有者)	備 考
1	昭27.3.29	十和田湖および奥入瀬溪流	鹿角郡小坂町十和田湖 青森県十和田市	(国(農林水産省)ほか)	昭3.4.12 名勝及び天然記念物指定

秋田県指定名勝及び天然記念物

2件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭35.12.17	法体の滝および甌穴	由利本荘市鳥海町百宅字奥山手代沢外2 国有林	由利本荘市教育委員会 (国(農林水産省))	
2	昭39.4.16	小又峡	北秋田市森吉字大印沢外30国有林 北秋田市森吉字森吉山麓高原1	北秋田市教育委員会 (国(農林水産省)ほか)	

特別天然記念物

2件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理団体 (所有者)	備 考
1	昭27.3.29	玉川温泉の北投石	仙北市田沢湖玉川字渋黒沢国有林	(国(農林水産省))	大11.10.12 天然記念物指定 昭27.3.29 名称変更
2	昭30.2.15	カモシカ	本州、四国、九州の28都府県 (地域を定めず)		昭9.5.1 天然記念物指定

天然記念物

25件

番号	指定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	管理団体 (所有者)	備 考
1	大11.10.12	ツバキ自生北限地帯	男鹿市船川港椿宇家/後12、19 青森県東津軽郡平内町	男鹿市 (男鹿市、平内町)	大12.12.13 管理団体指定 平26.3.18追加指定一部解除
2	大13.12.9 (昭37.5.16)	噴泉塔	鹿角郡小坂町小坂字相内	(国(農林水産省))	
3	大13.12.9	鱗状珪石および噴泉塔	湯沢市雄勝町役内字役内山国有林ほか	(国(農林水産省)ほか)	
4	大15.2.24	秋田駒ヶ岳高山植物帶	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2ノ2外7筆 国有林	仙北市 (国(農林水産省)ほか)	昭2.1.14 管理団体指定
5	大15.2.24	長走風穴高山植物群落	大館市長走字長走362	大館市 (大館市)	昭2.1.14 管理団体指定 昭6.10.23 追加指定
6	昭6.7.31	秋田犬	(地域を定めず)	秋田県	昭6.12.9 管理団体指定

7	昭6.10.21 (昭32.7.10)	神代藤	能代市柳町	(八幡神社)	昭31年の大火で焼ける	
8	昭9.1.22	ザリガニ生息地	大館市宇桜町南周辺、字池内道下周辺	大館市 (国(国土交通省)ほか)	昭9.5.25 管理団体指定	
9	昭9.1.22	象潟	にかほ市象潟町字象潟島ほか	にかほ市 (にかほ市ほか)	昭9.5.25 管理団体指定	
10	昭11.9.3	芝谷地湿原植物群落	大館市釧迦内字ヲゴハ49-2、50	大館市 (国(文部科学省))	昭11.10.26 管理団体指定	
11	昭12.12.21	声良鶲	(地域を定めず)	秋田県	昭13.2.10 管理団体指定	
12	昭13.8.8	筑紫森岩脈	秋田市河辺三内字柳台32、33	秋田市 (筑紫森神社)	昭13.9.7 管理団体指定	
13	昭16.8.1	軍鶲	(地域を定めず)			
14	昭17.7.21	比内鶲	(地域を定めず)	秋田県	昭18.1.28 管理団体指定	
15	昭40.5.12	クマゲラ	(地域を定めず)			
16	昭40.5.12	イヌワシ	(地域を定めず)			
17	昭45.1.23	オジロワシ	(地域を定めず)			
18	昭45.1.23	オオワシ	(地域を定めず)			
19	昭46.5.19	コクガン	(地域を定めず)			
20	昭46.6.28	ヒシクイ	(地域を定めず)			
21	昭46.6.28	マガソ	(地域を定めず)			
22	昭49.10.9	角館のシダレザクラ	162本	仙北市角館町東勝樂丁ほか [旧角館町]	仙北市 (仙北市ほか)	昭28.3.10 県指定 昭50.4.8 管理団体指定 平21.2.12追加指定・一部解除
23	昭50.2.13	桃洞・佐渡のスギ原生林		北秋田市森吉町大字森吉字大印沢外4国有林	(国(農林水産省))	昭47.6.10 県指定
24	昭50.6.26	ヤマネ	(地域を定めず)			
25	平7.2.14	千屋断層		仙北郡美郷町千屋字内沢、 字中小森、字上小森、字上向野	(美郷町ほか)	昭59.3.10 県指定
26	平13.1.29	鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落 及び新山溶岩流末端崖と湧水群		にかほ市象潟町大字横岡字中島岱国有林	にかほ市 (国(農林水産省))	平8.8.16 県指定 平15.8.7 管理団体指定
27	平19.7.26	男鹿目潟火山群一ノ目潟		男鹿市北浦西水口字一ノ目潟	男鹿市	

秋田県指定天然記念物

39件

番号	指定年月日(解除年月日)	名 称	員数	所 在 地	管理責任者 (所有者)	備 考
1	昭27.11.1 (昭35.3.1)	榎	1本	大曲市大曲字古町85	(個人)	
2	昭28.3.10 (昭49.10.9)	枝垂桜	153本	仙北郡角館町東勝樂丁ほか	(角館町ほか)	昭49.10.9 国指定により解除
3	昭28.10.5	しだれ桜		大仙市協和船岡字上宇津野249	大仙市教育委員会 (個人)	
4	昭29.3.16	榧	1本	男鹿市北浦真山字水喰沢95	(真山神社)	
5	昭29.3.16 (昭55.1.20)	櫻(神代櫻)	1本	仙北郡田沢湖町卒田字大荒田111-1	(個人)	
6	昭30.1.24	いちょう	3本	能代市二ツ井町仁鮒字坊中147	能代市教育委員会 (銀杏山神社)	
7	昭30.1.24	杉	1本	鹿角市十和田大湯字大湯165	(大円寺)	
8	昭30.1.24	枝垂桜	1本	大仙市強首大巻字宅地13	(個人)	
9	昭30.1.24	櫻	1本	山本郡藤里町大沢字向山下86-1	(宗月寺)	
10	昭30.1.24	いちょう	1本	山本郡藤里町藤琴字田中15	(個人)	
11	昭32.2.14	白椿		にかほ市前川字久根添81-1	にかほ市教育委員会 (個人)	
12	昭33.2.13	タブの群落		にかほ市象潟町川袋字川崎49-1	にかほ市教育委員会 (個人)	
13	昭34.1.7	カスミ桜		由利本荘市葛岡字落合43	(個人)	

14	昭34.1.7	金八鶴	秋田県 (地域を定めず。主なる棲息地大館市附近。)	大館市教育委員会	
15	昭35.3.1	イチイ	1本 由利本荘市鳥海町中直根字前の沢81	由利本荘市教育委員会 (個人)	
16	昭35.3.1 (令2.3.13)	スズムシ群棲地	南秋田郡五城目町小池字岡本森山周辺	五城目町教育委員会 (陽広寺ほか)	生息が確認されないため
17	昭35.12.17	千本カツラ	由利本荘市鳥海町栗沢字内通13-4	由利本荘市教育委員会 (個人)	
18	昭38.2.5	ユキツバキ自生北限地帯	仙北市田沢湖岡崎外3字院内山外4国有林	(国(農林水産省))	
19	昭41.3.22 (昭54.6.12)	小豆沢のイチョウ	1本 鹿角市八幡平字小豆沢40	(個人)	
20	昭42.9.26 (平31.3.15)	青サギ群生地	男鹿市瀧川字男鹿山国有林	男鹿市教育委員会 (国(農林水産省))	
21	昭43.3.19	浅舞のケヤキ	1本 横手市平鹿町浅舞字浅舞219	(社会福祉法人 浅舞感恩講)	
22	昭43.3.19	堀切のイチョウ	1本 由利本荘市中俣字小金沢71	由利本荘市教育委員会 (個人)	
23	昭43.10.15	木地山のコケ沼湿原植物群落	湯沢市皆瀬字松森3	湯沢市教育委員会 (国(国土交通省))	
24	昭46.4.20	水沢のアキタスギ天然林	能代市二ツ井町仁鮒小掛外3字仁鮒小掛 山外9国有林	(国(農林水産省))	
25	昭47.6.10	金浦のタブ林	にかほ市字上林14、38、42	(にかほ市)	
26	昭47.6.10 (昭50.2.13)	森吉山の桃洞、佐渡スギ原生林	北秋田郡森吉町森吉字大印沢外30国有林 阿仁町戸鳥内外5字早瀬沢外7国有林	(国(農林水産省))	昭50.2.13 国指定により解除
27	昭48.6.16	鬱垂のシダレグリ	大仙市協和船岡字庄内鬱垂7	(個人)	
28	昭48.12.11	鳥海ムラスギ原生林	由利本荘市矢島町城内字木境鳥海国有林	(国(農林水産省))	
29	昭48.12.11	唐松神社のスギ並木	大仙市協和境字下台91	(唐松神社)	
30	昭49.10.12	前川のタブノキ	1本 にかほ市前川	にかほ市教育委員会 (個人)	
31	昭49.10.12 (令2.3.13)	金浦のマルバグミ	1本 にかほ市金浦字南金浦	にかほ市教育委員会 (個人)	枯死
32	昭51.2.14 (平26.3.25)	善明庵のマツ	横手市下八丁字北松林150	善明庵 (光明寺)	平24.4月の強風被害による枯死
33	昭53.7.25	大須郷のウミウ繁殖地	にかほ市象潟町大須郷字大道下3-2ほか	にかほ市教育委員会 (集落代表)	
34	昭57.1.12	岩館のイチョウ	由利本荘市東由利藏宇岩館72	公孫樹大神氏子代表 (宗教法人神明社)	
35	昭57.1.12	母体のモミ林	能代市母体字湯の沢98、母体字母体山外1 国有林	能代市長 (国(農林水産省))	
36	昭59.3.10 (平7.2.14)	千屋断層	仙北郡千畠町千屋字中小森、字内沢、 字上小森、字上向野	(国(国土交通省)ほか)	平7.2.14 国指定により解除
37	昭59.3.10	真山寺の乳イチョウ	仙北市西木町小山田字石川原281	(華光院真山寺)	
38	昭59.3.10	法内の八本スギ	由利本荘市東由利法内字臼ヶ沢外2国有林	由利本荘市教育委員会 (国(農林水産省))	
39	昭59.3.10	金峰神社のスギ並木	仙北市田沢湖梅沢字東田235、岡崎外3字 院内山外4国有林	仙北市教育委員会 (金峰神社ほか)	
40	昭62.3.17	女潟湿原植物群落	秋田市金足小泉字女潟1	秋田県知事 (国(国土交通省))	
41	昭62.3.17	梅内のイチイ	能代市二ツ井町梅内字筒ヶ沢133	(梅内神社)	
42	昭63.3.15	筏の大スギ	横手市山内筏字植田表56	(筏隊山神社)	
43	平3.3.19	男鹿のコウモリ生息地(蝙蝠窟・孔雀窟)	男鹿市船川港小浜字芦ノ倉	男鹿市長 (国(国土交通省))	
44	平3.3.19	玉川のヒメカイウ群生地	仙北市田沢湖田沢字湯沢国有林	仙北市教育委員会 (国(農林水産省))	
45	平8.8.16 (平13.1.29)	獅子ヶ鼻湿原植物群落	由利郡象潟町横岡字中島岱国有林	象潟町教育委員会 (国(農林水産省))	平13.1.29 国指定により解除
46	平10.3.20	トミヨ及びイバラトミヨ生息地	横手市平鹿町浅舞字浅舞231(琵琶沼)、 字道川北11(荒小屋沼)、 中吉田字上藤根19(天龍沼)	横手市教育委員会 (横手市)	
47	平22.3.12	男鹿目潟火山群三ノ目潟	男鹿市戸賀塩浜字釜坂木揚場、字林山、 字林山口	(国(財務省)、 男鹿市ほか)	
48	平27.3.20	八森椿海岸柱状節理群	山本郡八峰町八森字椿196-1先	八峰町教育委員会 (国(農林水産省))	

49	平28.8.30	川原毛の酸性変質帶		湯沢市高松字高松沢国有林	湯沢市教育委員会 (国(農林水産省))	
50	令2.3.13	崩平の十和田火山八戸火碎流堆積層露頭		鹿角郡小坂町小坂字崩岱4番1の内、 小坂字上川原4番1の全部、 小坂字下川原15番の全部	(余路米自治会、個人)	

重要伝統的建造物群保存地区 2地区

番号	選定年月日 (解除年月日)	名 称	所 在 地	(所有者)	備 考
1	昭51.9.4	仙北市角館伝統的建造物群保存地区	仙北市角館町表町下丁の全域並びに表町 上丁、東勝樂丁及び裏町の各一部	(仙北市ほか)	平2.3.15 名称変更
2	平25.12.27	横手市増田伝統的建造物群保存地区	横手市増田町増田字本町、字田町、字中 町及び字七日町の各一部	(横手市ほか)	

登録有形文化財(建造物)

206件

番号	登録年月日(抹消年月日)	名 称	員数	所 在 地	所有者	備 考
1	平8.12.20	両闘酒造本館	1棟	湯沢市前森4丁目3-18	両闘酒造(株)	
2	平8.12.20	両闘酒造一号蔵	1棟	湯沢市前森4丁目3-18	両闘酒造(株)	
3	平8.12.20	両闘酒造二号蔵	1棟	湯沢市前森4丁目3-18	両闘酒造(株)	
4	平8.12.20	両闘酒造三号蔵	1棟	湯沢市前森4丁目3-18	両闘酒造(株)	
5	平8.12.20	両闘酒造四号蔵	1棟	湯沢市前森4丁目3-18	両闘酒造(株)	
6	平8.12.20	渡辺彦兵衛商店事務所・住宅	1棟	南秋田郡五城目町字下夕町48	(株)渡辺彦兵衛商店	
7	平8.12.20	渡辺彦兵衛商店上蔵	1棟	南秋田郡五城目町字下夕町48	(株)渡辺彦兵衛商店	
8	平8.12.20	渡辺彦兵衛商店下蔵	1棟	南秋田郡五城目町字下夕町48	(株)渡辺彦兵衛商店	
9	平9.5.7	鈴木家住宅主屋	1棟	横手市塚掘114	個人	
10	平9.5.7 (平20.12.17)	旧合川営林署(天神荘)本館	1棟	能代市二ツ井町麻生字麻生	能代市	平20.10.21現状変更
11	平9.5.7 (平20.12.17)	旧合川営林署(天神荘)離れ	1棟	能代市二ツ井町麻生字麻生	能代市	平20.10.21現状変更
12	平9.6.12 (平16.7.23)	旅館平利	1棟	横手市大町6-22	個人	平16.2.14 焼失
13	平9.6.12	平源旅館本店	1棟	横手市大町6-24	個人	
14	平9.6.12	平源旅館土蔵	1棟	横手市大町6-24	個人	
15	平10.7.23	旧角館製糸工場	1棟	仙北市角館町田町下丁14-3	個人	
16	平10.9.2	斎瀬酒造店住宅・店舗	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
17	平10.9.2	斎瀬酒造店 ギャラリー(旧米蔵)	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
18	平10.9.2	斎瀬酒造店漬物蔵	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
19	平10.9.2	斎瀬酒造店塙蔵	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
20	平10.9.2	斎瀬酒造店事務所	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
21	平10.9.2	斎瀬酒造店釜場	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
22	平10.9.2	斎瀬酒造店西蔵	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
23	平10.9.2	斎瀬酒造店中蔵	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
24	平10.9.2	斎瀬酒造店東蔵	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
25	平10.9.2	田沼家土蔵	1棟	男鹿市北浦北浦字池の田12	個人	
26	平10.9.2 (平27.4.16)	長坂商店倉庫・事務所	1棟	横手市増田町増田字縫殿112	(株)長坂商店	平26.5.13現状変更
27	平10.9.2 (平24.5.17)	長坂商店味噌製品室	1棟	横手市増田町増田字縫殿112	(株)長坂商店	平23.12.7現状変更

28	平10.9.2 (平24.5.17)	長坂商店圧搾室	1棟	横手市増田町増田字縫殿112	(株)長坂商店	平23.12.7現状変更
29	平10.9.2 (平24.5.17)	長坂商店諸味タンク室(一)	1棟	横手市増田町増田字縫殿112	(株)長坂商店	平23.12.7現状変更
30	平10.9.2 (平24.5.17)	長坂商店諸味タンク室(二)	1棟	横手市増田町増田字縫殿112	(株)長坂商店	平23.12.7現状変更
31	平10.9.2 (平27.4.16)	長坂商店水貯蔵タンク	1基	横手市増田町増田字縫殿112	(株)長坂商店	平25.12.16現状変更
32	平10.9.2	斎瀬酒造店文庫蔵	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
33	平10.9.2	斎瀬酒造店門	1棟	由利本荘市石脇字石脇53	(株)斎瀬酒造店	
34	平10.10.9	料亭金勇	1棟	能代市柳町13-8	能代市	
35	平10.12.11	石孫本店内蔵	1棟	湯沢市岩崎字岩崎162	(有)石孫本店	
36	平10.12.11 (平24.5.17)	石孫本店一号蔵	1棟	湯沢市岩崎字岩崎162	(有)石孫本店	平23.9.1現状変更
37	平10.12.11	石孫本店二号蔵	1棟	湯沢市岩崎字岩崎162	(有)石孫本店	
38	平10.12.11	石孫本店三号蔵	1棟	湯沢市岩崎字岩崎162	(有)石孫本店	
39	平10.12.11	石孫本店四号蔵	1棟	湯沢市岩崎字岩崎162	(有)石孫本店	
40	平10.12.11	石孫本店五号蔵	1棟	湯沢市岩崎字岩崎162	(有)石孫本店	
41	平11.2.17	戸田家住宅	1棟	横手市黒川字余目196	個人	
42	平11.2.17	伊藤八重郎家住宅	1棟	横手市安本字安本71	個人	
43	平11.2.17	泉川家住宅	1棟	横手市大水戸町5-8	個人	
44	平11.2.17	遠藤家住宅主屋	1棟	横手市上内町1-1	個人	
45	平11.2.17	遠藤家住宅土蔵	1棟	横手市上内町1-1	個人	
46	平11.2.17	木村屋商店本店	1棟	横手市大町5-23	個人	
47	平11.2.17	斎太薬局本店店舗	1棟	横手市四日町2-13	個人	
48	平11.2.17	斎太薬局本店調剤室・応接室	1棟	横手市四日町2-13	個人	
49	平11.6.7 (平20.12.2)	金家住宅洋館	1棟	北秋田市本城字館の下192	個人	平20.12.2 国指定
50	平11.6.7 (平20.12.2)	金家住宅文庫蔵	1棟	北秋田市本城字館の下192	個人	平20.12.2 国指定
51	平11.6.7 (平20.12.2)	金家住宅味噌蔵	1棟	北秋田市本城字館の下192	個人	平20.12.2 国指定
52	平11.6.7 (平20.12.2)	金家住宅表門	1基	北秋田市本城字館の下192	個人	平20.12.2 国指定
53	平11.6.7 (平20.12.2)	旧金家住宅和館	1棟	北秋田市本城字館の下192	北秋田市	平20.12.2 国指定
54	平11.7.8	桜櫻館(旧櫻場家住宅)	1棟	大館市字中城12-2、13-3、22-4	大館市	平30.9.19 所有者変更
55	平11.10.14	強首樅峰苑(旧小山田家住宅)	1棟	大仙市強首字強首268	個人	
56	平12.4.28	秋田県立農業科学館曲屋 (旧伊藤家住宅)	1棟	大仙市内小友字中沢171-4 秋田県立農業科学館	秋田県	
57	平12.9.26	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟一号棟	1棟	秋田市新屋大川町12-3	秋田市	
58	平12.9.26	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟二号棟	1棟	秋田市新屋大川町12-3	秋田市	
59	平12.9.26	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟三号棟	1棟	秋田市新屋大川町12-3	秋田市	
60	平12.9.26	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター工芸体験棟	1棟	秋田市新屋大川町12-3	秋田市	
61	平12.9.26	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センターギャラリー棟	1棟	秋田市新屋大川町12-3	秋田市	
62	平12.9.26	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター地域交流棟	1棟	秋田市新屋大川町12-3	秋田市	
63	平12.9.26	秋田公立美術工芸短期大学 創作工房棟	1棟	秋田市新屋大川町12-3	秋田市	

64	平12.9.26	秋田市立新屋図書館倉庫棟	1棟	秋田市新屋大川町12-26	秋田市	
65	平12.9.26	高砂堂店舗	1棟	秋田市保戸野通町2-24	個人	
66	平12.9.26	旧大島商会店舗	1棟	秋田市大町一丁目2番地内	秋田市	H31.4.15 所有者変更 R2.3. 所在地変更
67	平12.12.4	喜久水酒造地下貯蔵研究所 (旧奥羽本線第一鶴形隧道)	1構	能代市字鳥屋場	喜久水酒造(資)	
68	平13.8.28 (平15.2.17)	柏谷家住宅店蔵	1棟	横手市四日町3-14	個人	平15.2.17 市指定
69	平13.8.28 (平15.2.17)	柏谷家住宅主屋	1棟	横手市四日町3-14	個人	平15.2.17 市指定
70	平13.8.28 (平15.2.17)	柏谷家住宅蔵座敷	1棟	横手市四日町3-14	個人	平15.2.17 市指定
71	平13.8.28 (平15.2.17)	柏谷家住宅米蔵	1棟	横手市四日町3-14	個人	平15.2.17 市指定
72	平13.10.12	旧男鹿市立加茂青砂小学校 校舎	1棟	男鹿市戸賀加茂青砂字山道添38	男鹿市	
73	平13.10.12	旧男鹿市立加茂青砂小学校 屋内体操場	1棟	男鹿市戸賀加茂青砂字山道添38	男鹿市	
74	平13.10.12	男鹿真山伝承館	1棟	男鹿市北浦真山字水喰沢80	真山神社	
75	平14.2.14	佐々木家住宅主屋	1棟	由利本荘市前郷字前郷207	個人	
76	平14.2.14	佐々木家住宅養老閣	1棟	由利本荘市前郷字前郷207	個人	
77	平14.2.14	佐々木家住宅文庫蔵	1棟	由利本荘市前郷字前郷207	個人	
78	平14.2.14	佐々木家住宅小便所	1棟	由利本荘市前郷字前郷207	個人	
79	平14.2.14	日の丸醸造本社店舗	1棟	横手市増田町七日町114-2	日の丸醸造(株)	
80	平14.2.14	日の丸醸造本社南蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町114-2	日の丸醸造(株)	
81	平14.2.14	日の丸醸造本社中央蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町114-2	日の丸醸造(株)	
82	平14.2.14	日の丸醸造本社麹蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町114-2	日の丸醸造(株)	
83	平14.2.14	日の丸醸造本社東前蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町114-2	日の丸醸造(株)	
84	平14.2.14	日の丸醸造本社東後蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町114-2	日の丸醸造(株)	
85	平14.2.14	日の丸醸造本社西蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町114-2	日の丸醸造(株)	
86	平14.2.14	勇駒酒造本社店舗	1棟	横手市増田町増田字中町64	(資)羽場こうじ店	
87	平14.2.14	勇駒酒造本社東蔵	1棟	横手市増田町増田字中町64	(資)羽場こうじ店	
88	平14.2.14	勇駒酒造本社西蔵	1棟	横手市増田町増田字中町64	(資)羽場こうじ店	
89	平14.2.14	勇駒酒造本社南蔵	1棟	横手市増田町増田字中町64	(資)羽場こうじ店	
90	平15.7.1	秋田県ゆとり生活創造センター 昭和館(旧佐藤家住宅)主屋	1棟	秋田市上北手荒巻字堺切24-2	秋田県	
91	平15.7.1	秋田県ゆとり生活創造センター 昭和館(旧佐藤家住宅)土蔵	1棟	秋田市上北手荒巻字堺切24-2	秋田県	
92	平15.7.1	天使館(旧聖園マリア園)	1棟	鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館35-6	小坂町	
93	平15.7.1	旧小坂鉱山病院記念棟	1棟	鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館48-2	小坂町	
94	平15.9.19	十和田ホテル本館	1棟	鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山	秋田県	
95	平16.3.2	里の家(旧大宮家住宅)主屋	1棟	秋田市雄和妙法字糠塚21	秋田市	
96	平16.3.2	金嶺山龍源寺本堂	1棟	由利本荘市矢島町城内字田屋の下26	龍源寺	
97	平16.3.2	八森苑	1棟	由利本荘市矢島町矢島町55	由利本荘市	
98	平16.3.2	田子内橋	1基	雄勝郡東成瀬村田子内	東成瀬村	
99	平16.6.9	菊地家住宅座敷	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	個人	

100	平16.6.9	菊地家住宅離れ	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	個人	
101	平16.6.9	菊地家住宅文庫蔵	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	個人	
102	平16.6.9 (平19.8.22)	菊地酒造旧酒造工場 店舗及び作業場	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	(株)菊地酒造店	平19.4.19現状変更
103	平16.6.9 (平19.8.22)	菊地酒造旧酒造工場 第一貯蔵庫	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	(株)菊地酒造店	平19.4.19現状変更
104	平16.6.9 (平19.8.22)	菊地酒造旧酒造工場 第二貯蔵庫	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	(株)菊地酒造店	平19.4.19現状変更
105	平16.6.9 (平19.8.22)	菊地酒造旧酒造工場 吟醸蔵	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	(株)菊地酒造店	平19.4.19現状変更
106	平16.6.9 (平19.8.22)	菊地酒造旧酒造工場 貯米場及び精米場	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	(株)菊地酒造店	平19.4.19現状変更
107	平16.6.9 (平19.8.22)	菊地酒造旧酒造工場 仕込蔵	1棟	南秋田郡五城目町字鶴ノ木88-2	(株)菊地酒造店	平19.4.19現状変更
108	平16.6.9	神明社本殿	1棟	由利本荘市吉沢字上林42	神明社	
109	平16.6.9	神明社宮殿	1棟	由利本荘市吉沢字上林42	神明社	
110	平16.6.9	神明社拝殿	1棟	由利本荘市吉沢字上林42	神明社	
111	平16.11.8	新波神社拝殿	1棟	秋田市雄和新波字樋口16	個人	
112	平16.11.8	大井家住宅主屋	1棟	由利本荘市矢島町館町59	個人	
113	平17.2.9	森長旅館本館	1棟	男鹿市船川港船川字栄町82	個人	
114	平17.2.9	森長旅館離れ	1棟	男鹿市船川港船川字栄町82	個人	
115	平17.2.9	森長旅館土蔵	1棟	男鹿市船川港船川字栄町82	個人	
116	平17.2.9 (平29.2.23)	佐藤又六家住宅主屋	1棟	横手市増田町増田字中町63	個人	平成29年2.23 国指定
117	平17.2.9 (平29.2.23)	佐藤又六家住宅文庫蔵	1棟	横手市増田町増田字中町63	個人	平成29年2.23 国指定
118	平17.2.9	赤川家住宅蔵	1棟	横手市大森町字大森176-2	個人	
119	平17.7.12	神明社境内社合殿	1棟	由利本荘市吉沢字上林42	神明社	
120	平17.7.12	神明社神輿殿	1棟	由利本荘市吉沢字上林42	神明社	
121	平17.7.12	神明社稻荷鳥居	1棟	由利本荘市吉沢字上林42	神明社	
122	平17.7.12	神明社両部鳥居	1棟	由利本荘市吉沢字上林42	神明社	
123	平17.11.10	國萬歳酒造主屋	1棟	秋田市新屋元町142他	國萬歳酒造(株)	
124	平17.11.10	國萬歳酒造醸場	1棟	秋田市新屋元町142他	國萬歳酒造(株)	
125	平17.11.10	國萬歳酒造室	1棟	秋田市新屋元町142他	國萬歳酒造(株)	
126	平17.11.10	國萬歳酒造南仕込蔵	1棟	秋田市新屋元町142他	國萬歳酒造(株)	
127	平17.11.10	國萬歳酒造北仕込蔵	1棟	秋田市新屋元町142他	國萬歳酒造(株)	
128	平17.11.10	國萬歳酒造作業場	1棟	秋田市新屋元町142他	國萬歳酒造(株)	
129	平17.11.10	國萬歳酒造洋館	1棟	秋田市新屋元町142他	國萬歳酒造(株)	
130	平18.3.2	旧奈良家住宅味噌蔵	1棟	秋田市金足小泉字上前8	秋田県	
131	平18.3.2	旧奈良家住宅文庫蔵	1棟	秋田市金足小泉字上前8	秋田県	
132	平18.3.2	旧奈良家住宅座敷蔵	1棟	秋田市金足小泉字上前8	秋田県	
133	平18.3.2	旧奈良家住宅新住居	1棟	秋田市金足小泉字上前8	秋田県	
134	平18.3.2	旧奈良家住宅南米蔵	1棟	秋田市金足小泉字上前8	秋田県	
135	平18.3.2	旧奈良家住宅北米蔵	1棟	秋田市金足小泉字上前8	秋田県	

136	平18.3.2	旧奈良家住宅北野小休所	1棟	秋田市金足小泉字上前8	秋田県	
137	平18.3.27	渡部家住宅主屋	1棟	鹿角市八幡平字石鳥谷63	個人	
138	平18.3.27	渡部家住宅土蔵	1棟	鹿角市八幡平字石鳥谷63	個人	
139	平18.3.27	渡部家住宅門	1棟	鹿角市八幡平字石鳥谷63	個人	
140	平18.3.27	阿部家住宅主屋	1棟	雄勝郡羽後町田代字尼沢140	個人	
141	平18.3.27	阿部家住宅土蔵	1棟	雄勝郡羽後町田代字尼沢140	個人	
142	平18.3.27	阿部家住宅小屋	1棟	雄勝郡羽後町田代字尼沢140	個人	
143	平18.8.3	森九商店主屋	1棟	秋田市新屋表町9-40	個人	
144	平18.8.3	森九商店工場	1棟	秋田市新屋表町9-40	個人	
145	平18.8.3	森九商店仕込蔵	1棟	秋田市新屋表町9-40	個人	
146	平18.8.3	旧閑善酒店主屋	1棟	鹿角市花輪字上花輪85	特定非営利活動法人 閑善販わい屋敷	
147	平19.7.31	能代市役所第一庁舎	1棟	能代市上町1-3	能代市	
148	平19.7.31	能代市議会議事堂	1棟	能代市上町1-3	能代市	
149	平19.10.2	山内家住宅主屋	1棟	湯沢市吹張二丁目1-4	個人	
150	平19.10.2	山内家住宅裏座敷	1棟	湯沢市吹張二丁目1-4	個人	
151	平19.10.2	山内家住宅文庫蔵	1棟	湯沢市吹張二丁目1-4	個人	
152	平19.10.2	山内家住宅道具蔵	1棟	湯沢市吹張二丁目1-4	個人	
153	平19.10.2	山内家住宅商品蔵	1棟	湯沢市吹張二丁目1-4	個人	
154	平19.10.2	山内家住宅穀蔵	1棟	湯沢市吹張二丁目1-4	個人	
155	平19.10.2	山内家住宅車庫	1棟	湯沢市吹張二丁目1-4	個人	
156	平19.12.5	佐藤養助商店漆蔵資料館土蔵	1棟	横手市増田町増田字本町5	(有)佐藤養助商店	
157	平21.4.28	小西家住宅主屋	1棟	横手市雄物川町薄井字薄井94	個人	
158	平21.4.28	小西家住宅文庫蔵	1棟	横手市雄物川町薄井字薄井94	個人	
159	平21.4.28	小西家住宅座敷蔵	1棟	横手市雄物川町薄井字薄井94	個人	
160	平21.4.28	奥田酒造店店舗兼主屋	1棟	大仙市協和境字境113	個人	
161	平21.8.7	佐々木家住宅主屋	1棟	横手市増田町増田字中町91	個人	
162	平21.8.7	旧佐々虎呉服店(佐々木家住宅)主屋及び座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字中町91	個人	
163	平21.8.7 (平27.1.28)	旧佐々虎呉服店(佐々木家住宅)店蔵	1棟	横手市増田町増田字中町91	個人	平27.1.28 市指定
164	平21.8.7	旧佐々虎呉服店(佐々木家住宅)資材蔵	1棟	横手市増田町増田字中町91	個人	
165	平21.8.7	興文館東海林書店店舗兼主屋及び座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字中町100	個人	
166	平21.8.7	鈴木家住宅旧米蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町130	個人	
167	平21.8.7	旧佐藤三十郎商店店舗兼主屋及び座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町147	個人	
168	平21.8.7	石直商店店舗兼主屋	1棟	横手市増田町増田字七日町122	個人	
169	平21.8.7	石直商店文庫蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町122	個人	
170	平21.11.2	旧杏華堂石田医院座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字上町56他	個人	
171	平21.11.2	旧長江八兵衛商店味噌蔵	1棟	横手市増田町増田字中町66	個人	

172	平21.11.2	佐藤養助漆蔵資料館旧米蔵	1棟	横手市増田町増田字本町5他	(有)佐藤養助商店	
173	平21.11.2	旧清水肉店店舗兼主屋	1棟	横手市増田町増田字本町76	個人	
174	平22.1.15	鶴の湯温泉本陣	1棟	仙北市田沢湖田沢字湯ノ岱2先 先達沢国有林生保内事業区50林班へ小班	個人	
175	平22.4.28	ひろ建築工房事務所兼主屋及び土蔵 (旧高彦製麺所店舗兼主屋及び土蔵)	1棟	秋田市新屋元町127-1	個人	
176	平22.9.10	日の丸醸造本社文庫蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町109-1	日の丸醸造(株)	
177	平22.9.10	山中吉助商店座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字中町104	個人	
178	平22.9.10	佐々平商店文庫蔵	1棟	横手市増田町増田字中町96	個人	
179	平22.9.10	旧栄助商店座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町154-2(ほか)	個人	
180	平22.9.10	高橋茶舗座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町151	個人	
181	平22.9.10	旧石宇商店座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字七日町140	個人	
182	平22.9.10	旧長江八兵衛商店座敷蔵	1棟	横手市増田町増田字中町66	個人	
183	平23.1.26	渡邊家住宅主屋	1棟	仙北市角館町横町51-1(ほか)	個人	
184	平23.1.26	旧対川莊	1棟	雄勝郡羽後町西馬音内字川原田12-2	(株)櫻山	
185	平23.7.25	浅舞酒造店舗	1棟	横手市平鹿町浅舞字浅舞388	浅舞酒造(株)	
186	平23.7.25	浅舞酒造仕込み蔵・貯蔵蔵及び作業場	1棟	横手市平鹿町浅舞字浅舞388	浅舞酒造(株)	
187	平23.7.25	浅舞酒造吟醸蔵及び醸場	1棟	横手市平鹿町浅舞字浅舞388	浅舞酒造(株)	
188	平23.7.25	森子大物忌神社本殿	1棟	由利本荘市森子字八乙女下99-1	大物忌神社	
189	平23.7.25	森子大物忌神社拝殿及び幣殿	1棟	由利本荘市森子字八乙女下99-1	大物忌神社	
190	平24.2.23	旧鮎川小学校屋内運動場	1棟	由利本荘市町村字鳴瀬台65-1	(由利本荘市)	
191	平24.2.23	旧鮎川小学校北校舎棟	1棟	由利本荘市町村字鳴瀬台65-1	(由利本荘市)	
192	平24.2.23	旧鮎川小学校中央校舎棟	1棟	由利本荘市町村字鳴瀬台65-1	(由利本荘市)	
193	平24.2.23	旧鮎川小学校南校舎棟	1棟	由利本荘市町村字鳴瀬台65-1	(由利本荘市)	
194	平25.12.24	長谷寺大仏殿	1棟	由利本荘市赤田字上田表115	長谷寺	
195	平26.4.25	那波紙店店舗兼主屋	1棟	秋田市大町4-219他	個人	
196	平26.4.25	那波紙店文庫蔵	1棟	秋田市大町4-219他	個人	
197	平26.4.25	那波紙店商品蔵	1棟	秋田市大町4-219他	個人	
198	平26.4.25	那波紙店向かい蔵	1棟	秋田市大町5-201-1	個人	
199	平26.4.25	那波紙店五号倉庫	1棟	秋田市大町5-249-11	個人	
200	平26.4.25	新政酒造吟醸蔵	1棟	秋田市大町6-71	個人	
201	平26.4.25	新政酒造明醸蔵	1棟	秋田市大町6-71	個人	
202	平26.4.25	新政酒造愛醸蔵	1棟	秋田市大町6-71	個人	
203	平26.4.25	新政酒造旧感恩講東初蔵及び米蔵	1棟	秋田市大町6-23	新政酒造(株)	
204	平26.4.25	新政酒造旧感恩講西初蔵	1棟	秋田市大町6-134	新政酒造(株)	
205	平27.3.26	旧小坂鉄道小坂駅本屋及びプラットホーム	1棟	鹿角郡小坂町小坂鉄山字古川20-9	小坂町	
206	平27.3.26	旧小坂鉄道小坂駅機関車庫	1棟	鹿角郡小坂町小坂鉄山字古川20-9	小坂町	
207	平27.11.17	松ヶ崎八幡神社本殿	1棟	由利本荘市松ヶ崎字宮ノ腰102	八幡神社	

208	平27.11.17	松ヶ崎八幡神社拝殿・幣殿及び本殿覆屋	1棟	由利本荘市松ヶ崎字宮ノ腰102	八幡神社	
209	平28.11.29	佐々木利三郎家住宅主屋	1棟	由利本荘市岩城亀田大町字肴町14	個人	
210	平28.11.29	佐々木利三郎家住宅米蔵	1棟	由利本荘市岩城亀田大町字肴町14	個人	
211	平28.11.29	佐々木利三郎家住宅人形蔵	1棟	由利本荘市岩城亀田大町字肴町14	個人	
212	平28.11.29	旧本郷家住宅主屋	1棟	大仙市角間川町字西中上町19	大仙市	平29.3.21 所有者変更 平31.2.12 名称変更
213	平28.11.29	旧本郷家住宅洋館	1棟	大仙市角間川町字西中上町19	大仙市	平29.3.21 所有者変更 平31.2.12 名称変更
214	平28.11.29	旧本郷家住宅文庫蔵	1棟	大仙市角間川町字西中上町19	大仙市	平29.3.21 所有者変更 平31.2.12 名称変更
215	平28.11.29	旧本郷家住宅味噌蔵	1棟	大仙市角間川町字西中上町19	大仙市	平29.3.21 所有者変更 平31.2.12 名称変更
216	平29.10.27	旧小坂鉱山工作課原動室	1棟	鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館34-5	小坂町	
217	平30.3.27	旧大倉沢報徳館	1棟	由利本荘市大倉沢字大沢16-2	由利本荘市大倉沢町内会	
218	平30.11.2	今野商店店蔵	1棟	横手市大森町字大森175	個人	
219	平30.11.2	今野商店土蔵	1棟	横手市大森町字大森175	個人	
220	平30.11.2	東北聖書バプテスト十文字教会	1棟	横手市十文字町栄町18-1、19-1	東北聖書バプテスト十文字教会	
221	平31.3.29	四同舎(旧湯沢酒造会館)	1棟	湯沢市前森1-11-1ほか	個人	
222	平31.3.29	顧空庵	1棟	湯沢市湯ノ原1-275-1ほか	(医)恭和会	
223	令2.4.3	鈴木酒店事務所兼主屋	1棟	大仙市長野字二日町9	合名会社鈴木酒店	
224	令2.4.3	鈴木酒店上座敷	1棟	大仙市長野字二日町9	合名会社鈴木酒店	
225	令2.4.3	鈴木酒店文庫蔵	1棟	大仙市長野字二日町9	合名会社鈴木酒店	
226	令2.4.3	鈴木酒店前蔵	1棟	大仙市長野字二日町9	合名会社鈴木酒店	
227	令2.4.3	鈴木酒店中蔵及び袖蔵	1棟	大仙市長野字二日町9	合名会社鈴木酒店	
228	令2.4.3	鈴木酒店北蔵	1棟	大仙市長野字二日町9	合名会社鈴木酒店	
229	令2.4.3	鈴木酒店仕込蔵	1棟	大仙市長野字二日町9	合名会社鈴木酒店	
230	令3.2.4	季子家住宅主屋	1棟	横手市増田町吉野字村ノ後58	個人	
231	令3.2.4	季子家住宅内蔵	1棟	横手市増田町吉野字村ノ後58	個人	
232	令3.2.4	季子家住宅外蔵	1棟	横手市増田町吉野字村ノ後58	個人	
233	令3.2.4	料亭貞好	1棟	横手市大森町字大森11-7	個人	
234	令3.2.4	旧加藤茶舗店蔵	1棟	横手市十文字町字曙町7-3	十文字製麺合資会社	

登録有形民俗文化財

1件

番号	登録年月日 (抹消年月日)	名 称	員数	所 在 地	所有者	備 考
1	平26.2.24	秋田南外の仕事着	341点	大仙市南外字松木田193-1	大仙市	

登録記念物(動物)

1件2か所

番号	登録年月日 (抹消年月日)	名 称	員数	所 在 地	所有者	備 考
1	平20.7.28	田沢湖のクニマス(標本)		秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館 仙北市田沢湖潟字ヨテコ沢4 仙北市田沢湖クニマス未来館	(秋田県) (仙北市)	平29.6.21所在変更(仙北市田沢湖クニマス未来館)

記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財(国記録選択無形文化財)

3件

番号	選択年月日	名 称	所在地	(保持者)	備 考
1	昭30.3.19	秋田銀線細工	秋田県	(個人) (個人)	昭38.2.25 保持者死亡 昭47.3.10 保持者死亡
2	昭32.3.30	紫根染・茜染	秋田県	(個人)	昭39.6.27 保持者死亡 平4.4.10 県指定解除
3	昭32.3.30	能代春慶	秋田県	(個人)	昭35.7.30 保持者死亡

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国記録選択無形民俗文化財)

(1) 風俗慣習関係

5件

番号	選択年月日	名 称	員数	地 域	記録作成年度
1	昭29.11.1	正月行事		秋田県、岩手県、新潟県、埼玉県、長野県、三重県、岡山县、島根県、徳島県、大分県、鹿児島県	昭30年度記録作成
2	昭30.3.1	田植に関する習俗		秋田県、岩手県、茨城県、新潟県、富山県、岐阜県、島根県、広島県、高知県、長崎県、鹿児島県	昭31年度記録作成
3	昭32.3.1	狩獵習俗		秋田県、山形県、茨城県、新潟県、宮崎県	昭38年度記録作成
4	昭34.3.1	八郎潟漁撈習俗		秋田県	昭37年度記録作成
5	昭58.12.16	羽後のイタコ習俗		秋田県	昭59年度記録作成

(2) 民俗芸能・行事関係

17件

番号	選択年月日	名 称	員数	所 在 地	保護団体	備 考
1	昭45.6.8	大日堂舞楽		鹿角市八幡平	大日堂舞楽保存会	昭51.5.4 国指定
2	昭46.4.21	保呂羽山の霜月神楽		横手市大森町八沢木	保呂羽山霜月神楽保存会	昭52.5.17 国指定
3	昭46.11.11	西馬音内の盆踊		雄勝郡羽後町西馬音内	西馬音内盆踊保存会	昭56.1.21 国指定
4	昭47.8.5	根子番楽		北秋田市阿仁根子	根子番楽保存会	昭39.11.7 県指定 平16.2.6 国指定
5	昭48.11.5	おやま囃子		仙北市角館町	角館おやま囃子保存会	平3.2.2 国指定
6	昭51.12.25	秋田万歳		秋田市	秋田万歳保存会	昭49.10.12 県指定
7	昭53.12.8	毛馬内の盆踊		鹿角市十和田毛馬内	毛馬内盆踊保存会	昭47.6.10 県指定 平10.12.16 国指定
8	昭54.12.7	綴子の大太鼓		北秋田市綴子	綴子の大太鼓保存会	
9	昭56.12.24	小滝のチョウクライロ舞		にかほ市象潟町小滝	小滝舞楽保存会	昭41.3.22 県指定 平16.2.6 国指定
10	昭56.12.24	能代のナゴメハギ		能代市浅内、中浅内、黒岡	浅内ナゴメハギ保存会	
11	昭58.12.16	荒処の沼入り梵天行事		横手市平鹿町醒醐字荒処	荒処沼入り梵天保存会	昭63.8.19 県指定
12	昭61.12.17	中里のカンデッコあげ行事		仙北市西木町下檜木内字中島	中里カンデッコあげ保存会	平3.3.19 県指定
13	平8.11.28	猿倉人形芝居		由利本荘市石脇宇田尻 北秋田市増沢 雄勝郡羽後町野中	木内勇吉一座 吉田千代勝一座 鈴木榮太郎一座	昭49.10.12 県指定
14	平8.11.28	本海番楽		由利本荘市鳥海町	鳥海町郷土芸能保存会	昭39.11.17 県指定 平23.3.9国指定
15	平17.2.21	阿仁地方の万灯火		北秋田市 上小阿仁村		
16	平20.3.13	象潟の盆小屋行事		にかほ市象潟町	象潟町盆小屋行事保存会	
17	平24.3.8	鳥海山北麓の獅子舞番楽		由利本荘市 にかほ市	屋敷番楽保存会 坂之下番楽保存会 濁川獅子舞保存会 伊勢居地番楽保存会 釜ヶ台番楽保存会 冬郎番楽保存会 鳥海山小滝番楽保存会 横岡番楽保存会	

秋田県記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(県記録選択無形民俗文化財)

12件

番号	選択年月日	名 称	員数	所 在 地	主たる保護団体	備 考
1	平2.3.20	土崎港祭りの曳き山行事		秋田市土崎港	土崎神明社奉贊会	平6.8.16 県指定 平9.12.15 国指定
2	平2.3.20	七高神社の正月年占行事		にかほ市院内字城前64	七高神社 七高神社責任役員	平21.3.13 県指定
3	平3.3.19	長谷寺の赤田大仏祭り		由利本荘市赤田	赤田町内会	平9.3.14 県指定
4	平3.3.19	大曲の綱引き行事		大仙市大曲上大町	大曲綱引き委員会	平23.3.22 県指定
5	平4.4.10	田代岳の岳参り作占い行事		大館市早口字田代山119	田代山神社	
6	平4.4.10	木境大物忌神社の虫除け祭り		由利本荘市矢島町城内字木境	木境山大物忌神社講中	平13.3.16 県指定
7	平7.3.17	横手の送り盆行事		横手市各町内	横手市送り盆まつり 委員会	平10.3.20 県指定
8	平8.3.12	能代のねぶ流し行事		能代市市内	五丁組各自治会	
9	平11.8.5	三助稲荷神社の梵天行事		横手市大森町袴形	三助稲荷梵天行事 保存会	
10	平14.3.5	一日市盆踊		南秋田郡八郎潟町字一日市	一日市郷土芸術研究会	平18.3.20 県指定
11	平23.3.17	東由利のしめ張り		由利本荘市東由利	須郷集落 土湯沢集落 藤沢集落 高屋集落 須郷田集落 五海保集落	
12	平23.3.17	湯沢市岩崎の鹿嶋まつり		湯沢市岩崎	末広町内会 栄町内会 緑町内会	

写真提供

男鹿市
北秋田市教育委員会
由利本荘市教育委員会
湯沢市教育委員会
一般社団法人秋田県観光連盟
一般社団法人あきた白神ツーリズム
伊豆俊信

秋田県文化財保存活用大綱

秋田の宝を未来につなぐ

発 行 令和3年（2021）3月
編 集 秋田県教育委員会
〒010-8580
秋田市山王三丁目1番1号
電 話 018-860-5192
FAX 018-860-5816

印 刷 株式会社 塚田美術印刷

裏表紙写真

上 白神山地 (藤里町、八峰町)

左下 角館のシダレザクラ (仙北市)

右下 西馬音内の盆踊 (羽後町)



令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)